

14.4

519

14. 4-519



1200501206975



始



14.4
307

昭和三年十二月發刊

上水道統計及報告

第四十號

(以印刷代騰寫)

上水協議會

144-519



目次

發行所寄贈本

一 上水協議會ノ沿革.....	一
一 上水協議會會員加盟年月表.....	一
一 上水協議會開催年月表.....	五
一 上水協議會規則.....	六
協定事項.....	六
協定上水試験法.....	六
統計諸表様式.....	五九
上水道職工ノ夫取締同盟規約.....	五九
上水協議會ノ職員.....	六〇
一 昭和四年度上水協議會歳入出豫算.....	六〇
一 昭和三年度加盟各所負擔額對照表.....	六七
一 昭和四年度上水協議會會費負擔額調.....	六八
一 自昭和三年度制水弁及排氣弁調査費更正繼續年期及支出方法.....	七九
一 至昭和四年度.....	七九



二

一昭和三年度上水協議會歲入出追加豫算.....	八一
一昭和二年度上水協議會歲入出決算.....	八三
一水道統計	
(一) 工事、工費並規模.....	八九
(二) 水源、水路.....	一〇四
其一、水源.....	一〇四
其二、鑿井.....	一一五
其三、原水貯水池.....	一二二
其四、導水路.....	一二九
(三) 淨水場.....	一三八
其一、沈澄池.....	一三八
其二、濾過池.....	一四四
其三、淨水池.....	一五二
(四) 唧筒.....	一六〇
其一、取水唧筒.....	一六〇

其二、送水唧筒.....	一六七
(五) 水管並水壓.....	折込表
(六) 經常收支.....	一七九
其一、收入.....	折込表
其二、支出.....	一七九
(七) 配水實費.....	一八八
(八) 水道ト河井トノ使用比較.....	一九六
(九) 水質試驗表.....	二〇八
其一、濾過水質試驗成績.....	二〇八
其二、各種水質試驗成績.....	三四六
(十) 源水、濾過水比較試驗成績.....	四〇一
(十一) 水ニ因スル三病比較表.....	四五五
(十二) 水質完全分析成績.....	五〇二
一、報告.....	五五一
會員記事.....	五五一

三

水道條例第三條及第十一條但書ノ規定ニ依ル命令ニ關スル件中改正……………五五二

水量メートル檢定實施ニ關スル對策委員會經過……………五五二

建議實行委員會經過……………五七一

一、附 錄……………一

水道鐵管流量算定ノ標準公式ニ就イテ……………東京市水道局淨水課長 技師 岩 崎 富 久

上水道統計及報告第十四號

上水協議會ノ沿革

上水協議會ハ改良水道ヲ有スル全國各所ノ當事者會同シ上水道ニ關スル諸種ノ事項ヲ研究シ且相互報告類ヲ交換スル目的ヲ以テ明治三十七年東京市ノ首唱ニ依リ成立シタルモノニシテ爾來毎年一回各所輪番ニ開催シ其ノ費用ハ全部主權地ニ於テ負擔スルヲ例トシタルモ本會ノ振興發展ヲ期スル爲從來ノ制度ヲ變更シテ本會ノ經費ハ之ヲ會員ノ負擔トシ且本會ニ於テ上水道ニ關スル統計報告其ノ他ノ事項ヲ輯録刊行シ會員ニ配付スルコトナリ大正十一年度ヨリ之ヲ實施セリ

上水協議會會員加盟年月表

會員名	所 在	如 盟 年 月	會員名	所 在	加 盟 年 月
東京市	東京府	明治三十七年三月	橫濱市	神奈川縣	明治三十七年三月
大阪市	大阪府		長崎市	長崎縣	
神戸市	兵庫縣	同	廣島市	廣島縣	同

室蘭市	鹿兒島市	若松市	和歌山市	鳥取市	那霸市	尼崎市	釧路市	峰山町	平山町	山形市	松江市	株式會社	松本市	高知市	大牟田市	福井市	澁谷町	谷村町
北海道	鹿兒島縣	福山縣	和歌山縣	鳥取縣	沖繩縣	兵庫縣	北海道	京都府	福島縣	山形縣	島根縣	東京府	長野縣	高知縣	福岡縣	福井縣	東京府	山梨縣
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大正四年三月	五年四月	五年三月	五年四月	六年六月	六年八月	七年十一月	七年十一月	七年十一月	七年十一月	七年十一月	七年十一月	七年十一月	七年十一月	九年七月	九年七月	十年八月	十年九月	十年九月
上田市	長野縣	長野縣	長野縣	長野縣	長野縣	長野縣	長野縣	長野縣	長野縣	長野縣	長野縣	長野縣	長野縣	長野縣	長野縣	長野縣	長野縣	長野縣
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大正十年九月	十二年四月	十二年四月	十二年四月	十二年四月	十二年四月	十二年四月	十二年四月	十二年四月	十二年四月	十二年四月	十二年四月	十二年四月	十二年四月	十二年四月	十二年四月	十二年四月	十二年四月	十二年四月

臺灣總督府	函館市	佐世保市	下關市	秋田縣	岡山市	京都府	名古屋市	堺市	新瀉縣	青森縣	吳市	門司市	朝鮮總督府	小樽市	關東廳	高崎市	甲府市
臺北	北海	長崎縣	山口縣	秋田縣	岡山縣	京都府	愛知縣	大阪府	新瀉縣	青森縣	廣島縣	福岡縣	京城府	北海道	關東廳	高崎縣	甲府縣
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
明治三十八年九月	三十九年八月	三十九年八月	三十九年八月	三十九年八月	四十二年六月	四十二年六月	四十二年六月	四十二年六月	四十二年六月	四十二年六月	四十二年六月	四十二年六月	四十二年六月	四十二年六月	四十二年六月	四十二年六月	四十二年六月
長野縣	宮城縣	宮城縣	宮城縣	宮城縣	宮城縣	宮城縣	宮城縣	宮城縣	宮城縣	宮城縣	宮城縣	宮城縣	宮城縣	宮城縣	宮城縣	宮城縣	宮城縣
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
明治四十四年十月	四十五年六月	四十五年六月	四十五年六月	四十五年六月	四十五年六月	四十五年六月	四十五年六月	四十五年六月	四十五年六月	四十五年六月	四十五年六月	四十五年六月	四十五年六月	四十五年六月	四十五年六月	四十五年六月	四十五年六月

上水協議會開催年月表

主催地名	開催回次	開催年月	主催地名	開催回次	開催年月
東京市	第一回	明治三十七年三月	臺灣總督府	第十四回	大正六年八月
大阪市	第二回	三十八年十月	臺南市	第十五回	七年十一月
長崎市	第三回	三十九年十月	大坂市	第十六回	八年十月
横濱市	第四回	四十年七月	小樽市	第十七回	九年八月
神戸市	第五回	四十一年九月	横濱市	第十八回	十年九月
臺灣總督府	第六回	四十二年九月	名古屋	第十九回	十一年十月
廣島市	第七回	四十三年十月	甲府市	第二十回	十二年十月
東京市	第八回	四十四年十月	小倉、門司、若松、三市聯合主催	第二十一回	十三年十月
岡山府	第九回	大正元年十月	高崎市	第二十二回	十四年十月
朝鮮總督府	第十回	二年十月	京城府	第二十三回	十五年十月
新潟市	第十一回	三年十月	鹿兒島市	第二十四回	昭和二年十月
佐世保市	第十二回	四年五月	函館市	第二十五回	三年七月
京都市	第十三回	五年十一月			

會員名	所在	加盟年月	會員名	所在	加盟年月
元山府	朝鮮咸鏡南道	大正十五年四月	豐原町	樺太	昭和二年五月
目黒町	東京府荏原郡	同	大邱府	朝鮮慶尚北道	同
高砂町	兵庫縣加古郡	同	福島縣	福島縣	同
釜山府	朝鮮慶尙南道	同	青島市	山東省	同
荒玉組	北豐島郡	同	新發田町	新潟縣	同
仁川府	朝鮮京畿道	同	大分市	大分縣	同
長岡市	新潟縣	同	新井町	東京府荏原郡	同
前橋市	群馬縣	同	大井町	東京府荏原郡	同
大津市	滋賀縣	同	統營	朝鮮慶尙南道	同
大津市	滋賀縣	同	統營	朝鮮慶尙南道	同
鎮南浦府	朝鮮全羅北道	同	大分市	大分縣	同
鎮南浦府	朝鮮全羅北道	同	大分市	大分縣	同
平壤府	朝鮮平安南道	昭和二年四月	大分市	大分縣	同
五所川原町	青森縣	同	大分市	大分縣	同
川崎市	神奈川縣	同	大分市	大分縣	同
大泊町	神奈川縣	同	大分市	大分縣	同
豐橋市	愛知縣	同	大分市	大分縣	同
金澤市	石川縣	同	大分市	大分縣	同

上水協議會規則

大正六年第十四回會議ニ於テ組織變更勅諭成立
大正九年第十七回會議ニ於テ改正規則實施決議
大正十年第十八回會議ニ於テ改正規則第一項追加
大正十一年第十九回會議ニ於テ第三條中一項追加
大正十二年第二十回會議ニ於テ第二十一條追加
大正十三年第二十一回會議ニ於テ第六條第九條改正
大正十四年第二十二回會議ニ於テ第六條第九條改正
大正十五年第二十三回會議ニ於テ第六條第九條改正

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ上水道ニ關スル諸般ノ事項ヲ研究調査シ其ノ改良進歩ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ上水協議會ト稱ス
- 第三條 本會ハ官廳市區町村會社等ニシテ上水道ヲ經營スルモノ及上水道敷設計畫中ノモノヲ以テ會員トス
- 官廳ニシテ直接水道ノ經營ヲ爲ササルモ官公署ノ施設經營ヲ監督スルモノハ前項ノ會員ト看做ス
- 第四條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲會議ヲ開催シ水道統計類ヲ輯録シテ會員ニ配付ス
- 第五條 本會ニ關スル事務ヲ處理スル爲理事一名ヲ置ク
理事ハ會議ニ於テ會員中ヨリ出席會員之ヲ選舉ス投票同數ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
理事ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二箇年トス但シ重任スルコトヲ得
- 第六條 本會ニ主事一名書記其他ノ職員若干名ヲ置ク

前項ノ職員ハ有給トシ理事之ヲ任免ス但シ其ノ一部ヲ無給トスルコトヲ得
職員ノ給與其ノ他ニ關シ必要ナル事項ハ理事之ヲ定ム

第二章 職務權限

- 第七條 理事ハ會議ノ都度次年度ノ豫算ヲ提出シ且前年度ノ收支決算ヲ報告スヘシ
- 第八條 理事ハ現金ノ收支並水道統計類議事録ノ編纂刊行ニ關スル事務ヲ總理ス
- 第九條 主事及書記其ノ他職員ハ理事ノ指揮ヲ受ケ會務ニ従事ス

第三章 會 議

- 第十條 會議ハ毎年一回之ヲ開キ會員ヨリ提出シタル議案其ノ他ノ事項及豫算決算ヲ議決ス
會議開催地ハ前年ノ會議ニ於テ豫メ之ヲ定ム
- 第十一條 會議ノ招集、會議ノ議長其ノ他會議ニ關スル一切ノ事務ハ開催地會員之ヲ擔任ス
- 第十二條 開催地會員ハ理事ト協議ノ上内務省其ノ他關係當局ニ對シ會議ニ臨席ヲ請求スヘシ
- 第十三條 會員ハ其ノ代表者ヲ會議ニ出席セシムヘシ
- 第十四條 會議ノ議事ハ出席會員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ據ル
- 第十五條 會議ハ議案其ノ他ノ事項ヲ調査スル爲委員ヲ設クルコトヲ得
- 第十六條 委員ハ出席會員中ヨリ之ヲ選舉ス但シ議長ノ指名ニ委スルコトヲ得

第十七條 委員會ハ委員長一名ヲ互選スヘシ

第十八條 委員及委員長ノ選舉ハ無記名投票トシ比較多數者ヲ以テ當選者トス同數者アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 委員長ハ委員會ヲ招集シ議事ヲ整理シ其ノ經過及結果ヲ會議ニ報告スヘシ

第二十條 委員會ハ委員半數以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス其ノ議決ハ過半數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ委員長之ヲ決ス

第二十一條 議長ハ必要ニ應ジ分科會ヲ設クルコトヲ得

分科會ニ於テハ委員會ニ關スル規定ヲ準用ス

第二十二條 開催地會員ハ會議終了後議事録編纂ニ要スル一切ノ資料ヲ理事ニ回附スヘシ

第四章 水道統計類及議事録

第二十三條 水道統計類ニハ上水道ニ關スル統計、報告其ノ他ノ事項ヲ輯録シ議事録ニハ議事、講演其ノ他會議ニ關スル事項ヲ掲載ス

第二十四條 水道統計類ハ毎年六月及十二月ノ二回ニ議事録ハ次回會議開催二箇月以前ニ發刊ス但シ協定ニ依ル統計表ハ十二月發刊ノ分ニ掲載ス

第二十五條 水道統計類及議事録ノ配布部數ハ會議ニ於テ之ヲ決ス

第五章 會計

第二十六條 本會ノ經費ハ會員之ヲ負擔ス

前項ノ經費ハ其ノ半額ヲ均分シ他ノ半額ハ左ノ標準ニ依リ按分シテ之ヲ定ム但シ水道敷設計畫中ニ係ル會員ノ按分率ハ各其ノ二分ノ一トス

級別	會	員	別	按分率
一級	臺灣總督府、朝鮮總督府、關東廳、南滿洲鐵道株式會社	總戶數	四萬以上ノ市區町村	一〇〇
二級	總戶數	三十萬以上四十萬未満ノ市區町村		九〇
三級	同	二十萬以上三十萬未満ノ市區町村		八〇
四級	同	十五萬以上二十萬未満ノ市區町村		七〇
五級	同	十萬以上十五萬未満ノ市區町村		六〇
六級	同	五萬以上十萬未満ノ市區町村		五〇
七級	同	三萬以上五萬未満ノ市區町村		四〇
八級	同	一萬以上三萬未満ノ市區町村		三〇
九級	同	千以上一萬未満ノ市區町村		二〇
十級	同	千未満ノ市區町村		一〇

- 前項ノ戸數ハ前年末現在數ニ依ル
- 第二十七條 前條ノ負擔額ハ毎年四月一日ヨリ六月末日迄ニ理事ニ納付スヘシ
新ニ入會シタルモノノ負擔額ハ當該年度ニ於ケル同一級會員ノ負擔額ニ依リ月割ヲ以テ隨時指定期限内ニ納付セシム其ノ級別ニ據リ難キモノハ會議ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム年度ノ中途ニ於テ退會スルモ當該年度ノ負擔額ハ之ヲ納付セシム
- 第二十八條 會議ニ要スル費用ハ開催地ノ會員ノ意見ヲ徵シ理事之ヲ定ム
前項ノ費用ハ開催地會員ヨリ現金ノ前渡シヲ請求スルコトヲ得
- 第二十九條 開催地會員ハ會議終了後直ニ會議費精算書ヲ作り理事ニ提出スヘシ
- 第三十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月末日ニ終ル
- 第三十一條 本會ノ現金ハ信用アル銀行ニ預ケ入レ之ヲ出納スヘシ
- 第三十二條 豫算各費目ハ之ヲ流用スルコトヲ得
- 第三十三條 決算ノ結果剩餘金ヲ生シタルトキハ之ヲ準備金トシテ積立ツ
- 第三十四條 準備金ノ處分ハ會議ノ議決ニ依ル
- 第三十五條 收支計算上錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ四捨五入ノ法ニ依ル

附 則

- 第三十六條 本規則ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第三十七條 本規則ハ會員ノ三分ノ二以上出席シ其ノ過半數ノ同意アルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス
- 第三十八條 協定上水試験法及協定事項其ノ他本則ニ抵觸セサル事項ハ從前ノ協定ニ依ルモノトス

● 協 定 事 項

協定上水試験法 (大正十五年第二十三回上水協議會ニ於テ改正議決)

第一 採 酌 法

- 一、上水試験用ノ採酌ハ左ノ三部ヨリスルコト
- 一、水 源
 - 二、毎年春秋ノ二季ニ水源適宜ノ地ニ就キ採酌ス
 - 水源地ニ沈澄池ヲ有スルモノハ本條ニ據ル
 - 其他ハ必要ニ應シ臨時採酌ヲ行フヘシ
- 二、淨 水 場
 - 濾池、淨水池、溜井及沈澄池ハ毎日一回採酌スルコト

濾池、淨水池、溜井等甚々遠隔スルモノハ其ノ給水栓ニ就キ本條ヲ適用ス
事情ニ依リ一週一回迄ハ省略スルコトヲ得

三、給水栓

適宜ノ部分ニ就キ時々採酌スヘシ

二、採水器具ハ「ハイロート」氏法或ハ「エスマルヒ」氏法ニ據ルモノヲ用フルコト、但シ細菌學的検査
用ノモノハ各個ノ瓶ニ所屬スル全裝置ヲ殺菌スヘシ

三、濾池、淨水池、溜井等ニ於テハ可成周圍及ヒ深サノ中央ヨリ採酌スルコト

四、給水栓ヨリ採酌スルトキハ充分開放シテ五分時以上放流セシメタル後採酌スルコト

五、一定所ニ於ケル採酌ハ細菌學的検査用ノモノヲ先ニシテ化學的検査用ノモノヲ後ニスルコト

六、濾池、淨水池、溜井ニ於テ採酌スル場合ニ被蓋アル部ニシテ降雨ノ際ナルトキハ開放ノ爲ニ汚水
混入ノ虞アルヲ以テ暫時ノ後水質平均スルヲ待ツテ採酌スルコト

第一一 理化學的試驗

凡 例

一、本試験法ニ於テ使用セル略字、記號、度量衡ハ總テ第四改正日本藥局方ノ規定ニ據ルコトセリ。

二、試薬ハ製法及ヒ含有量ニ關シ特別ノ記載アルモノ竝ニ現行日本藥局方外ノモノヲ除ク外、第四改
正日本藥局方ノ規定セルモノヲ使用スルモノトス。

三、單ニ「プロセント」トアルハ重量「プロセント」ヲ示スモノニシテ、溶液百重量中ニ存スル藥品
ノ重量ヲ指スモノトス。

四、容量「プロセント」ハ溶液百容積中ニ存スル藥品ノ容積ヲ指スモノトス。

試 驗 法

一、温 度

水温ハ採酌所ニ於テ「ベツタンコーフェル」氏採水檢温器ヲ以テ測リ、氣温ハ可成採酌所ニ近キ處
ニ於テ日光ノ直射ヲ避ケテ測ルヘシ、而シテ其ノ測定時間ハ十分時間、示度ハ攝氏ニ依ルモノト
ス。

二、濁 度

檢水百立方センチメートル (100c.c.m.) (濁濁甚タシキ場合ハ少量ヲ採リ蒸餾水ヲ以テ百立方セン
チメートル (100c.c.m.) ニ稀釋ス) ト濁度既知ノ標準液トヲ各別ノ「ネスレル」管 (無色平底硝子管
ニシテ管底ヨリ二十センチメートル (20cm.) ノ所ニ百立方センチメートル (100c.c.m.) ノ度目ヲ

有スルモノ)ニ採リ、黒紙上ニテ上方ヨリ透視シテ濁度ヲ定ム。但シ、濁度ハ蒸餾水一リートル(1L)中ニ白陶土一ミリグラム(1mg)ヲ含ムモノヲ以テ一度ト定ム。

三、色 度

檢水百立方センチメートル(100c.c.m.)ト色度既知ノ標準液トヲ各別ノ「ホスレル管」ニ採リ、白紙上ニ置キ上方ヨリ透視シ比色檢定ス。但シ色度ハ四萬倍ビスマルクブラウン水溶液一立方センチメートル(1c.c.m.)ヲ蒸餾水ヲ以テ稀釋シ、全容積ヲ一リートル(1L)トナシタルモノヲ一度ト定ム。

四、臭 味

檢水百五十立方センチメートル(150c.c.m.)ヲ内容五百立方センチメートル(500c.c.m.)ノ共口「エルレンマイエルコルベン」ニ採リ、栓塞シ重湯煎又ハ熱板上ニテ殆ント沸騰スルニ至リ、五分間放冷シ振盪シテ臭味ヲ檢ス。

五、反 應

反應ハ「ロゾール酸溶液」ヲ以テ檢ス。評語ハ「弱酸性」「中性」「弱アルカリ性」及ヒ「アルカリ性」トス
「ロゾール酸溶液製法」

「ロゾール酸一グラム(1g)ヲ八十容量プロセント」「アルコホル」五百立方センチメートル(500c.c.m.)ニ溶解シ茲ニ得タル橙黄色ノ液ニ「バリット水」ヲ加ヘテ液色ノ正ニ赤色ニ變セントスルノ

度ニ至ラシム。

「バリット水」製法

「アルカリ」ヲ含マサル純粹ナル水酸化バリウム」三・五グラム(3.5g)及ヒ「クロールバリウム」〇・二グラム(0.2g)ヲ蒸餾水ニ溶解シ、全量ヲ一リートル(1L)トナシ靜置シテ偶々存在スル炭酸バリウム」ヲ沈定セシムヘシ。

(イ)「アルカリ度」ノ測定

檢水百立方センチメートル(100c.c.m.)ヲ内容二百五十立方センチメートル(250c.c.m.)ノ共口「ルベン」ニ採リ、「エリトロシン」溶液一立方センチメートル(1c.c.m.) (及ヒ中性ノ「クロロホルム」五立方センチメートル(5c.c.m.)ヲ加ヘ振盪シ、此際クロロホルム「カ蔷薇紅色ヲ呈セハ(水酸化物、重炭酸鹽、又ハ炭酸鹽、存在ノ徴)之ニ五十分ノ一定期硫酸ヲ滴下シ、振盪シテ「クロロホルム」ノ脱色スルニ至ラシム。而シテ其ノ「アルカリ度ハ炭酸カルチウム」トシテ計算シ、消費セル五十分ノ一定規硫酸ノ立方センチメートル數ニ、十ヲ乘シタル數ヲ以テ示ス。「エリトロシン」溶液ハ「エリトロシン(ナトリウム鹽)〇・五グラム(0.5g)ヲ新タニ煮沸シタル蒸餾水一リートル(1L)ニ溶解シタルモノナリ。

(ロ) 酸度ノ測定

檢水百立方センチメートル (100c.cm.) ヲ磁製蒸發皿或ハ白紙上ニ置キタル「エルレンマイエルコ
ルベン」ニ採リ、「フェノールフタレイン溶液四滴ヲ加ヘ、五十分ノ一定規炭酸ナトリウム」溶液
ヲ以テ滴定ス。總酸度ハ消費セル炭酸ナトリウム溶液ノ立方センチメートル數ニ、十ヲ乗シタル
數ヲ以テ示ス。

五十分ノ一定規炭酸ナトリウム溶液製法

無水炭酸ナトリウム一・〇六グラム (1.06g.) ヲ煮沸シテ炭酸瓦斯ヲ驅逐シタル蒸餾水ニ溶解シ、全
容積ヲ一リートル (1l.) トシタルモノニシテ、其ノ一立方センチメートル (1c.cm.) ハ炭酸カルチ
ウム一ミリグラム (1mg.) ニ對應ス。

「フェノールフタレイン溶液製法

「フェノールフタレイン五グラム (5g.) ヲ五十容量プロセント」ノ「アルコホル」ニ溶解シ、全容積
ヲ一リートル (1l.) トナシ十分ノ一定規苛性カリ」ヲ以テ中和シテ製ス。

尙酒精ハ煮沸シテ炭酸瓦斯ヲ驅逐シタル蒸餾水ヲ以テ稀釋シタルモノナリ。

六、「クロール」の定量

檢水五十立方センチメートル (50c.cm.) ヲ直徑十五センチメートル (15cm.) ノ磁製蒸發皿又ハ白紙
上ニ置キタル「ペーヘル」ニ採リ、「クローム酸カリウム溶液一立方センチメートル (1c.cm.) ヲ加

ヘ、標準硝酸銀溶液ヲ以テ滴定シテ微ニ赤色ヲ呈スルニ至ラシム。

其ノ終末點ヲ知ルニハ檢水ト同様ノ器ニ蒸餾水五十立方センチメートル (50c.cm.) 及ヒ「クロー
ム酸カリウム溶液一立方センチメートル (1c.cm.) ヲ入レタルモノノ色相ト比較セハ容易ナリ。「ク
ロール」ノ含量大ニシテ標準硝酸銀溶液二十五立方センチメートル (25c.cm.) 以上ヲ消費スル時
ハ檢水ヲ少量ニ採リ、蒸餾水ニテ稀釋シテ用ヒ、之ニ反シ「クロール」ノ含量甚タ少ナル時ハ檢水
二百五十立方センチメートル (250c.cm.) ヲ採リ蒸發シテ五十立方センチメートル (50c.cm.) ニ濃
縮シテ試験ス。

檢水ノ色度三十度以上ナル時ハ水酸化「アルミニウム」ヲ以テ脱色シタル後試験ヲ行ヒ、檢水酸性
ナル時ハ炭酸ナトリウム溶液ヲ以テ中和シ之ニ反シ「アルカリ性ナル時ハ「フェノールフタレイ
ン」ヲ標示藥トシテ硫酸ニテ中和シタル後滴定ス。

標準「クロールナトリウム溶液製法

純粹ナル「クロールナトリウム」一六・四八グラム (16.48g.) ヲ蒸餾水ニ溶解シテ全容積ヲ一リー
トル (1l.) トナシ其ノ百立方センチメートル (100c.cm.) ヲ採リ蒸餾水ヲ以テ稀釋シテ一リートル
(1l.) トナス、其ノ一立方センチメートル (1c.cm.) ハ「クロール」〇・〇〇一グラム (0.001g.) ヲ含
ム。

標準硝酸銀溶液製法

硝酸銀二・四グラム (2.4g) ヲ蒸留水ニ溶解シテ全容積ヲ一リートル (1l) トナシ、前記クロールナトリウム溶液ヲ以テ本液ノ一立方センチメートル (1c.m.) カ正シク「クロール」ノ〇・〇〇〇五グラム (0.0005g) ニ對應スル様力價ヲ定ム。

「クローム酸カリウム溶液製法

「クローム酸カリウム五十グラム (50g) ヲ少量ノ蒸留水ニ溶解シ、之ニ微赤色ノ沈澱ヲ生スルニ至ルマテ硝酸銀液ヲ加ヘテ濾過シ其ノ濾液ニ蒸留水ヲ加ヘテ一リートル (1l) トナス。

七、硫 酸

檢水二十立方センチメートル (20c.m.) ニ鹽酸ヲ加ヘ酸性トナシタル後「クロームバリウム」溶液ヲ加ヘ十二時間放置シタル後上清ヲ傾斜シ殘留セル硫酸「バリウム」ノ量ニヨリ其ノ多少ヲ定ム。評語ハ微痕跡、痕跡、極少量、少量、トス。但シ多量ノ場合ニハ定量ヲ行フヘシ。

八、硝 酸

檢水二十立方センチメートル (20c.m.) ニ「サリチール酸ナトリウム溶液 (1.100) 一立方センチメートル (1c.m.)」ヲ加ヘテ蒸發乾燥シ、冷後硫酸一立方センチメートル (1c.m.) ヲ加ヘテ殘留物ノ全面ヲ濕シ、後蒸留水及ヒ「アムモニア水、各十立方センチメートル (10c.m.)」ヲ加ヘテ比色

スヘシ。

九、亞 硝 酸

(イ) 定 性 法

檢水五十立方センチメートル (50c.m.) ニ稀硫酸 (硫酸一容積及ヒ水二容積ヨリナル) 一立方センチメートル (1c.m.) ノ割合ヲ以テ、密閉シ得ヘキ硝子圓筒ニ採リ之ニ沃度亞鉛澱粉溶液ヲ加ヘテ試験ス。

(ロ) 定 量 法

檢水五十立方センチメートル (50c.m.) ヲ「ネスレル管ニ採リ、(若シ著色セル時ハ亞硝酸鹽ヲ含マサル水酸化アルミニウム」ニテ脱色ス (別ニ數個ノ「ネスレル管ニ夫々標準亞硝酸溶液 〇・〇、〇・一、〇・二、〇・四、〇・七、一・〇、一・四、一・七、二・〇、及ヒ二・五立方センチメートル (0.0, 0.1, 0.2, 0.4, 0.7, 1.0, 1.4, 1.7, 2.0, 2.5c.m.) ヲ入レ亞硝酸ヲ含有セサル水ヲ以テ五十立方センチメートル (50c.m.) ニ稀釋シ、檢水及ヒ標準液ノ各々ニ「スルファニール酸及ヒ「アルフアナフチールアミン溶液各一立方センチメートル (1c.m.)」宛ヲ加ヘ、ヨク混和シ十分間放置シタル後比色ス。但シ比色試験ハ試藥注加後三十分以上ヲ經過スヘカラス。

檢水五十立方センチメートル (50c.m.) ヲ使用セシ時ハ檢水ト同一色相ノ標準液中ノ標準亞硝酸

溶液ノ立方センチメートルニ〇・〇一ヲ乗スレハ檢水一リートル(1L)中ノ亞硝酸性窒素ノ「ミリグラム數ヲ得。

試薬ノ製法

(一) 亞硝酸ナトリウム原液
亞硝酸銀一・一グラム(1.1g)ヲ亞硝酸ヲ含有セサル蒸留水ニ溶解シ、「クロールナトリウム溶液ヲ加ヘテ銀ヲ沈澱セシメ濾過シタルモノニ蒸留水ヲ加ヘ全容積ヲ一リートル(1L)トナス。

(二) 標準亞硝酸ナトリウム溶液

前記原液ノ百立方センチメートル(100c.cm.)ヲ一リートル(1L)ニ稀釋シ其ノ五十立方センチメートル(50c.cm.)ヲ滅菌シ且ツ亞硝酸鹽ヲ含有セサル水ヲ以テ全容積ヲ一リートル(1L)ニ稀釋シ之ニ「クロホルム一立方センチメートル(1c.cm.)ヲ加ヘテ滅菌瓶中ニ貯フ。此ノ一立方センチメートル(1c.cm.)ハ窒素〇・〇〇〇五ミリグラム(0.0005mg.)ヲ含ム。

(三) 「スルファニール酸溶液

純粹ナル「スルファニール酸八グラム(8g)ヲ五定規醋酸(比重一・〇四一)ヲ以テ溶解シ、全容積ヲ一リートル(1L)トナス、五定規醋酸ニ代フルニ鹽酸五十立方センチメートル(50c.cm.)ヲ蒸留水ヲ以テ一リートル(1L)ニ稀釋シタルモノヲ以テスルモ可ナリ。

(四) 「アルファナフチールアミン溶液

「アルファナフチールアミン五グラム(5g)ヲ五定規醋酸ニ溶解シ一リートル(1L)トナシ、脱脂綿ヲ以テ濾過ス。此際五定規醋酸ニ代フルニ鹽酸八立方センチメートル(8c.cm.)ヲ一リートル(1L)ニ稀釋シタルモノヲ以テスルモ可ナリ。

十、「アムモニア」

(イ) 檢水百乃至百五十立方センチメートル(100-150c.cm.)ニ對シ「ネスレル氏試薬一立方センチメートル(1c.cm.)ノ割合ヲ以テ注加シ、白紙上ニ置キ反應ノ有無ヲ檢ス。但シ水層ノ高サハ二十センチメートル(20cm.)トナス。

ネスレル氏試薬製法

沃度「カリ」五十グラム(50g)ヲ可及的少量ノ蒸留水ニ溶解シ、之レニ昇汞ノ飽和水溶液ヲ加ヘ少量ノ沈澱ヲ生セシメ、之ニ澄明ナル五十プロセント(50%)苛性「カリ」溶液四百立方センチメートル(400c.cm.)ヲ加ヘ蒸留水ヲ以テ、一リートル(1L)ニ稀釋シ、靜置シタル後傾斜法ニヨリテ沈澱ヲ除去ス。

(ロ) 「アムモニア性窒素定量法

内容一・五乃至二リートル(1.5-2L)ノ蒸留「ホルベン」ニ還流冷却器ヲ連ネテ蒸餾ヲ行フ、即チ此

ノ「コルベン」ニ檢水五百立方センチメートル(500c.c.)、或ハ之ヨリ少量ノ檢水ヲ採リ、之レヲ「アムモニア」ヲ含有セサル蒸餾水ニテ、五百立方センチメートル(500c.c.)ニ稀釋シタルモノヲ容レ、此際檢水若シ酸性ナルカ、或ハ尿素含有ノ疑ヒアルトキハ蒸餾前〇・五グラム(0.5g.)ノ炭酸ナトリウムヲ加ヘ、一分時間六乃至十立方センチメートル(6-10c.c.)ノ割合ニテ蒸餾ヲ行フ。此ノ蒸餾液各五十立方センチメートル(50c.c.)ヲ四本ノ「ネスレル管」ニトシ、次ニ標準鹽化アムモニウム溶液ヲ種々ノ割合ニ「ネスレル管」ニ採リ、「アムモニア」ヲ含有セサル水ニテ五十立方センチメートル(50c.c.)ニ稀釋シ、斯ノ如クシテ得タル標準液及ヒ、蒸餾液ノ各ニ「ネスレル氏試薬一立方センチメートル(1c.c.)」ヲ加ヘ攪拌スルコトナク試薬添加後少ナクモ十分時間放置シタル後比色檢定ス。

若シ蒸餾液ノ著色カ標準液ノ何レヨリモ濃厚ナルモノアル時ハ其ノ蒸餾液ヲヨク攪拌シ、色相ノ濃淡ニ應ジ其ノ二分ノ一、四分ノ一或ハ八分ノ一容積ヲトリ、之ヲ五十立方センチメートル(50c.c.)ニ稀釋シテ比色檢定ス。而シテ初メ檢水五百立方センチメートル(500c.c.)ヲトリタル場合ニハ、各蒸餾液ノ色相ト同一ノ色相ヲ呈スル標準液中ノ鹽化アムモニウム溶液ノ立方センチメートルノ數ノ合計ニ〇・〇二ヲ乘セハ檢水一リートル(1l.)中ノ「アムモニア性窒素」ノ「ミリグラム」數ヲ得ヘシ。

標準鹽化アンモニウム溶液製法

昇華法ニヨリテ得タル純粹鹽化アムモニウム三・八二グラム(3.82g.)ヲ「アムモニア」ヲ含有セサル蒸餾水ニ溶解シ、全容積ヲ一リートル(1l.)トナシ、此ノ溶液ノ十立方センチメートル(10c.c.)ヲ「アムモニア」ヲ含有セサル蒸餾水ヲ以テ全容積ヲ一リートルニ稀釋ス。此ノ一立方センチメートル(1c.c.)ハ〇・〇〇〇〇一グラム(0.00001g.)ノ窒素ヲ含有ス。

十一、蛋白アムモニア性窒素定量法

「アムモニア性窒素檢定ニ於ケル殘留液」ニ「アルカリ性過マンガン酸カリウム溶液五十立方センチメートル(50c.c.)」ヲ加ヘ「アムモニア性窒素檢定ノ場合ト同様ノ方法ニテ蒸餾シ、比色シテ檢定ヲ行フ。

「アルカリ性過マンガン酸カリウム溶液」ノ製法

蒸餾水千二百立方センチメートル(1200c.c.)ヲ磁製蒸發皿ニ容レ、十分時間煮沸シタル後加熱ヲ止メ、之ニ純過マンガン酸カリウム十六グラム(16g.)ヲ加ヘ攪拌シテ、完全ニ溶解シタルモノニ澄明ナル五十プロセント(50%)苛性カリ溶液八百立方センチメートル(800c.c.) (或ハコレニ當量ノ苛性ソーダ液)ヲ入レ、尙蒸餾水ヲ加ヘテ、二千五百立方センチメートル(2500c.c.)トナシタル後、蒸發シテ、二千立方センチメートル(2000c.c.)トナス。尙溶液中ノ「アムモニア」ノ

有無ヲ檢定シ、若シ存在セハ試驗ノ結果ニ修正ヲ施スヘシ。

十二、過マンガネ酸カリウム消費量

檢水百立方センチメートル(100c.c.m.)ヲ内容三百立方センチメートル(300c.c.m.)ノ「ペーベル」ニトリ、之レニ稀硫酸五立方センチメートル(5c.c.m.)及ヒ、百分定規過マンガネ酸カリウム溶液十立方センチメートル(10c.c.m.)ヲ加ヘ、(煮沸後濃赤色ヲ呈セサル時ハ更ニ多量ヲ加フ)沸騰重湯煎上ニテ、七分時間加熱シタル後、百分定規稀酸液十立方センチメートル(10c.c.m.)ヲ加ヘテ褪色セル液ニ更ニ百分定規過マンガネ酸カリウム溶液ヲ滴下シ微ニ紅色ヲ呈スルニ至ラシム。

而シテ茲ニ費シタル百分定規過マンガネ酸カリウム溶液ノ總立方センチメートル數ヨリ、百分定規稀酸溶液十立方センチメートル(10c.c.m.)ニ對スル百分定規過マンガネ酸カリウム溶液ノ立方センチメートル數ヲ減シタル差ハ、檢水百立方センチメートル(100c.c.m.)ニ要スル百分定規過マンガネ酸カリウム溶液ノ量ナリ。檢水一リットル(1L)中ノ被酸化物ノ酸化ニ要スル過マンガネ酸カリウムノ量ハ次ノ如クシテ算出ス。

$$x = (K - K') \frac{0.0316}{K'}$$

茲ニKハ百分定規過マンガネ酸カリウム溶液ノ總立方センチメートル數、K'ハ百分定規稀酸溶液

十立方センチメートルニ對スル過マンガネ酸カリウム溶液ノ立方センチメートル數ヲ示ス。

試 藥

(一) 稀 硫 酸

濃硫酸一容積蒸餾水二容積ヨリ成ル。

(二) 百分定規稀酸溶液ノ製法

純結晶稀酸 $\text{O} \cdot \text{K} \cdot \text{H}_2\text{O}$ (0.63g)ヲ蒸餾水ニ溶シ全量ヲ一リットル(1L)トナス。

(三) 百分定規過マンガネ酸カリウム溶液製法

結晶過マンガネ酸カリウム $\text{O} \cdot \text{Mn} \cdot 2\text{H}_2\text{O}$ 乃至 $\text{O} \cdot \text{Mn} \cdot 3\text{H}_2\text{O}$ (0.33-0.34g)ヲ蒸餾水ニ溶シ、全量ヲ一リットル(1L)トナシタルモノニシテ、其ノ力價ヲ檢定センニハ蒸餾水百立方センチメートル(100c.c.m.)ニ前記ノ稀硫酸五立方センチメートル(5c.c.m.)ヲ加ヘ熱シ煮沸スルニ至リ、之ニ「ビュレット」ヲ用ヒテ過マンガネ酸カリウム溶液五立方センチメートル(5c.c.m.)ヲ注加シ、更ニ暫時間熱シタル後加熱ヲ止メ百分定規稀酸溶液十立方センチメートル(10c.c.m.)ヲ加ヘテ褪色セシメタル後、過マンガネ酸カリウム溶液ヲ滴下シ、再ヒ消失セサル紅色ヲ呈スルニ至リ、之レニ稀酸液十立方センチメートル(10c.c.m.)ヲ注加シテ褪色セル液ニ過マンガネ酸カリウム溶液ヲ滴加シテ微紅色ヲ呈スルニ至ラシム、而シテ茲ニ費シタル過マンガネ酸カリウム溶液ノ量ハ稀酸十立方センチメートル(10c.c.m.)ニ對スル量ナリトス。

十三、硬 度

水十萬分中ニ含有スル酸化カルチウム」(CaO)一分ヲ以テ一度トナス。内容二百立方センチメートル(200c.cm.)ノ共口エルレン、マイエルコルベン」ニ檢水百立方センチメートル(100c.cm.)ヲトリ、標準石鹼液ヲ「ビュレット」ヨリ滴下シ、烈シク振盪シテ五分時間消滅セサル微細ノ泡沫ヲ生スルニ至リテ滴下ヲ止メ、消費シタル石鹼液ノ量ヨリ總硬度ヲ算出ス、總硬度六度以上ナルトキハ永久硬度ヲ測定スヘシ。

永 久 硬 度

内容二百立方センチメートル(200c.cm.)ノ「エルレン、マイエルコルベン」ニ「檢水百立方センチメートル(100c.cm.)」ヲ採リ、三十分時間靜カニ煮沸シタル後放冷シテ濾過シ、濾液ヲ百立方センチメートル(100c.cm.)ニ稀釋シタル後、前記ノ如ク石鹼溶液ニテ滴定シテ永久硬度ヲ定ム。

試 藥

(一) 石鹼原液製法

單鉛硬膏百五十グラム(150g.)ヲ磁製蒸發皿ニ採リ、重湯煎上ニテ軟化シ、之ニ炭酸カリウム粉末四十グラム(40g.)ヲ加ヘ、研和シテ均等ノ物質ヲ生スルニ至リ、強度ノ「アルコホル」ヲ加ヘ、生成セル脂肪酸カリウム」ヲ浸出シ、能ク沈澱セシメタル後濾過シ、此ノ濾液ヲ蒸發シテ

「アルコホル」分ヲ除去シタルモノヲ、五十六容量プロセント」ノ「アルコホル」ニ溶解ス。

(二) 「クロールバリウム」溶液

空氣中ニテ乾燥シタル純クロールバリウム」(BaCl₂+2H₂O) 〇・五三三グラム(0.533g.)ヲ蒸餾水ニ溶解シテ全容積ヲ一リートル(1L)トナス。

(三) 標準石鹼液

「クロールバリウム」溶液百立方センチメートル(100c.cm.)ニ對シ、石鹼溶液四十五立方センチメートル(45c.cm.)ヲ消費スル様、石鹼原液ヲ五十六容量プロセント」ノ「アルコホル」ヲ以テ稀釋ス、而シテ本液四十五立方センチメートル(45c.cm.)ハ水百立方センチメートル(100c.cm.)中ノ酸化カルチウム」(CaO)十二ミリグラム(12mg.)即チ硬度十二度ニ相當ス。

十四、蒸發殘渣

豫メ秤量セル磁製蒸發皿ニ檢水二百五十立方センチメートル(250c.cm.)ヲトリ、重湯煎上ニ蒸發乾燥シ、之レヲ蒸氣乾燥器ニ移シ百度ノ温ニテ一時間乾燥シタルモノヲ除濕器ニ入レ冷却シテ秤量シ、更ニ蒸氣乾燥器ニテ一時間乾燥シテ秤量シ、コレヲ反覆シテ前後ノ重量ノ差異ナキニ至リ茲ニ得タル重量ヨリ蒸發皿ノ重量ヲ減シタル差ニ、四ヲ乘スル時ハ檢水一リートル(1L)中ノ蒸發殘渣量ヲ得ルモノトス。

十五、鉛

二八

檢水三乃至四リートル(3-4L)(鉛ノ含量小ナルトキハ更ニ多量)ヲ蒸發シテ、三十立方センチメートル(30c.c.m.)トナシ、之ニ「クロールアンモニウム溶液十乃至十五立方センチメートル(10-15c.c.m.)」及ヒ「アンモニア水數滴ヲ加ヘ、硫化水素ヲ通シタル後數時間(出來得ヘクハ十二時間)放置シ、尙少量ノ「アンモニア水ヲ加ヘ、硫化水素ヲ通シタル後數分時間煮沸シテ濾過シ、沈近ハ熱湯ヲ以テ數回洗滌シタル後濾紙ト共ニ蒸發皿ニ入レ稀硝酸ヲ加ヘテ煮沸シテ沈近ヲ溶解シ再ヒ濾過洗滌シタル後、濾液及ヒ洗滌液ヲ蒸發皿ニ入レ蒸發シテ十乃至十五立方センチメートル(10-15c.c.m.)ニ濃縮シ、放冷シタルモノニ硫酸五立方センチメートル(5c.c.m.)ヲ加ヘテ硫酸蒸氣ノ發生スルニ至ル迄加熱ス。此ノ殘渣ヲ水ヲ以テ僅ニ潤シ、五十容量プロセント」ノ「アルコホル」百五十立方センチメートル(150c.c.m.)ヲ加ヘ、數時間(出來得ヘクハ十二時間)放置シテ硫酸鉛ヲ濾別シ、沈近ハ五十容量プロセント」ノ「アルコホル」ヲ以テ洗滌ス。而シテ沈近ヲ濾紙ト共ニ蒸發皿ニ入レ、醋酸アンモニウム溶液ヲ加ヘ煮沸シテ溶解シ濾過シテ、少量ノ醋酸アンモニウム」ヲ含ム熱湯ヲ以テ沈近ヲ洗滌シ、濾液及ヒ洗滌液ヲ合シテ「ネスレル管ニ入レ之レヲ二分シ其ノ一分ハ硫化水素水ヲ以テ處理シテ鉛ノ量ヲ概知シ、他ノ一分(若シ鉛ノ量大ナル時ハ其ノ二分ノ一、四分ノ一等)ニハ醋酸數滴並ニ硫化水素水ノ過剩ヲ加ヘテ生シタル色相ヲ含

量既知ノ鉛標準液ヲ右ト同様ニ處理シテ得タル液ノ色相ト比較ス。

試 藥

- 一 鉛ノ標準溶液、純硝酸鉛($Pb(NO_3)_2$)一・六グラム(1.6g)ヲ蒸餾水ニ溶シ全容積ヲ一リートル(1L)トス、此ノ溶液一立方センチメートル(1c.c.m.)ハ鉛(Pb)一ミリグラム(1mg)ヲ含ム。
- 二 鹽化アンモニウム溶液、二十五プロセント溶液。
- 三 醋酸アンモニウム溶液、五十プロセント溶液。
- 四 アアマニア水、
比重〇・九六。
- 五 醋酸、
五十プロセント」ノモノ。
- 六、硫化水素、
- 七 稀硝酸、
- 八 硫酸、

十六、鐵

二九

檢水百立方センチメートル(100c.c.m.)ヲ採リ、蒸發乾燥シ、鐵ノ不溶性酸化物ヲ生セサル様注意シテ赤熱シ、放冷シタル後、鹽酸五立方センチメートル(5c.c.m.)ヲ加ヘ、蒸發皿ノ内面ヲ、ヨク濕シ、二乃至三分時間溫メテ殘渣ヲヨク溶解シタルモノヲ「ネスレル管ニ移シ五十立方センチメ

一トル (50c.cm.) に稀釋シ、必要アラハ豫メ蒸留水ヲ以テ濕シタル濾紙ニテ濾過シ、五分ノ一定規過マンガネ酸カリウム溶液三滴ヲ加ヘ、硫チアンカリウム溶液五立方センチメートル (5c.cm.) ヲ加ヘヨク混和シタルモノヲ、標準液「標準鐵鹽溶液」 0.05 — $4c.cm.$ ニ鹽酸五立方センチメートル (5c.cm.) ヲ加ヘ、五十立方センチメートル (50c.cm.) に稀釋シ、五分ノ一定規過マンガネ酸カリウム溶液三滴及ヒ硫チアンカリウム溶液五立方センチメートル (5c.cm.) ヲ加ヘテ混和シタルモノ「ト」比色檢定ス。

若シ檢水ノ有機物含量小ナル時ハ檢水五十立方センチメートル (50c.cm.) に硝酸六立方センチメートル (6c.cm.) ヲ加ヘ五分時間煮沸シタル後放冷シ、五分ノ一定規過マンガネ酸カリウム溶液一乃至二滴、及ヒ硫チアンカリウム溶液五立方センチメートル (5c.cm.) ヲ加ヘ、標準液ト其ノ色相ヲ比較スヘシ。但シ此際標準液ニハ鹽酸五立方センチメートル (5c.cm.) に代フルニ硝酸六立方センチメートル (6c.cm.) ヲ以テスヘシ。

過マンガネ酸カリウム及ヒ酸ハ「クロール」含量大ナル水ニ於テハ鹽素ヲ遊離シテ黃色ヲ呈セシムルカ故ニ檢水ハ先ツ適當ニ稀釋スル必要アリ。

尙過マンガネ酸カリウム「ト」ヲ過剩ニ加フル時ハ鹽素ト作用シテ同様ノ惡結果ヲ齎スモノトス。鹽酸及ヒ硫チアンカリウム溶液ノ容積ハ可及的精密ナルヲ要スコレ鹽酸ノ過剩ハ色相ヲ淡クシ

硫チアンカリウム溶液ノ過剩ハ色相ヲ濃厚ナラシムルカ故ナリ。

試 藥

一 標準鐵鹽溶液

純粹ナル硫酸酸化鐵アンモニウム $[NH_4Fe(SO_4)_2 \cdot 12H_2O]$ $0.863g.$ 「或ハ硫酸酸化鐵カリウム $[KFe(SO_4)_2 \cdot 12H_2O]$ ナラハ (濾紙間ニ壓シテ充分濕氣ヲ除キタルモノ) $0.901g.$ ヲトリ稀鹽酸二十立方センチメートル (20c.cm.) ヲ加ヘテ蒸留水ニ溶解シ全容積ヲ一リートル (1l.) トナス。

本液一立方センチメートル (1c.cm.) ニ 0.1 ミリグラム (0.1mg.) ノ鐵ヲ含有ス

二 硫チアンカリウム溶液

硫チアンカリウム「ト」ノ結晶二十グラム (20g.) ヲ蒸留水ニ溶解シ、全容積ヲ一リートル (1l.) トナス。

三 稀鹽酸

比重 1.1 ノモノニシテ約二十プロセント「ト」ノ「クロール」水素ヲ含ムモノ。

四 五分ノ一定規過マンガネ酸カリウム溶液

過マンガネ酸カリウム「ト」六・六グラム (6.6g.) ヲ蒸留水ニ溶解シ、全容積ヲ一リートル (1l.) トナス。

ス。

五 鹽 酸
六 硝 酸

十七、本法、五ノ(イ)、(ロ)、八、九ノ(ロ)、十ノ(ロ)十一、十三、十五及ヒ十六ハ必要ニ應シテ施行スルモノトス。

但シ毎年源水及ヒ濾過水ニ就キテハ全試験ヲ施スヘシ

第三 細菌學的試験

試 驗 法

一、試験用器具

イ、採 水 壺

細菌試験用採水壺ハ密接スル磨合セサル硝子栓ヲ有スルモノニシテ、充分ニ洗滌シ紙ヲ以テ包ミタル後滅菌ス。尙運搬ニハ適當ノ函ニ入ルヘシ。

ロ、ビベット

ハ、稀釋用壺

ニ、ペトリー氏シャーレ、直徑九センチメートル(9cm.)ニシテ底部ハ可及的平坦ナルヘシ。

ホ、酸 酵 管 内容ハ少ナクトモ試験ス可キ水ノ三倍容量ノ培養基ヲ入レ得ルモノヲ用フ。

二、培養基ノ材料

イ、肉越幾斯 リービヒ氏肉越幾斯ヲ用フ。

ロ、ペプトン 照内「ペプトン」其他同一ノ結果ヲ與フルモノナラハ他ノ「ペプトン」ヲ用フルモノナリ。

ハ、糖 類 最モ純良ナルモノヲ用フ。

ニ、寒 天 使用スル寒天ハ良質ノモノヲ用フ。

ホ、膠 質 使用スル膠質ハ淡色ニシテ防腐劑ヲ含マス膠質培養基ノ融點ハ二十五度或ハ其以上ノモノトス。

ヘ、一般藥品 其他培養基ニ用フル他ノ藥品ハ總テ化學的ニ純粹ナルモノヲ得ル様特別ノ努力ヲ要ス。

三、培養基ノ調製

イ、寒天培養基

「リービヒ氏肉越幾斯十分、食鹽五分、ペプトン十分、並ニ寒天十五分ヲ水千分ト共ニ、コルベシ」ニ入レ「アウトクラフ」ニテ百三十度ニ加熱溶解セシメ、反應ヲ中性若クハ微弱アルカリ性(標示藥ハ「ロゾール酸ヲ用フ」ニ調整シテ、六十度以下ニ冷却シタル時、卵白二個ヲ加ヘテ充分

攪拌シテ再ヒ「アウトクラフ」ニテ百三十度ニ加熱シ後濾過シテ得タル澄明液ヲ滅菌試験管ニ分チ綿栓ヲ施シ、更ニ「アウトクラフ」ニテ消毒ヲ行フ。

「リービヒ」氏肉越幾斯ノ代リニ、牛肉煎汁ヲ用フルモ可ナリ、其ノ製法左ノ如シ。

牛肉五百グラム(500g)ヲ取り臍及脂肪ヲ去リ之ヲ細割シテ「コルベン」ニ入レ、一リートル(1l)ノ水ヲ注キ直チニ重煎湯又ハ「コッホ」氏蒸氣消毒釜ニテ一乃至三時間煮沸シテ後濾過シ液量減少セル時ハ更ニ水ヲ加ヘテ一リートル(1l)トナス。

ロ、膠質培養基

肉越幾斯十分、食鹽五分、及ヒ「ペプトン」十分ヲ水千分ト共ニ鍋ニ容レ、次ニ秤量前一時間百五度ニテ乾燥シタル膠質百乃至二百五十グラム(100-250g)ヲ加ヘテ六十五度ニテ膠質カ全部溶解スルマテ除々ニ熱シ消失シタル蒸發水量ヲ補足シ(反應ヲ中性或ハ微弱アルカリ性(標示藥ハ「ロゾール酸ヲ用フ)トナシ、之レヲ澄明ニナルマテ濾過シ、次テ滅菌試験管ニ分チ更ニ之レヲ三日間三十分宛「コッホ」氏蒸氣消毒釜ニテ滅菌ス、或ハ「アウトクラフ」ニテ十五ポンド(百二十度)ノ壓ニテ十五分間滅菌ス。

四、檢水ノ採酌及保存

檢水ハ必ラス滅菌採水壘ニ採リ、採酌後可及的早く試験スヘシ。



採酌位置ニ於テ培養ヲ實行シ能ハサル場合ニハ、可檢水ヲ氷ヲ詰メタル冷器内ニ保存スヘシ。

但シ此ノ場合ト雖モ三時間ヲ超過スヘカラス。

五、平板培養法

聚落數檢査ニ用フル平板培養ニハ寒天培養基又ハ膠質培養基ヲ用フ、但シ使用シタル培養基ノ種類ハ備考欄ニ記スヘシ。

濾過水ハ各一種ニツキ一立方センチメートル(1cc)宛一個ノ「ペトリー」氏皿ニ注キ、之レニ豫メ溶解シタル四十五度内外ノ寒天又ハ膠質培養基ヲ加ヘ、靜カニ動搖シテ能ク混和セシム。

源水又ハ沈澱池ノ水ニシテ、細菌含量多數ナルモノハ殺菌水ヲ以テ適宜稀釋シ、然ル後培養ヲ行フモノトス。

培養溫度ハ寒天培養基ナルトキハ攝氏三十七度、膠質培養基ナルトキハ二十度トス。

六、聚落數計算法

イ、聚落數ノ計算ハ寒天平板ノ場合ハ、培養後二十四時間、膠質平板ノ場合ハ四十八時間ニ於テス但シ本文以上ノ時間ヲ經過シタル時ハ其ノ旨ヲ備考欄ニ記スヘシ。

ロ、聚落多數ニシテ、各個ノ計算困難ナルトキハ平均法ヲ用フルコトアルヘシ。

ハ、絲狀菌ノ聚落ハ加算セス。

第四 飲料適否ノ判定

左ノ數項ノ一ニ該當スルモノハ飲料ニ適セサルヲ以テ直ニ改善ノ方法ヲ實行シ、其ノ間ハ必ス煮沸ノ後飲料ニ供セシムヘシ。

- 一、外觀ノ異常アルモノ
- 二、異臭味アルモノ
- 三、直ニ亞硝酸及アムモニア^レノ反應ヲ呈スルモノ。
- 四、過マンガノ酸カリウム消費量十ミリグラム以上ノモノ。
- 五、細菌聚落數百一個以上ノモノ、但シ土地ノ狀況ニ依リ百五十一又ハ二百一個以上トナスコトアルヘシ。

六、反應、クロール、硫酸、硝酸、固形物總量、硬度ノ異狀アルモノ又ハ鉛ヲ檢出スルモノハ適宜^レノ良否ヲ判定シ、其ノ他異常成分、病原的細菌混在ノ疑アルトキハ特ニ試驗ヲ施シ判定ノ上改善ノ方法ヲ施行スルコト。

附一、大腸菌試驗法

大腸菌ハ乳糖ヲ分解シテ瓦斯ヲ發生シ、且ツ固形培養基上ニテ好氣的ニ生育スル所ノ無芽胞性桿菌ヲ包含スルモノトス、本試験ニ要スル培養基及ヒ其ノ製法左ノ如シ。

イ、遠藤氏培養基

三プロセント(3%)ノ中性寒天培養基千立方センチメートル(1000c.cm.)ニ十プロセント(10%)炭酸ナトリウム液、十立方センチメートル(10c.cm.)ヲ加ヘテ「アルカリ性トナシ、次テ純良ナル乳糖十グラム(10g.)「フクシン」ノ酒精飽和液五立方センチメートル(5c.cm.)ヲ加ヘ然ル後新製シタル十プロセント(10%)無水亞硫酸「ナトリウム液二十五立方センチメートル(25c.cm.)ヲ加ヘテ微カニ淡紅色トナシ、「コッホ」氏蒸氣消毒釜ニテ消毒シ、或ハ滅菌試験管ニ十立方センチメートル(10c.cm.)宛注キ、或ハ滅菌「ペトリ」氏皿ニ注キテ平板トナシ、固定後逆轉シテ冷暗處ニ貯フヘシ。

ロ、乳糖加「ペプトン」水

「ペプトン」十分、食鹽五分、ヲ水千分ニ溶解シ、之レヲ「アフトラフ」ニテ滅菌シテ反應ヲ中性トナシ、冷後〇・五プロセント(0.5%)ノ乳糖ヲ加ヘ各十立方センチメートル(10c.cm.)宛試験管ニ分與シ「アフトラフ」ニテ十五「ボンド」ニ十五分、又ハ「コッホ」氏蒸氣消毒釜ニテ三十分宛三日間消毒ス。

一、遠藤氏寒天平板培養法

檢水一立方センチメートル (1ccm.) ヲ「ペトリ」氏皿ニ注キ豫メ溶解シタル遠藤氏寒天培養基ヲ加ヘ、靜カニ動搖シテ能ク混和セシム。

培養溫度及ヒ聚落數計算ハ前記ニ從フ、但シ聚落ハ遠藤氏寒天培養基ヲ赤變スルモノノ中大腸菌トシテノ其他ノ性質ヲ具備スルモノノミヲ計算スヘシ。

二、推定試験

イ、酸酵管ニ檢水ノ適當量ヲ容レ次ニ檢水ノ少クトモ三倍量ノ乳糖加「ペプトン」水ヲ加フ。

ロ、是等ノ酸酵管ヲ三十七度ニ於テ四十八時間培養シ、二十四時間、四十八時間毎ニ檢シ、瓦斯發生量ヲ記スヘシ、其ノ記入ノ要項ハ次ノ如シ。

- 1、瓦斯發生ノ有無
- 2、閉管部ノ十プロセント (10%) 以下ノ瓦斯發生量、
- 3、閉管部ノ十プロセント (10%) 以上ノ瓦斯發生量、
- ハ、二十四時間以内ノ瓦斯發生量カ酸酵管ノ閉管部ノ十プロセント (10%) 以上ナル時ハ推定試験陽性ナリトス。
- ニ、二十四時間ニテ瓦斯發生量皆無ナルカ、或ハ十プロセント (10%) 以下ナレハ更ニ二十四時

間培養ヲ持續ス。

ホ、四十八時間培養後瓦斯發生ナキ場合ハ試験ハ陰性ナリトス。

三、部分的確定試験

イ、四十八時間培養後檢水ノ最少量ヨリ瓦斯發生ヲ示ス所ノモノニツキ、遠藤氏培養基ニテ平板培養ヲ作ル。例ヘハ試験ニ用ヒタル水ノ量カ十立方センチメートル (10ccm.) 一立方センチメートル (1ccm.)、〇・一立方センチメートル (0.1ccm.) ナル時瓦斯ノ發生カ十立方センチメートル (10ccm.)、一立方センチメートル (1ccm.) ノモノニ於テ發生シ、〇・一立方センチメートル (0.1ccm.) ニ發生セサル時ハ此ノ試験ハ只一立方センチメートル (1ccm.) ノモノニツキ行フ。

ロ、平板ハ三十七度、十八乃至二十四時間培養ス。

ハ、此ノ時間内ニ平板上定型的赤變聚落ヲ見ル時ハ部分的確定試験ハ陽性ナリトス。

ニ、併シ二十四時間以内ニ定型的聚落カ現ハレサル場合ト雖モ、必ラスシモ陰性ナリト決定スルヲ得ス、何トナレハ大腸菌ハ遠藤氏培養基ニ於テ其ノ出現カ徐々ナル事アルヲ以テナリ。斯カル場合ハ次ノ試験ヲ行フヘシ。

四、完全試験

イ、前二項ノ遠藤平板培養ヨリ定型的聚落ヲ少クトモ、二個鈎菌シ、各々寒天斜面及ヒ乳糖肉汁

酸酵管培養ヲ行フ。

ロ、前二項ニ於ケル二十四時間以内ニ遠藤氏平板上ニ定型的聚落ヲ生セサル場合ハ更ニ二十四時間培養シ、然ル後例ヒ定型的ノモノナラストモ、最モ大腸菌ニ近キ聚落ヲ少ナクトモ、二個鈎菌シテ寒天斜面ト乳糖肉汁酸酵管試験ヲ行フ。

ハ、斯クシテ接種シタル乳糖肉汁酸酵管ハ瓦斯發生カ生スル迄培養シ(但シ四十八時間ヲ起過スル要ナシ)寒天斜面ハ三十七度、四十八時間培養ス。乳糖肉汁ニ於テ瓦斯ヲ發生シ、且ツ顯微鏡的試験ノ結果無芽胞性桿菌ヲ證明スル時ハ陽性、然ラサル場合ハ試験ノ結果ハ陰性ナリトス。

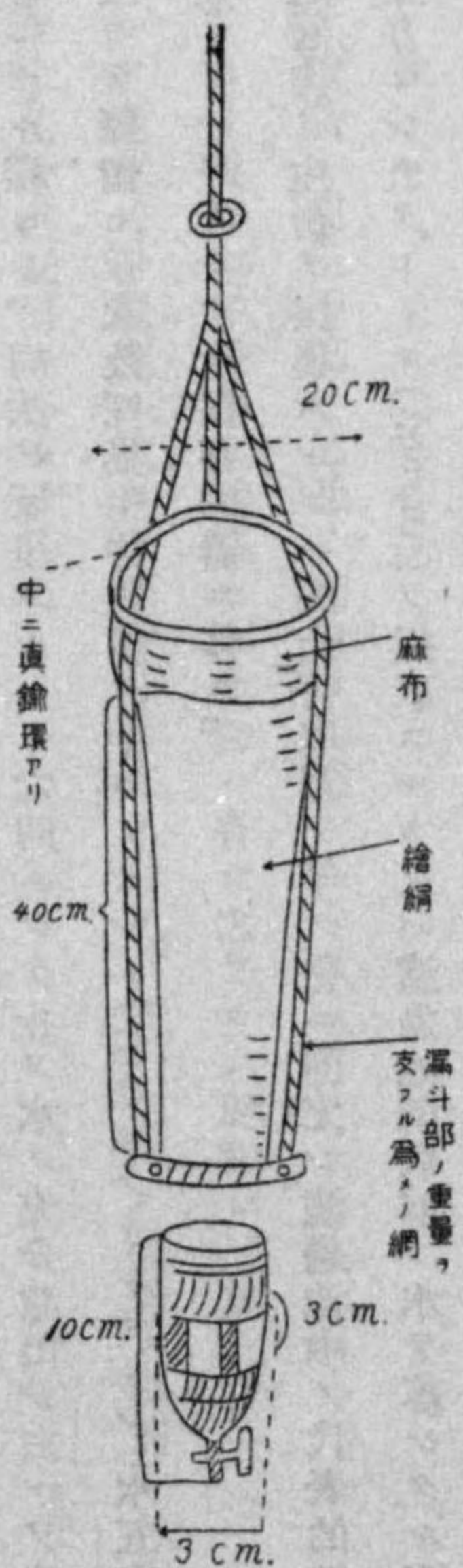
附二、生物學的試験法

一、試験用器具

イ、浮游生物網

源水及濾水ノ浮游生物ヲ採集スルニ用ヒコノ網ハ上部口径二十センチメートル(20cm.)下端口徑三センチメートル(3cm.)深サ四十四センチメートル(40cm.)ノ繪絹製倒圓錐形ノモノニシテ、ソノ上端ニ曳網ヲ附シ、下端ニ高サ十センチメートル(10cm.)ノ真鍮製圓柱形漏斗部ヲ附シタルモノナリ、漏斗部ニハ側面ニ窓アリテ繪絹ヲ張り、水ヲ濾過シ終リタル時ソノ下端ニ於ケル殘留量約十立方センチメートル(10ccm.)ナラシム、網ノ全重量ハ曳網ヲ除キテ五百グラム(500g.)

上部真鍮環ノ重量二百三十グラム(230g.)下部金屬部ノ重量約二百四十グラム(240g.)トス。



ロ、硝子製管罐

採集セル浮游生物ヲ保存スルニ用ヒ、口径二センチメートル(2cm.)高サ八センチメートル(8cm.)ノ圓筒形硝子罐ニシテコルク栓ヲ附ス。

ハ、計數用具

採集濃縮セル生物ノ計數ニ用フルモノニシテ、載物硝子、真鍮製棒(深サ一ミリメートル(1mm.)

内容一立方センチメートル(1ccm.)]及覆蓋硝子ヨリナル。

二、採集法

イ、沈澱池及濾過池源水ノ浮游生物ヲ採集スルニハ前記ノ浮游生物網ヲ以テ池畔ニ立チ、先ツ曳網ノ上端ヲ手頸ニ縛シ置キ、岸ニ直角ヲナセル方向ニ曳網ノ全長ヲ引張ル様ニ投ケ出シ、網カ水面ニ落チテ沈マントスル時ヲ見計ヒ曳網ヲ引キテ網カ水面下約十乃至二十センチメートル(10-20cm.)ノ邊ヲ横ニ動ク様ニ手操リ寄セ岸ヲ離ルル一メートル(1m.)許リノ所ニ來レル時急キ引揚ケテ流出スル水ヲナルヘク地上ニ落スヤウニス、右ノ採集ニ當リ網カ水中ヲ動ク距離ハ一回ニ五米(5m.)ナル様ニシ、同法ヲ反復スルコト六回ニシテ止メ水ノ充分濾出シ去ルヲ待チテ下端ノ活栓ヲ開キテ殘留セル水及採集生物ヲ豫メ十パーセント(10%)「フォルマリン」水五立方センチメートル(5ccm.)ヲ入レタル保存容器ニ移ス。

ロ、濾過層内ノ生物ヲ採集スルニハ底土押取器ヲ竿ノ先ニ固定シ濾過池中ノ代表的地點ヲ選ヒテ二十五立方センチメートル(25ccm.)ヲ採取スルカ又ハ濾過池制取前、水ヲ落シタル直後砂層ノ垂直斷面ヲ作り表面ヨリ一定ノ距離ヲ置キテ二十五立方センチメートル(25ccm.)ノ砂ヲ採リ之ヲ硝子圓筒ニ移シ清水ヲ加ヘテヨク振盪シ上部ノ細微生物ヲ細砂又ハ泥土ヨリ傾瀉法ニヨリテ分離シイ項ニ示セル方法ヲ以テ保存スヘシ、池底ノ場合モ亦之ニ準ス。

ハ、濾水ノ生物ヲ採取スルニハ給水栓ヲ全開シ流出スル水一立方メートル(10m.)以上ヲ前記浮游生物網ニテ採取ス、其ノ保存方法ハイ項ニ同シ。

ニ、附着生物ノ検査ハ之ヲ一定セス、各地ニ於テ適當ニ之ヲ施行スヘシ。

三、試験法

採集生物ノ試験ハ左記甲乙ノ二法ノ何レカニ據ルヘシ。

甲、右法ニヨリ保存硝子管中ニ採集セル生物ハ各々之ヲヨク混和シ、其一立方センチメートル(1ccm.)ヲ所定ノ計數室ニ收メテ個數計算法ヲ行フ。則チ生物ノ種屬ヲ辨別シ各生物ノ個數ヲ計測シ之ヲ十倍シテ記録スヘシ。

乙、浮游生物ノ總量ヲ定ムルニハ「フォルマリン」投入後管嚮ヲ直立シテ三十分ヲ經テ沈澱量ノ多少ニヨリ左ノ等級ヲ附ス。(コレヲ總量示數ト稱ス)

- | | |
|----------|---------|
| 1. 少 量 | 2. 稍々多量 |
| 3. 多 量 | 4. 甚々多量 |
| 5. 極メテ多量 | |

細微ナル採集物ヲ檢鏡スルニハ採集物ノ容レル管嚮ヲトリ「ピペット」ニテ適當ニ攪拌シタル後ソノ中心部ニテ水約〇・五立方センチメートル(0.5ccm.)ヲ「ピペット」内ニ吸ヒ上ケコレヲ小時計

皿又ハ種痘皿内ニ吹き出し、顯微鏡下ニ齎シ、動植物ノ屬種ヲ檢定シ、其ノ結果數量ノ多少ニヨリテ各種毎ニ左ノ五等級ノ一ニ該當セシム(コレヲ種屬量示數ト稱ス)。

1. 稀ニアルモノ
2. 少シクアルモノ
3. 稍々多クアルモノ
4. 多キモノ
5. 甚タ多キモノ

一方ニ種屬名ヲ記シ他方ニ時日ヲ記シテ作リタル表中ニ前記兩示數ノ積ノ數字ヲ記入ス。

例ヘハ某日ノ採集物中ナル動物「稍々多ク」アリ(即チ種屬量示數3)テ同日ノ總量「稍々多量」(即チ總量示數2)ナリトセハ $3 \times 2 = 6$ 即チ6ヲ記入スルモノトス、生物名ノ記入ハ屬名ヲ單位トシ其ノ不明ナルモノハ科、亞目、又ハ目名ヲ記入スヘシ。

●統計諸表様式 (大正十一年第十九回會議ニ於テ議決、大正十五年第二十三回會議ニ於テ第十二表改正議決)

第一、工事、工費並規模 前年度末現在

- 【備考】
- (一) 増設ノ分ニ對シテハ第一、第二、第三ノ順ヲ逐ヒ其ノ起工、竣工年月ヲ列記スルコト
 - (二) 計畫中又ハ工事中ノモノハ「工費」欄ニ豫算ヲ掲グルコト
 - (三) 豫定給水人口、豫定一人一日平均給水量、極度一日總給水量ハ創設及擴張ヲ合シタル現在設備ニ依ルモノヲ記入スルコト

水道名	起工年月	竣工年月	工費	計		畫
				豫定給水人口	豫定一人一日平均給水量	

第二、水源、水路 前年度末現在

(其一) 水源

水道名	河又ハ湖沼等ノ名稱	表面水、伏流水、地下水等ノ區別	最大渴水時季水量	取入方法	摘	要

(其二) 鑿井

水道名	個數	口徑	鑿井ノ深	井	
				一晝夜最大水量	一晝夜最少水量

(其三) 原水貯水池

水道名	池數	堰堤ノ體積	總高	貯水	總貯水量	總水面積
				長	滿水面下ノ深	總貯水量
					總貯水量	總水面積
					總貯水量	總水面積

(其四) 導水路

水道名	取	總延長	上幅	下幅	水深	水管延長	內課
	取	總延長	上幅	下幅	水深	水管延長	內課

第三、淨水場

前年度末現在

(其一) 沈澄池

水道名	池數	總容積	上部	下部	池	總深	有效水深
			上部	下部	池	總深	有效水深

(其二) 濾過池

水道名	池數	面積	上部	下部	池	總深	濾床厚	一晝夜濾過速度
			上部	下部	池	總深	濾床厚	一晝夜濾過速度

(其三) 淨水池

水道名	池數	總容積	上部	下部	池	總深	有效水深
			上部	下部	池	總深	有效水深

第四、唧筒

前年度末現在

(其一) 取水唧筒

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	一臺ノ工率	最大揚水落差	一臺一晝夜ノ最大揚水量
						一臺ノ工率	最大揚水落差	一臺一晝夜ノ最大揚水量

(其二) 送水唧筒

水道名	送水		製造所名	一臺ノ工率	最大揚水落差	一臺一晝夜ノ最大送水量
	臺數	名稱				

第五、水管竝水壓 前年度未現在

水道名	配水		管長	設計	實際
	管等ノ區別	給水量			

第六、經常收支

【備考】 支出ニハ水道事務費、水源水路費、諸池費、唧筒運轉費、鐵管維持費等水道經營ニ要スル經常費ノミヲ掲ケ各戶給水ニ要スル給水工事費及之ニ關スル事務費等ヲ除外シ雜支出中ニハ休退職並死亡給與金、水質試驗費等ノ雜費ヲ計上スルコト

(其一) 收入

水道名	放任教給水料		計量	給水量	共用計量	雜收入	合計
	本年度	前年度					

(其二) 支出

水道名	事務費		水源水路費	淨水場費	水管維持費	雜支出	合計
	本年度	前年度					

第七、配水實費

前年度未現在

水道名	經常費		配水總量	配水一立方ニ對スル	配水一立方ニ對スル送水
	事務費	雜支出			

平均	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月

水道名	
檢水種類	數
試驗回数	高低均
色度	最平
濁度	最平
臭味	最平
反應	酸性 弱中弱力 [アルカリ性]
格魯兒	最平
硫酸	高低均
亞硝酸	酸
安母尼	高低均
硬度	最平
固形物	最平
總量	最平
過滿色	最平
細菌	最平
聚落	最平
備考	

(其二) 各種水質試驗成績 昭和 年 自 至 月

源水	沈澄池	濾過池	市内栓

水道名	給水区域内總戶口數	水道使用戶口數	掘井數	摘要

第八、水道下河井トノ使用比較

前年度末現在

(水道名) _____

(十二) 水質完全分析成績 _____年 月 日

検査種類	源水					濾過水				
	春	夏	秋	冬	平均	春	夏	秋	冬	平均
試験季節										
試験月日										
温度	水温					气温				
濁度										
色度										
臭味										
反応度	(アルカリ度)					(酸度)				
クロール										
硫酸 (SO ₃)										
硝酸 (N ₂ O ₅)										
亜硝酸 (N ₂ O ₃)										
アムモニア性窒素										
蛋白アムモニア性窒素										
過マンガン酸カリウム消費量										
硬度	一時硬度					永久硬度				
蒸發残渣										
鉛 (Pb)										
鐵 (Fe)										

平均	水道名											
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年		
											年次人口	
											戸數	
											給水栓數	
											患者死亡	虎列拉
											患者死亡	腸窒扶斯
											患者死亡	赤痢
											總患者數	三病
											者スル合	人口ニ對十
											總患者數	死亡三病
											亡スル合	人口ニ對十
											備考	

第十一、水ニ因スル三病比較表

●上水道職工工夫取締同盟規約（明治四十二年第六回上水協議會ニ於テ決議）

第一條 上水協議會ニ加盟セル各廳相互ノ便益ヲ謀ル爲上水工事ニ使役スル職工工夫ニ關シ本同盟規約ヲ締結ス

第二條 本規約ニ於テ職工工夫ト稱スルハ鐵工、鉛工其他ノ職工、工夫ヲ云フ

第三條 同盟各廳ハ職工工夫ノ需用又ハ不用ニ關シ相互通知ヲ以テ融通上ノ利便ヲ謀ルノ義務ヲ有ス

第四條 從前他ノ同盟廳ニ於テ使役シタル職工工夫ヲ備使セントスルトキハ最近使役廳ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス但シ一箇年間ヲ經過シタルモノハ此ノ限ニアラス

第五條 不都合ノ行爲アリタルカ爲職工工夫ヲ解僱シタルトキハ同盟各廳ハ互ニ即時通知スルノ義務ヲ有ス但シ本條ノ職工工夫ハ滿一箇年間各廳ニ於テ使役スルコトヲ得ス

第六條 同盟廳ヨリ職工工夫需用ノ通知ヲ受ケタルトキハ其需用ヲ充タシタル後ニアラサレハ同盟廳以外ノ需用ニ應スルコトヲ得ス

第七條 他ノ同盟廳ニ就職中ノ職工工夫ヲ採用セシコトヲ發見シタルトキハ直チニ解僱スヘシ

第八條 同盟各廳ニ於テ職工工夫ノ待遇上ニ關シ設定セル規定（内規ヲ含ム）ハ互ニ通知スヘシ

第九條 同盟廳ニシテ本規約ニ違背ノ行爲アリタルトキハ其關係廳又ハ之ヲ知リタル廳ヨリ上水協議會ニ報告シ其ノ處分方ノ決議ヲ請求スルモノトス

第十條 同盟以外ノ廳ニ本同盟規約ニ抵觸ノ行爲アリタルトキハ前條ノ手續ニ依テ上水協議會ヨリ當該廳ニ警告ヲ與フルモノトス

●加盟各所ハ加盟ノ際濾過用細砂及水菌培養ヲ交換スルコト（明治四十二年第六回上水協議會ニ於テ決議）
但シ砂種ヲ變換シ又ハ新ニ水菌種ヲ得タルトキハ追加分配スルコト

●加盟各所ハ毎年上水協議會ニ於テ水道使用條例ヲ交換スルコト（大正元年第九回上水協議會ニ於テ決議）

●當番所ハ陸海軍省醫務局、内務省並東京、京都、東北及九州ノ各大學（案内スルコト）〔大正元年第九回上水協議會ニ於テ修正決議（陸海軍省醫務局ヲ加フ）大正二年第十回上水協議會ニ於テ修正決議（各大學ヲ加フ）〕

●統計類及議事録配付部數（第十九回上水協議會ニ於テ決議）

一、議事録

一箇所二部、外ニ各出席員ニ一部宛トス

二、統計類

一箇所最少三部トシ各會員ノ會費負擔額ニ按分シテ其ノ部數ヲ定ム但シ計算上一部當ニ滿タサル會費額ノ端數ヲ生シタルトキハ其ノ半額以上ノモノハ之ヲ一部トシ半額ニ滿タサルモノハ切捨ツ

以上部數ノ外配本ヲ希望スルモノニハ實費ヲ以テ頒ツコトヲ得

上水協議會ノ職員

理事 昭和二年十月第二十四回
上水協議會ニ於テ改選重任

理事	東京市長	市來乙彦
補佐	東京市助役	荒木孟
	東京市收入役	見山正賀
	東京市水道局長	小川織三
	東京市主事	大堀佐内
	同	荒牧練太郎
	東京市事務員	原田與作
	東京市事務員	鈴木茂
	東京市事務員	西岡義男
	同	石瀨與作
	同	大野重春
主事	大正十年十二月二十一日囑託	
書記	同 十三年一月二十九日囑託	
	同 十一年十一月十日囑託	
	同 十四年四月十八日任命	
	同 十三年一月二十九日囑託	
	同 十五年六月十六日任命	
雇	昭和二年四月十五日任命	

昭和四年度上水協議會歲入出豫算

歲入

一金貳萬壹千壹百五拾參圓

歲入豫算總額

歲出

一金貳萬壹千壹百五拾參圓

歲出豫算總額

差引殘金ナシ

昭和四年度上水協議會歲入出豫算

歲入

豫算	科	款	項目	豫算額	種目	金額	附	
							種別及箇數	單位金額
上水協議會費收入	一	會費收入	一	一八六七九	會費收入	一八六七九		
			二	六〇〇	預金利息收入	六〇〇		
二	二	雜收入	一	四七四	印刷物實費配付收入	四七四		
			二	一四〇〇	積立金處分	一四〇〇		
合計				二二五三				

歲出
經常部

科 款	項 目	豫 算 額	種 目	金 額	附 記 種 別 及 箇 數	單 位	金 額
一 事 務 費		一六〇二九	一 給 料	二八〇	書記雇員給 三人	月俸平均 八〇	五四八
			二 雜 給	二八九〇	筆生一人 手當 旅費並舟車馬 賃	日給一圓五〇	一五三三 八九
			三 需 用 費	五六五	備品消耗品 通信及郵送費 印刷		二〇〇 三〇〇 五一五
		一七二五	四 雜 費	三〇〇			

臨時部

科 款	項 目	豫 算 額	種 目	金 額	附 記 種 別 及 箇 數	單 位	金 額
一 事 務 費		一六〇二九	一 諸 費	一、四四〇			
			二 消 耗 品	一五〇			
			三 印 刷	四〇〇			
			四 諸 手 當	五〇〇			
			五 速 記 料	九四			
			六 雜 費	二〇〇			
		七〇〇					
		三六〇四					
		一六〇二九					

豫算科目	科目	項目	豫算額	種目	金額	附記	種別及箇數	單位	金額	臨時費	一、事務費		二、調査費		臨時費	制水弁及排氣弁調査費 本年度支出額	
											一、印刷	二、旅費	三、雜費	一、依託調査費			二、調査費
豫算科目	科目	項目	豫算額	種目	金額	附記	種別及箇數	單位	金額	臨時費	一、事務費	二、調査費	臨時費	制水弁及排氣弁調査費 本年度支出額			
			一、四〇〇	一、備品費	一、四〇〇					五、二四	一、三四	二、五〇〇		三、七四			
											一、印刷	二、旅費	三、雜費	一、依託調査費	二、調査費		
											四〇〇	七四	五〇	二、五〇〇	二、五〇〇		
臨時部計			五、二四														
合計			二、二五														

昭和三年度 昭和四年度 上水協議會豫算對照表

豫算科目	款項	昭和三年度	昭和四年度	三年度ニ比シ増減(△)	說	明	歳出(經常部)	
							計	計
豫算科目	款項	昭和三年度	昭和四年度	三年度ニ比シ増減(△)	說	明	計	計
一、上水協議會	一、會費收入	一八五三	一九七三	一、二〇〇			一八五三	一九七三
	二、利子收入	七〇	六〇〇	△			七〇	六〇〇
	三、雜收入	五六	四七四	△			五六	四七四
	二、繰入金	〇	一、四〇〇	一、四〇〇			〇	一、四〇〇
	一、積立金繰入	〇	一、四〇〇	一、四〇〇			〇	一、四〇〇
	計	一八五三	二、二五	二、三〇〇			一八五三	二、二五

本項ノ増加ハ會員ノ増加(六箇所)及昇級(五箇所)並給水開始(二箇所)ニ伴フ負擔額ノ増加アリタルト豫算増額ニ伴ヒ會費ヲ増額シタルニ由ル
 本項ノ減少ハ預金利率引下ノ結果ニ由ル
 本項ノ減少ハ前年ノ實績ニ鑑ミ印刷物實費配付收入ヲ見込ミタルニ由ル

豫算科目	昭和三年度		昭和四年度		三年度ニ比シ増減(△)	説明
	款	項	款	項		
一、事務費	一、事務費	一〇六六	一、事務費	一一七五	一〇六七	本項ノ増加ハ通信郵送費、印刷費、旅費及雜費ノ増加ヲ見込ミタルニ由ル 本項ノ増加ハ速記料ノ増額ヲ見込ミタルニ由ル
	二、會議費	三三六	二、會議費	三六〇	二三九	
	三、豫備費	四〇〇	三、豫備費	七〇〇	三〇〇	
經常部計		一四三三		一六〇九		一六〇六

(臨時部)

豫算科目	昭和三年度		昭和四年度		三年度ニ比シ増減(△)	説明
	款	項	款	項		
一、事務費	一、臨時調辨費	〇	一、臨時調辨費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、二七四本項ノ増加ハ年割額ヲ計上シタルニ由ル
	二、制水弁及排氣弁調査費	二五〇	二、制水弁及排氣弁調査費	三七四	一二四	
一、事務費		五〇	一、事務費	一二四		
二、調査費		二五〇	二、調査費	二五〇	〇	
臨時部計		四一〇〇		五、二二四		一、〇一四
歳出合計		一八、五三三		二二、二五三		二、六三〇

(協定諸規格其
他印刷費)

昭和三年度加盟各所負擔額對照表

級別	昭和三年度	昭和四年度	三年度ニ比シ増減(△)	備考
一級 (計費又ハ工事費)	三六一九〇	三七五五〇	一三六一〇	
二級				
三級				
四級	二七七九〇	二八、一三〇	一〇、八〇	
五級	二四九九六〇 一六五九七〇	二五、八九〇〇 一七、五六〇	九〇、三〇〇 五五九〇	内二箇所ハ二五八圓九九トス

東京市	大宮市	横濱市	神戶市	名古屋市	函館市	小樽市	室蘭市	釧路市	入道市	目黒市	澁谷市	青森市	峰町	堺市	横須賀市	川崎市	尼崎市	西宮市
一三九,四九三	五三六,一三三	二〇〇,四七七	一四二,〇八三	一九〇,五七六	三〇四,四〇〇	二六,四〇〇	一〇,一五三	八,五三五	九,五九九	二,三五七	二〇,五三六	一,八八三	九一	二五,四九一	一八,七三八	一八,三三六	九,九九五	八,二九二
一五	五五	四五	七	八	八	八	九	八	八	八	十	八	八	八	八	九	九	九
△																		
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
八四,一三九	八四,一三九	八四,一三九	八四,一三九	八四,一三九	八四,一三九	八四,一三九	八四,一三九	八四,一三九	八四,一三九	八四,一三九	八四,一三九	八四,一三九	八四,一三九	八四,一三九	八四,一三九	八四,一三九	八四,一三九	八四,一三九
一七四,八四二	二九一,四二一	一七四,八四二	一七四,八四二	二〇三,九九一	一六,五六六	八七,四三二	八七,四三二	二九,二四一	五八,二八一	八七,四三二	八七,四三二	二九,二四一	二九,二四一	八七,四三二	八七,四三二	八七,四三二	五八,二八一	五八,二八一
二五八,九八〇	三三五,五五〇	二五八,九八〇	二五八,九八〇	二八八,一三〇	二〇,七〇〇	一七,五五〇	一七,五五〇	一三,二八〇	一四,二四〇	一七,五五〇	一七,五五〇	一三,二八〇	一三,二八〇	一七,五五〇	一七,五五〇	一七,五五〇	一四,二四〇	一四,二四〇

六九

昭和四年度上水協議會會費負擔額調

(△印ハ計畫又ハ工事中
加盟所名欄◎印ハ前年度豫算編成後新加入所)

東京市	十級	九級	八級	七級	六級	級別	昭和三年度	昭和四年度	三年度ニ比シ増減(△)	備考
四六,七七〇	一〇,九九八〇	一〇,九九八〇	一三,七九八〇	一三,七九八〇	一三,七九八〇	昭和三年末現在戸數	二二,一九六〇	三九,八四〇	七八,〇	
一〇〇	一三,三六〇	一三,三六〇	一四,四二〇	一四,四二〇	一四,四二〇	級別	二〇,七〇〇	二七,八五〇	四四,四〇〇	
八四,一三九	二七,三〇〇	二七,三〇〇	三,八七〇	三,八七〇	三,八七〇	按分率	六七,三〇〇	四四,四〇〇	七八,〇	
二九,一四二	二七,三〇〇	二七,三〇〇	三,八七〇	三,八七〇	三,八七〇	半額均分額	七八,〇	四四,四〇〇	七八,〇	
三七,五五〇	二七,三〇〇	二七,三〇〇	三,八七〇	三,八七〇	三,八七〇	按分額	二〇,七〇〇	二七,八五〇	四四,四〇〇	
三七,五五〇	二七,三〇〇	二七,三〇〇	三,八七〇	三,八七〇	三,八七〇	合計負擔額	二〇,七〇〇	二七,八五〇	四四,四〇〇	

六八

加盟所名	昭和二年末現在戸數	級別	按分率	半額均分額	按分額	合計負擔額
伊東府東町	二八二九	十	五	八四・三九	一四・五七二	九八七・〇
甲府市	一六〇八七	八	〇	八四・三九	一三・八〇	一七・五八〇
谷村町	一五四八	九	〇	八四・三九	一三・八〇	一七・五八〇
大津市	七八五六	八	〇	八四・三九	一三・八〇	一七・五八〇
長野市	一三・三五七	八	〇	八四・三九	一三・八〇	一七・五八〇
松本市	一三・五三二	八	〇	八四・三九	一三・八〇	一七・五八〇
上野市	六六三	九	〇	八四・三九	一三・八〇	一七・五八〇
上諏訪市	四・一六	九	〇	八四・三九	一三・八〇	一七・五八〇
仙臺市	二七・八七	八	〇	八四・三九	一三・八〇	一七・五八〇
鹽釜市	二六〇〇	九	〇	八四・三九	一三・八〇	一七・五八〇
福島市	七・六五〇	九	〇	八四・三九	一三・八〇	一七・五八〇
若松市	七・八六三	九	〇	八四・三九	一三・八〇	一七・五八〇
郡山市	八・六四五	九	〇	八四・三九	一三・八〇	一七・五八〇
平林町	四・六三三	八	〇	八四・三九	一三・八〇	一七・五八〇
青森市	一四・三四五	八	〇	八四・三九	一三・八〇	一七・五八〇
五所市	一・五二〇	八	〇	八四・三九	一三・八〇	一七・五八〇
山形市	一〇・七九九	八	〇	八四・三九	一三・八〇	一七・五八〇
秋田市	八・四二	九	〇	八四・三九	一三・八〇	一七・五八〇
福井市	一四・四九	八	〇	八四・三九	一三・八〇	一七・五八〇

加盟所名	昭和二年末現在戸數	級別	按分率	半額均分額	按分額	合計負擔額
明石市	八八九五	九	〇	八四・三九	二九・四二	二二・三八〇
高砂市	一・七二五	七	〇	八四・三九	二九・四二	二二・三八〇
長崎市	三・八五八	八	〇	八四・三九	二九・四二	二二・三八〇
佐世保市	二・七五三	八	〇	八四・三九	二九・四二	二二・三八〇
新発田市	二・三六〇	八	〇	八四・三九	二九・四二	二二・三八〇
新潟市	三・八一七	八	〇	八四・三九	二九・四二	二二・三八〇
長岡市	一〇・二一七	八	〇	八四・三九	二九・四二	二二・三八〇
高田市	五・五五二	九	〇	八四・三九	二九・四二	二二・三八〇
前橋市	一五・七五〇	八	〇	八四・三九	二九・四二	二二・三八〇
高崎市	一・七六八	八	〇	八四・三九	二九・四二	二二・三八〇
沼田町	二・四七七	九	〇	八四・三九	二九・四二	二二・三八〇
水戸市	九・八五三	八	〇	八四・三九	二九・四二	二二・三八〇
宇都宮市	一六・〇九三	八	〇	八四・三九	二九・四二	二二・三八〇
奈良市	一〇・五二七	八	〇	八四・三九	二九・四二	二二・三八〇
津市	一・〇九七	八	〇	八四・三九	二九・四二	二二・三八〇
豊橋市	一六・四三二	八	〇	八四・三九	二九・四二	二二・三八〇
濱松市	一・九〇八	八	〇	八四・三九	二九・四二	二二・三八〇
熱海市	一・七六七	十	〇	八四・三九	二九・四二	二二・三八〇

加 盟 所 名	昭和一 年未 現在 戸數	級 別	按 分 率	半 額 均 分 額	按 分 額	合 計 負 擔 額
高 知 市	三〇、九〇五	八	二〇	八四・三九	八七四二	一七・五〇
福 岡 市	二八、三〇八	八	二〇	八四・三九	八七四二	一七・五〇
久 留 米 市	一五、五九三	八	二〇	八四・三九	八七四二	一七・五〇
門 司 市	二〇、六二四	八	二〇	八四・三九	八七四二	一七・五〇
小 倉 市	一五、六七四	八	二〇	八四・三九	八七四二	一七・五〇
若 松 市	一一、〇三三	八	二〇	八四・三九	八七四二	一七・五〇
大 塚 市	一四、〇三三	八	二〇	八四・三九	八七四二	一七・五〇
飯 塚 市	七、二九二	八	二〇	八四・三九	八七四二	一七・五〇
大 分 市	一〇、二六三	八	二〇	八四・三九	八七四二	一七・五〇
別 府 市	八、四五〇	九	二〇	八四・三九	八七四二	一七・五〇
中 津 市	四、八二〇	九	二〇	八四・三九	八七四二	一七・五〇
佐 賀 市	七、九九九	八	二〇	八四・三九	八七四二	一七・五〇
熊 本 市	二、七八三	八	二〇	八四・三九	八七四二	一七・五〇
鹿 兒 島 市	二、五九九	八	二〇	八四・三九	八七四二	一七・五〇
那 覇 市	一、五九四	八	二〇	八四・三九	八七四二	一七・五〇
朝 鮮 總 督 府	—	一	一〇	八四・三九	八七四二	一七・五〇
京 城 府	七〇、二八八	六	五〇	八四・三九	八七四二	一七・五〇
仁 川 府	二、五七九	八	二〇	八四・三九	八七四二	一七・五〇
群 山 府	五、四七五	九	二〇	八四・三九	八七四二	一七・五〇

加 盟 所 名	昭和一 年未 現在 戸數	級 別	按 分 率	半 額 均 分 額	按 分 額	合 計 負 擔 額
金 澤 市	三三、五八六	七	二〇	八四・三九	五八・八一	一四・四二〇
鳥 取 市	七、三三五	九	二〇	八四・三九	五八・八一	一四・四二〇
米 子 市	六、九〇三	九	二〇	八四・三九	五八・八一	一四・四二〇
松 山 市	九、四九九	八	二〇	八四・三九	五八・八一	一四・四二〇
岡 敷 市	二八、二四一	九	二〇	八四・三九	五八・八一	一四・四二〇
廣 島 市	六、一三三	六	五〇	八四・三九	五八・八一	一四・四二〇
吳 市	五、七四三	八	二〇	八四・三九	五八・八一	一四・四二〇
尾 道 市	二九、四一五	九	二〇	八四・三九	五八・八一	一四・四二〇
福 山 市	六、四九五	九	二〇	八四・三九	五八・八一	一四・四二〇
下 關 市	七、五七八	八	二〇	八四・三九	五八・八一	一四・四二〇
宇 部 市	三、五〇九	八	二〇	八四・三九	五八・八一	一四・四二〇
和 歌 山 市	一、五二七	八	二〇	八四・三九	五八・八一	一四・四二〇
德 島 市	二、五六三	八	二〇	八四・三九	五八・八一	一四・四二〇
高 松 市	一、八三五	八	二〇	八四・三九	五八・八一	一四・四二〇
九 龍 市	一、六四九	八	二〇	八四・三九	五八・八一	一四・四二〇
松 山 市	六、二九一	八	二〇	八四・三九	五八・八一	一四・四二〇
宇 和 島 市	二〇、二四	九	二〇	八四・三九	五八・八一	一四・四二〇

加 盟 所 名	昭和二年度末 現在戶數	級 別	按分率	半額均分額	按分額	合計負擔額
大 邱 府	一九三三	八	三〇	八四・三九	八七・四二	一七・五六〇
釜 山 府	二四・八七	八	三〇	八四・三九	八七・四二	一七・五六〇
平 壤 府	二六・七九	八	三〇	八四・三九	八七・四二	一七・五六〇
元 山 府	七・四六	九	二〇	八四・三九	五八・六二	一四・四二〇
新 義 州 府	八・八〇	九	二〇	八四・三九	五八・六二	一四・四二〇
統 營 面	五・八三	一	一〇	八四・三九	二九・四二	一三・二八〇
臺 灣 總 督 府	三・九七〇	一	一〇	八四・三九	二九・四二	一三・二八〇
關 東 廳	四・七九四	一	一〇	八四・三九	二九・四二	一三・二八〇
豐 原 町	四・六七四	一	一〇	八四・三九	二九・四二	一三・二八〇
大 泊 町	四・六七四	一	一〇	八四・三九	二九・四二	一三・二八〇
荒 玉 水 道 町 村 組 合	一四・八〇七	△	三〇	八四・三九	一七・四五	一七・五六〇
江 戶 川 上 水 町 村 組 合	一四・三九九	△	三〇	八四・三九	一七・四五	一七・五六〇
南 滿 洲 鐵 道 株 式 會 社	一〇・七二七		一〇	八四・三九	二九・四二	一三・二八〇
玉 川 水 道 株 式 會 社	一・二〇		一〇	八四・三九	二九・四二	一三・二八〇
日 本 電 力 株 式 會 社	一・二〇		一〇	八四・三九	二九・四二	一三・二八〇
湘 南 水 道 株 式 會 社	五・五七三		三〇	八四・三九	五八・六二	一四・四二〇
計 百 一 十 一 箇 所					九三三・九五七	一八六・七〇〇

七四

上水協議會財產目錄

(昭和二年度末現在)

一、準備積立金

一金九千八拾壹圓貳錢

二、備 品

品 名	數 量	價 格	摘 要
手 提 金 庫	一個	二六〇〇	
謄 寫 版	二組	七六〇〇	
書 籍 戶 棚	三組	二五・〇〇〇	
印 箱	一個	三・一〇〇	
肉 池 (朱肉共)	一個	三・四五〇	
日 附 印	一組	一三・八〇〇	
木 印	理事印外一〇個	九・五五〇	
ゴ ム 印	一個	四・五〇	

七五



品名	數量	價格	摘要
同 第三號	七部	六八六〇	
同 第四號	四二部	一三八八〇	
同 第五號	四三部	九八九〇	
同 第六號	三五部	一三二〇〇	
同 第七號	二二部	八八〇〇	
同 第八號	四九部	一九六〇〇	
同 第九號	二六部	九三六〇	
同 第十號	三三部	一四五二〇〇	
同 第十一號	一〇部	三九五〇〇	
同 第十二號	五五〇部	二二八二五〇〇	
第十九回上水協議會議事錄	一五部	四五〇〇〇	
第二十回上水協議會議事錄	五一部	一四七五〇	
第二十一回上水協議會議事錄	八二部	一四三、五〇〇	
第二十二回上水協議會議事錄	九七部	一七四六〇〇	

三、消耗品

品名	數量	價格	摘要
同 第二號	三五部	一〇五〇〇〇	
上水道統計及報告第一號	二八部	二八〇〇〇	
計 算 器(アリスモス)	一臺	六〇〇〇〇	
簿 記 帳	二冊	六八〇〇	
珈 琲 茶 碗 (ニツケル 盆皿匙付)	三組	一五六〇〇	
ホ ッ チ キ ス (自動 紙繰器)	一個	一九三〇〇	
三 角 定 規	一組	一七〇〇	
分 割 器	一個	二〇〇〇	
コ ム バ ス	一個	四三〇〇	
計		九九五六五〇	

品名	數量	價格	摘要
第二十三回上水協議會議事錄	六五部	一五・四五〇	
協定水道用鑄鐵管規格書	二〇三部	四九七・三五〇	
水道用鐵管接手耐震試驗報告書	三九九部	五八七・〇〇	
水道用鉛管及翼車式量水器ニ關スル規格書	三一〇部	四九六・〇〇	
郵便はがき	一〇二枚	一・五三〇	
郵便切手	七八枚	七六〇	
同	一七四枚	三四八〇	
同	二六六枚	七九八〇	
同	一九四枚	九七〇〇	
同	三九枚	三九〇〇	
同	四五枚	二・二五〇	
市街電車回数乗車券	二二枚	一・五二〇	
計		五〇七・三七〇	

自昭和三年度至昭和四年度制水弁及排氣弁調査費更正繼續年期及支出方法

既定制水弁及排氣弁調査費
更正制水弁及排氣弁調査費

一金五千八百八拾參圓
一金六千貳百七拾四圓

昭和三年度既定支出額
昭和三年度更正支出額
昭和四年度既定支出額
昭和四年度更正支出額

(説明)

本調査費中昭和四年度ニ計上シタル調査顛末説明囑託員ノ旅費ハ同年度ノ會議ヲ内地ニテ開催セラ
ルモノトシ豫計シタル處臺灣ニ決定シタルヲ以テ費額更正ノ必要ヲ認メ本案ヲ提出ス

自昭和三年度至昭和四年度制水弁及排氣弁調査費更正支出計算表

科	款	項目	區分	昭和三年度	昭和四年度	計
一	制水弁及排氣弁調査費		既定支出額	二、五五〇	三、三三三	五、八八三

科 款	項 目	區 分		昭 和 三 年 度	昭 和 四 年 度	計
		更 正 支 出 額	既 定 支 出 額			
一 制 水 弁 及 排 氣 弁 調 查 費	一 事 務 費	更 正 支 出 額	既 定 支 出 額	二,五〇〇	三,七三四	六,二七四
		更 正 支 出 額	既 定 支 出 額	五〇	八三三	八八三
	二 調 查 費	更 正 支 出 額	既 定 支 出 額	二,五〇〇	二,五〇〇	五,〇〇〇
		更 正 支 出 額	既 定 支 出 額	二,五〇〇	一,三三四	一,二七四

自昭和三年度制水弁及排氣弁調查費更正支出計算表說明
至昭和四年度

科 款	項 目	支 出 額		種 目	金 額	附 說	單 位	金 額
		一 印 刷	二 旅 費					
一 制 水 弁 及 排 氣 弁 調 查 費	一 事 務 費	六,二七四	二,七四	一 印 刷	四〇〇			
				二 旅 費	七七四			

二 調 查 費	三 雜 費	一 依 託 調 查 費
五,〇〇〇	一〇〇	五,〇〇〇

昭和三年度上水協議會歲入出追加豫算

歲 入

一金九百拾參圓

歲入豫算總額

歲 出

一金九百拾參圓

歲出豫算總額

昭和三年度上水協議會歲入出追加豫算

歲 入

經常部 歲出

歲入	豫算		豫算		附說	單位金額
	合計	種目	金額	種別及箇數		
	一 費收入	六六	一會費收入	六六		
	二 繰入金	二五	一 積立金繰入	二五		
合計		九一				

歲出	豫算		豫算		附說	單位金額
	合計	種目	金額	種別及箇數		
	一 事務費	一八	二 雜給	八	旅費並舟車馬賃	八
	二 會議費	七五	一 諸費	六二		
			四 諸手當	三		
			六 雜費	二		
合計		九三				

(說明)

本件ハ第二十四回上水協議會ノ決議ニ依リ水量メートル檢定實施ニ關スル對策委員會開催ノ爲既定豫算ニ不足ヲ生スルニ至リタルヲ以テ資源ヲ會費增收及準備金處分繰入ニ需メ豫算ノ追加ヲナセリ

昭和二年度上水協議會歲入出決算

歲入
一金壹萬七千六百參拾七圓七錢
歲出

歲入決算高

一金壹萬貳千六百九拾九圓九拾錢
 一金貳千貳百四拾參圓八拾六錢
 合計金壹萬四千九百四拾參圓七拾六錢
 歲入出差引
 殘金貳千六百九拾參圓拾壹錢

經常部決算高
 臨時部決算高

昭和二年度剩餘金

昭和二年度上水協議會歲入出決算

歲入

(△印ハ不足ヲ示ス)

科目	項目	豫算額		決算額		超過又 ハ不足	種目	豫算額	決算額	附記	摘要
		種別及 箇數	單位 金額	種別及 箇數	單位 金額						
上水協議會 費收入	一 會費收入	11,712,000	11,712,000	11,712,000	11,712,000		第二十三回上水協議會議決				
	二 會費收入	11,712,000	11,712,000	11,712,000	11,712,000						
三 雜收入	一 印刷物費 配付收入	7,400,000	7,400,000	8,455,000	8,455,000						本項ノ增加ハ第一 ニ於テ印刷物費配 付際於以上アリタル ト第ニ於テ印刷物 費納付日ニ於テ熱 入納付日ニ由ル
	二 雜收入	0	0	1,606,000	1,606,000						
二 入	一 預金 利息收入	7,000,000	7,000,000	5,345,000	5,345,000						本項ノ不足セシハ預 金利率引下ケニ由ル
	二 雜收入	7,400,000	7,400,000	1,011,000	1,011,000						
歲入合計		19,112,000	19,112,000	20,823,000	20,823,000						

歲出
 經常部

(△印ハ超過ヲ示ス)

科目	項目	豫算額		決算額		超過又 ハ不足	種目	豫算額	決算額	附記	摘要
		種別及 箇數	單位 金額	種別及 箇數	單位 金額						
上水協 會議費	一 會費	11,712,000	11,712,000	11,712,000	11,712,000		第二十三回上水協議會議決				
	二 會費	11,712,000	11,712,000	11,712,000	11,712,000						
三 雜收入	一 印刷物費 配付收入	7,400,000	7,400,000	8,455,000	8,455,000						本項ノ增加ハ第一 ニ於テ印刷物費配 付際於以上アリタル ト第ニ於テ印刷物 費納付日ニ於テ熱 入納付日ニ由ル
	二 雜收入	0	0	1,606,000	1,606,000						
二 入	一 預金 利息收入	7,000,000	7,000,000	5,345,000	5,345,000						本項ノ不足セシハ預 金利率引下ケニ由ル
	二 雜收入	7,400,000	7,400,000	1,011,000	1,011,000						
歲入合計		19,112,000	19,112,000	20,823,000	20,823,000						

第一、工事、工費並規模

【備考】計畫又ハ工事中ノモノハ「工費」欄ニ豫算ヲ掲ク

水道名	起工年月	竣工年月	工費 (四捨五入)	水 人 定 口 給	平均一人一日 給水量 (四捨五入) リットル	極度一日 給水量 立方米	備 考
京都市	創 設明治二十五年十二月	明治四十四年三月	九、八八、七三三	三、〇〇〇、〇〇〇	一、七九	五〇〇、〇〇〇	
京都市	第一回擴張 大正二年十一月	昭和三十二年三月	六、九四八、七三三				
京都市	第二回擴張 大正四年七月	昭和三十四年三月	五、三三〇、〇〇〇				
京都市	第三回擴張 大正十年二月	昭和三十七年三月	四、六四三、〇〇〇				
京都市	創 設明治四十二年六月	明治四十五年三月	二、六九八、八三五	七〇〇、〇〇〇	二、二	二五〇、〇〇〇	第三回擴張ハ工事中
京都市	第一回擴張 同 四十五年七月	大正二年五月	六、五九三、四三三				
京都市	第二回擴張 同 十年二月	同 十二年三月	一、〇九一、〇〇一				
京都市	第三回擴張 同 十四年二月	同 十二年三月	二、五〇〇、〇〇〇				
京都市	創 設明治二十五年八月	明治二十八年十月	二、三九八、九四五				
京都市	第一回擴張 同 三十三年九月	同 三十四年十二月	八八一、九三三				
京都市	第二回擴張 同 四十一年一月	大正三年三月	九、四三三、五九三	二、七〇〇、〇〇〇	一、五六	五七、七六七	
京都市	第三回擴張 大正八年九月	同 十一年三月	一、〇四三、九六六				
京都市	第四回擴張 同 十四年五月	昭和四年九月	八、〇〇〇、〇〇〇				
大阪市							

第一、工事、工費並規模

水道名	起工年月	竣工年月	工費 (円)	水 人 定 給 計 (リットル)	種 日 度 水 量 一 日 給 水 量 (立方尺)	備 考
横濱市	創 設明治十八年四月	明治二十年九月	1,074,713	800,000	11	1,900
	第一回擴張同 三十一年六月	同三十四年十二月	1,910,169		11	8,900
	第二回擴張同 四十三年八月	大正四年三月	7,035,414			
	第三回擴張同 三十年五月	明治三十八年五月	3,405,867			
神戸市	創 設明治十四年十一月	大正十年三月	1,661,356	800,000	15	17,297
	第一回擴張同 十四年十二月	大正十年三月	9,889,034			
	第二回擴張同 十四年七月	大正十年三月	4,900,794			
名古屋市	創 設明治二十二年四月	同三年三月	3,790,888	1,000,000	11	10,960
	第一回擴張同 二十二年四月	同三年三月	3,460,048			
	第二回擴張同 二十五年一月	同三年三月	8,133,933			
函館市	創 設明治二十一年六月	明治二十三年十二月	3,262,311	1,000,000	15	15,000
	第一回擴張同 二十七年九月	同二十九年十月	3,335,354			
	第二回擴張同 二十六年五月	大正十三年三月	1,111,934			
小樽市	創 設明治四十一年三月	大正三年九月	2,000,000	1,900,000	19	3,748
	第一回擴張同 四十一年七月	昭和二年十二月	107,661			
室蘭市	創 設大正十三年十月	昭和四年三月	8,409,141	1,800,000	17	3,350
	第一回擴張同 十三年十月	昭和四年三月	3,350,000			
釧路市	創 設大正十五年十一月	昭和五年五月	1,550,000	200,000	11	6,666
	第一回擴張同 十五年十一月	昭和五年五月	435,790			
八王子市	創 設大正十四年六月	大正十五年五月	4,000,000	200,000	11	6,666
目黒町	創 設大正十四年五月	大正十五年五月	3,700,000	180,000	11	16,800

水道名	起工年月	竣工年月	工費 (円)	水 人 定 給 計 (リットル)	種 日 度 水 量 一 日 給 水 量 (立方尺)	備 考
青梅町	創 設大正十五年十一月	昭和三年三月	2,699,931	11,000	11	1,300
峰山町	創 設大正十一年四月	大正四年七月	5,996	4,000	8	2,200
	第一回擴張同 十一年四月	同十一年五月	1,956			
堺市	創 設明治四十一年八月	明治四十三年三月	6,854,043	4,000,000	10	13,588
	第一回擴張同 四十一年八月	大正七年四月	6,278			
	第二回擴張同 九年五月	同十二年三月	3,699			
	第三回擴張同 十一年八月	同十二年三月	8,008			
	第四回擴張同 十三年一月	同十三年十一月	2,974,088			
	第五回擴張同 十五年七月	昭和二年十一月	1,877,566			
横須賀市	創 設大正八年三月	大正十一年三月	1,111,217	1,000,000	8	11,550
	第一回擴張同 十二年六月	同十三年十一月	1,235,566			
	第二回擴張同 十五年九月	昭和三年三月	4,919			
川崎市	創 設大正八年四月	大正十年三月	9,700,000	200,000	8	8,400
	第一回擴張同 十四年八月	同十四年二月	4,700,000			
	第二回擴張同 十六年四月	大正十年三月	2,335,554			
	第三回擴張同 十九年七月	同十二年八月	7,935,334			
尼崎市	創 設大正十一年七月	同十二年八月	1,199,933	200,000	11	10,010
	第一回擴張同 十一年七月	同十二年八月	1,199,933			
	第二回擴張同 十三年三月	同十三年七月	1,322,222			
	第三回擴張同 十四年七月	同十四年九月	1,500,000			
	第四回擴張同 十五年四月	昭和三年四月	870,000			
明石市	創 設昭和三年三月	昭和四年十二月	1,040,000	200,000	11	7,110
	第一回擴張同 三年三月	昭和四年十二月	1,040,000			
西宮市	創 設大正十一年	大正十二年六月	1,120,000	200,000	11	7,110

第二 工事、工費並規模

第一 工事、工費並規模

水道名	起工年月	竣工年月	工費(円)	人口給	極一日給水量	備考
水戸市	第一回擴張 大正五年三月	大正五年十一月	一、九八八、三〇〇	一、三、五〇〇	二、五〇、〇〇〇	
宇都宮市	第二回擴張 同 十五年二月	同 十五年五月	三、一〇〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	八、六二九	
奈良市	第三回擴張 昭和二年三月	昭和二年五月	七、四三六、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	八、六二九	
津市	設 大正十五年四月	昭和五年三月	三、六九〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、三、三〇〇	
豊橋市	設 昭和二年八月	昭和五年三月	二、六九〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、三、三〇〇	
伊東市	設 大正十五年四月	昭和五年三月	三、六九〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、三、三〇〇	
濱松市	設 大正十五年四月	昭和五年三月	三、六九〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、三、三〇〇	
甲府市	設 大正十五年四月	昭和五年三月	三、六九〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、三、三〇〇	
熱海市	設 大正十五年四月	昭和五年三月	三、六九〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、三、三〇〇	
谷村町	設 大正十五年四月	昭和五年三月	三、六九〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、三、三〇〇	
大津市	設 大正十五年四月	昭和五年三月	三、六九〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、三、三〇〇	
長野市	設 大正十五年四月	昭和五年三月	三、六九〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、三、三〇〇	
松本市	設 大正十五年四月	昭和五年三月	三、六九〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、三、三〇〇	
上田市	設 大正十五年四月	昭和五年三月	三、六九〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、三、三〇〇	
上野市	設 大正十五年四月	昭和五年三月	三、六九〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、三、三〇〇	
仙臺市	設 大正十五年四月	昭和五年三月	三、六九〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、三、三〇〇	
鹽釜市	設 大正十五年四月	昭和五年三月	三、六九〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、三、三〇〇	
福島市	設 大正十五年四月	昭和五年三月	三、六九〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、三、三〇〇	
若松市	設 大正十五年四月	昭和五年三月	三、六九〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、三、三〇〇	
郡山市	第一回擴張 大正五年六月	大正六年三月	七、九三〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一〇、〇一八	

水道名	起工年月	竣工年月	工費(円)	人口給	極一日給水量	備考
高砂町	第一回擴張 大正十年一月	大正十年十一月	二、八五三、五五六	一、五〇、〇〇〇	二、六七三	
高砂町	第二回擴張 同 十二年二月	同 十二年十二月	三、八〇一、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	二、六七三	
高砂町	第三回擴張 同 十三年二月	同 十三年二月	三、八〇一、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	二、六七三	
長崎市	第一回擴張 大正八年八月	大正十一年三月	一、四六二、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	三、三二六	
長崎市	第二回擴張 同 三十三年八月	同 三十七年三月	五、二四四、六九五	一、〇、〇〇〇	三、三二六	
佐世保市	第一回擴張 大正九年三月	明治四十二年三月	二、七九二、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一〇、〇六〇	
佐世保市	第二回擴張 同 四十二年一月	同 四十二年三月	二、九四〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一〇、〇六〇	
佐世保市	第三回擴張 同 四十五年二月	同 四十五年三月	五、六五六、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一〇、〇六〇	
新潟市	第一回擴張 昭和三年五月	明治四十四年十二月	八、四〇〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	七、八四四	
新潟市	第二回擴張 昭和三年五月	明治四十四年十二月	八、四〇〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	七、八四四	
新潟市	第三回擴張 昭和三年五月	明治四十四年十二月	八、四〇〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	七、八四四	
長岡市	第一回擴張 大正十二年十月	昭和二年三月	一、四八八、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	五、〇三三	
長岡市	第二回擴張 大正十二年十月	昭和二年三月	一、四八八、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	五、〇三三	
高田市	第一回擴張 大正十三年四月	大正十五年八月	六、三五六、七三三	一、〇、〇〇〇	三、三二五	
高田市	第二回擴張 大正十三年四月	大正十五年八月	六、三五六、七三三	一、〇、〇〇〇	三、三二五	
新發田町	第一回擴張 大正十五年七月	昭和三年三月	二、八〇〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、八五六〇	
新發田町	第二回擴張 大正十五年七月	昭和三年三月	二、八〇〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、八五六〇	
前橋市	第一回擴張 大正十四年三月	明治四十四年三月	五、六〇〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一〇、一〇一	
前橋市	第二回擴張 大正十四年三月	明治四十四年三月	五、六〇〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一〇、一〇一	
沼田町	第一回擴張 大正十四年七月	明治四十四年三月	九、五七四、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、一三三	
沼田町	第二回擴張 大正十四年七月	明治四十四年三月	九、五七四、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、一三三	

〇場量極
立方米一日
用水一八、五
米七、二八給
才四、三〇水
合三〇

水道名	起工年月	竣工年月	工費 (円位末) (五満四捨)	水際 人定 口給	備 考
岡山市	第二回擴張 大正二年八月	大正三年九月	一、五八四、五〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
岡山市	第三回擴張 同	同	一、四一〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
岡山市	第四回擴張 同	同	一、四七九、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
岡山市	第五回擴張 同	同	一、四七九、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
岡山市	第六回擴張 同	同	一、四七九、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
倉敷市	創設 大正二年九月	大正二年九月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
倉敷市	創設 大正二年九月	大正二年九月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
廣島市	第一回擴張 大正十年六月	大正十三年三月	一、八七九、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
廣島市	第二回擴張 同	同	一、八七九、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
尾道市	創設 大正十二年一月	大正十四年三月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
尾道市	第一回擴張 昭和二年一月	昭和二年三月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
尾道市	第二回擴張 同	同	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
尾道市	第三回擴張 同	同	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
福山市	創設 大正十一年六月	大正十五年三月	一、六六六、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
福山市	創設 大正十一年六月	大正十五年三月	一、六六六、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
下關市	第一回擴張 大正四年五月	大正五年五月	九三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
下關市	第二回擴張 同	同	九三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
下關市	第三回擴張 同	同	九三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
宇部市	創設 大正十二年十月	昭和二年三月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
宇部市	創設 大正十二年十月	昭和二年三月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
和歌山市	創設 大正十二年三月	大正十五年三月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
和歌山市	創設 大正十二年三月	大正十五年三月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
徳島市	創設 大正十三年八月	昭和二年三月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
徳島市	創設 大正十三年八月	昭和二年三月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
高松市	第一回擴張 同	昭和二年七月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111

水道名	起工年月	竣工年月	工費 (円位末) (五満四捨)	水際 人定 口給	備 考
平町	第一回擴張 同	同	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
平町	第二回擴張 同	同	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
平町	第三回擴張 同	同	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
青森市	創設 大正十三年十一月	昭和二年三月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
青森市	創設 大正十三年十一月	昭和二年三月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
山形市	第一回擴張 同	同	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
山形市	第二回擴張 同	同	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
山形市	第三回擴張 同	同	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
秋田市	創設 大正十年三月	大正十四年三月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
秋田市	創設 大正十年三月	大正十四年三月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
福井市	創設 大正三年三月	大正五年三月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
福井市	創設 大正三年三月	大正五年三月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
金澤市	創設 大正元年九月	大正五年三月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
金澤市	創設 大正元年九月	大正五年三月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
鳥取市	創設 大正十三年十一月	大正十五年三月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
鳥取市	創設 大正十三年十一月	大正十五年三月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
米子市	創設 大正十三年十一月	大正十五年三月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
米子市	創設 大正十三年十一月	大正十五年三月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
松江市	第一回擴張 同	昭和二年三月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111
松江市	第一回擴張 同	昭和二年三月	一、三三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	111

水道名	起工年月	竣工年月	工費 (円)	水 源	人 口 給 付 量 (リットル)	備 考
丸龜市	創 設大正十四年二月	大正十五年十月	六〇一、三三〇	三〇、〇〇〇	二二	
松山市	創 設大正十四年五月	大正十五年九月	八六八、八四三	四〇、〇〇〇	八一	
宇和島市	創 設大正十二年七月	大正十四年四月	九七〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一一	
高知市	第一回擴張 昭和十四年八月	昭和十四年四月	一〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一一	
福岡市	第二回擴張 昭和十二年十二月	昭和十二年三月	八六、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一一	
久留米市	創 設大正二年二月	大正十三年三月	六九〇、五五九	一三〇、〇〇〇	九九	
門司市	創 設昭和二年一月	昭和五年三月	一、八五五、三三〇	一〇〇、〇〇〇	一一〇	
小倉市	創 設明治四十一年一月	明治四十五年三月	一、五三三、七八一	八〇、〇〇〇	八三	
若松市	第一回擴張 大正九年九月	大正十二年五月	三三三、五七三	六〇、〇〇〇	九六	
大牟田市	創 設明治四十二年七月	明治四十五年三月	一、〇六七、七七七	六〇、〇〇〇	一一	
八幡市	第一回擴張 大正八年四月	大正十四年三月	一、七五九、四四五	六五、〇〇〇	一一	
飯塚市	創 設昭和三年六月	昭和五年三月	一、〇〇〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一一九	
大分市	創 設大正十三年八月	大正十四年十月	二、九三三、三三三	一五〇、〇〇〇	一〇〇	
別府市	創 設大正十四年五月	昭和三年三月	一、三三三、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一一〇	
中津町	第一回擴張 大正十五年二月	昭和三年三月	三三三、五〇〇	七〇、〇〇〇	一一九	
中津町	創 設大正十五年十月	昭和三年三月	四九七、七二〇	三〇、〇〇〇	八三	

水道名	起工年月	竣工年月	工費 (円)	水 源	人 口 給 付 量 (リットル)	備 考
佐賀市	創 設大正四年十月	大正八年九月	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	八三	
熊本市	第一回擴張 大正十年七月	大正十一年六月	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	八三	
鹿兒島市	創 設大正四年四月	大正十一年三月	一、三三三、六四一	一〇〇、〇〇〇	八三	
那覇市	創 設大正十一年八月	大正十二年三月	六三三、三三三	一〇〇、〇〇〇	八三	
京城府	創 設明治三十九年八月	明治四十一年八月	二、八〇六、一五五	一九三、〇〇〇	一一	
仁川府	創 設明治三十九年十一月	明治四十三年九月	二、八〇六、一五五	一九三、〇〇〇	一一	
群山市	創 設明治四十五年六月	大正四年三月	二、八〇六、一五五	一九三、〇〇〇	一一	
大邱府	第一回擴張 大正十一年五月	大正十一年八月	二、八〇六、一五五	一九三、〇〇〇	一一	
釜山府	第一回擴張 大正十三年七月	大正七年三月	二、八〇六、一五五	一九三、〇〇〇	一一	
釜山府	第二回擴張 大正十三年十月	大正十四年一月	二、八〇六、一五五	一九三、〇〇〇	一一	
釜山府	第三回擴張 大正十四年四月	大正十四年十二月	二、八〇六、一五五	一九三、〇〇〇	一一	
釜山府	第四回擴張 大正十四年七月	大正十四年十二月	二、八〇六、一五五	一九三、〇〇〇	一一	
釜山府	第五回擴張 大正十四年十月	大正十四年十二月	二、八〇六、一五五	一九三、〇〇〇	一一	
釜山府	第六回擴張 大正十四年十二月	大正十四年十二月	二、八〇六、一五五	一九三、〇〇〇	一一	
釜山府	第七回擴張 大正十五年一月	大正十五年一月	二、八〇六、一五五	一九三、〇〇〇	一一	
釜山府	第八回擴張 大正十五年二月	大正十五年二月	二、八〇六、一五五	一九三、〇〇〇	一一	
釜山府	第九回擴張 大正十五年三月	大正十五年三月	二、八〇六、一五五	一九三、〇〇〇	一一	
釜山府	第十回擴張 大正十五年四月	大正十五年四月	二、八〇六、一五五	一九三、〇〇〇	一一	
釜山府	第十一回擴張 大正十五年五月	大正十五年五月	二、八〇六、一五五	一九三、〇〇〇	一一	
釜山府	第十二回擴張 大正十五年六月	大正十五年六月	二、八〇六、一五五	一九三、〇〇〇	一一	
釜山府	第十三回擴張 大正十五年七月	大正十五年七月	二、八〇六、一五五	一九三、〇〇〇	一一	
釜山府	第十四回擴張 大正十五年八月	大正十五年八月	二、八〇六、一五五	一九三、〇〇〇	一一	
釜山府	第十五回擴張 大正十五年九月	大正十五年九月	二、八〇六、一五五	一九三、〇〇〇	一一	
釜山府	第十六回擴張 大正十五年十月	大正十五年十月	二、八〇六、一五五	一九三、〇〇〇	一一	
釜山府	第十七回擴張 大正十五年十一月	大正十五年十一月	二、八〇六、一五五	一九三、〇〇〇	一一	
釜山府	第十八回擴張 大正十五年十二月	大正十五年十二月	二、八〇六、一五五	一九三、〇〇〇	一一	

擴張ハ買収後
次工ヲ以テ
費ハ買収後
和ニシテ
工費ヲ掲ケ

第二 水源、水路（其一） 水源

水道名	河又ハ湖沼	地表水、伏流水 地下水等ノ區別	最大湯水時 （水量以下） （四時以下） 毎リットル	取入方法	備考
水戸市	茨城縣東茨城郡 大谷山麓及同村	地 下 水	三、四七	自 然 流 揚 流 下	
宇都宮市	大 谷	伏 流	三、四七	自 然 流 揚 流 下	
奈良市	長 野	伏 流	三、四七	自 然 流 揚 流 下	
津市	長 野	伏 流	三、四七	自 然 流 揚 流 下	
豊橋市	長 野	伏 流	三、四七	自 然 流 揚 流 下	
濱松市	長 野	伏 流	三、四七	自 然 流 揚 流 下	
伊東市	長 野	伏 流	三、四七	自 然 流 揚 流 下	
熱海市	長 野	伏 流	三、四七	自 然 流 揚 流 下	
甲府市	荒 川	表 面 水	三、四七	自 然 流 揚 流 下	
谷村町	荒 川	表 面 水	三、四七	自 然 流 揚 流 下	
大津市	荒 川	表 面 水	三、四七	自 然 流 揚 流 下	
長野市	荒 川	表 面 水	三、四七	自 然 流 揚 流 下	
松本市	荒 川	表 面 水	三、四七	自 然 流 揚 流 下	
上田市	荒 川	表 面 水	三、四七	自 然 流 揚 流 下	
上諏訪町	荒 川	表 面 水	三、四七	自 然 流 揚 流 下	
仙臺市	荒 川	表 面 水	三、四七	自 然 流 揚 流 下	
鹽釜町	荒 川	表 面 水	三、四七	自 然 流 揚 流 下	
福島市	荒 川	表 面 水	三、四七	自 然 流 揚 流 下	

107

用水路ニ堰ヲ設ケ取水井鐵管ニ注入ス
湖岸砂洲ニ集水埋渠（鐵筋混凝土管）内徑
七五八耗）長一四五米四埋設シテ之ヲ
取水井（直徑三米〇三水深二米七六）二個
ニ連絡ス

延長九〇米九一深サ平均六米六七ノ集水
埋渠ヲ埋設シ唧筒井ニ取入ル

隨道口ニ長二米七三巾二米一二及三米〇
三ノ漸縮溝ヲ設ケ角落及門扇ニテ取水ス

溪間ハ堰堤ヲ築キ貯水シ自然流下ニヨリ
「モルタル」管ヲ通過シ濾過池ニ送水ス

水道名	河又ハ湖沼	地表水、伏流水 地下水等ノ區別	最大湯水時 （水量以下） （四時以下） 毎リットル	取入方法	備考
沼田町	片 品	表 面 水	二、五九	自 然 流 下	東電發電用開渠ヨリ分水ノ爲最大湯水時 季水量不明ナリ
高崎市	利 根	伏 流	二、五九	自 然 流 下	
前橋市	利 根	伏 流	二、五九	自 然 流 下	
新發田町	新 加 治	伏 流 及 地 下 水	二、三	自 然 流 下	鐵筋混凝土製内徑四五五耗ノ管及内法巾 七〇ノ延長二七二米七〇伏設シ周圍箱形 石及砂ヲ引用ス
高田市	信 濃	地 下 水	二、一六	唧 筒 揚 水	埋設シ取水ハ接合井ニ集セシム
長岡市	信 濃	地 下 水	二、一六	唧 筒 揚 水	埋設シ取水ハ接合井ニ集セシム
新潟市	信 濃	地 下 水	二、一六	唧 筒 揚 水	埋設シ取水ハ接合井ニ集セシム
佐世保市	長 崎	表 面 水	四	自 然 流 下	
長崎市	長 崎	表 面 水	四	自 然 流 下	
高砂市	高 砂	表 面 水	四、五三	唧 筒 揚 水	
西宮市	西 宮	表 面 水	八、九	自 然 流 揚 流 下	
明石市	明 石	表 面 水	八、九	自 然 流 揚 流 下	

106

第二 水源、水路 (其一) 水源

水道名	河又ハ湖沼	表面水、伏流水	地下水等ノ區別水	最大湯水時 季水量 (日以下)	取入方法	備考
福山市	論田池	表面	表面	一、九	自然流下	穴明混泥土管ヲ埋設集水シ沈砂井ヲ經テ唧筒井ニ至ル
下關市	綾羅木川上流	表面	表面	一、五	自然流下	河川ヲ横斷シテ一五四米五五ノ木製暗渠ヲ布設シテ一端ニ徑五〇八耗鐵管ヲ布設シテ唧筒場「ヒツト」ニ至ル
宇部市	厚東川	伏流	伏流	一〇、〇〇〇	自然流下	河川ニ地下水管ヲ配テ附シタル接管ニテ自然流下ニテ唧筒井ニ集水ス管ノ接合ハ空接トシ管ノ周圍ニ小孔ヲ穿ツ
和歌山市	紀ノ川	伏流	伏流	二、八	唧筒揚水	河川ニ横斷シテ一五四米五五ノ木製暗渠ヲ布設シテ一端ニ徑五〇八耗鐵管ヲ布設シテ唧筒場「ヒツト」ニ至ル
德島市	吉野川	伏流	伏流	二、八	唧筒揚水	河川ニ横斷シテ一五四米五五ノ木製暗渠ヲ布設シテ一端ニ徑五〇八耗鐵管ヲ布設シテ唧筒場「ヒツト」ニ至ル
高松市	香東川	伏流	伏流	二、八	唧筒揚水	河川ニ横斷シテ一五四米五五ノ木製暗渠ヲ布設シテ一端ニ徑五〇八耗鐵管ヲ布設シテ唧筒場「ヒツト」ニ至ル
丸龜市	土器川	伏流	伏流	二、八	唧筒揚水	河川ニ横斷シテ一五四米五五ノ木製暗渠ヲ布設シテ一端ニ徑五〇八耗鐵管ヲ布設シテ唧筒場「ヒツト」ニ至ル
松山市	柿原川	伏流	伏流	二、八	唧筒揚水	河川ニ横斷シテ一五四米五五ノ木製暗渠ヲ布設シテ一端ニ徑五〇八耗鐵管ヲ布設シテ唧筒場「ヒツト」ニ至ル
宇和島市	柿原川	伏流	伏流	二、八	唧筒揚水	河川ニ横斷シテ一五四米五五ノ木製暗渠ヲ布設シテ一端ニ徑五〇八耗鐵管ヲ布設シテ唧筒場「ヒツト」ニ至ル
高知市	鶴川	伏流	伏流	二、八	唧筒揚水	河川ニ横斷シテ一五四米五五ノ木製暗渠ヲ布設シテ一端ニ徑五〇八耗鐵管ヲ布設シテ唧筒場「ヒツト」ニ至ル
福岡市	室見川	伏流	伏流	二、八	唧筒揚水	河川ニ横斷シテ一五四米五五ノ木製暗渠ヲ布設シテ一端ニ徑五〇八耗鐵管ヲ布設シテ唧筒場「ヒツト」ニ至ル
久留米市	筑後川	伏流	伏流	二、八	唧筒揚水	河川ニ横斷シテ一五四米五五ノ木製暗渠ヲ布設シテ一端ニ徑五〇八耗鐵管ヲ布設シテ唧筒場「ヒツト」ニ至ル
門司市	筑後川	伏流	伏流	二、八	唧筒揚水	河川ニ横斷シテ一五四米五五ノ木製暗渠ヲ布設シテ一端ニ徑五〇八耗鐵管ヲ布設シテ唧筒場「ヒツト」ニ至ル
小倉市	清畑川	表面	表面	二、〇	自然流下	河川ニ横斷シテ一五四米五五ノ木製暗渠ヲ布設シテ一端ニ徑五〇八耗鐵管ヲ布設シテ唧筒場「ヒツト」ニ至ル
若松市	遠賀川	表面	表面	二、〇	自然流下	河川ニ横斷シテ一五四米五五ノ木製暗渠ヲ布設シテ一端ニ徑五〇八耗鐵管ヲ布設シテ唧筒場「ヒツト」ニ至ル

水道名	河又ハ湖沼	表面水、伏流水	地下水等ノ區別水	最大湯水時 季水量 (日以下)	取入方法	備考
尾道市	太田川	表面	表面	六、九	唧筒揚水	最大湯水時季水量ハ大正十三年七月ニ於ケル平均流量ナリ
吳市	太田川	表面	表面	六、九	唧筒揚水	最大湯水時季水量ハ大正十三年七月ニ於ケル平均流量ナリ
廣島市	旭川	表面	表面	七、〇	自然流下	
倉敷市	忌部川	表面	表面	七、〇	自然流下	
岡山市	日野川	伏流	伏流	七、〇	唧筒揚水	
松江市	美野川	伏流	伏流	七、〇	唧筒揚水	
米子市	日野川	伏流	伏流	七、〇	唧筒揚水	
鳥取市	美野川	伏流	伏流	七、〇	唧筒揚水	
金澤市	犀川	表面	表面	七、〇	自然流下	
福井市	犀川	表面	表面	七、〇	自然流下	
秋田市	飯詰川	表面	表面	七、〇	自然流下	
山形市	飯詰川	表面	表面	七、〇	自然流下	
五所川原町	飯詰川	表面	表面	七、〇	自然流下	
青森市	横内川	表面	表面	七、〇	自然流下	
平町	好分川	表面	表面	七、〇	自然流下	
郡山市	安積川	表面	表面	七、〇	自然流下	
若松市	下スルノ口堰	表面	表面	七、〇	自然流下	戸ノ口堰水路ヨリ内法長二米四二巾一米八二ノ鐵筋混泥土水槽ヲ設ケ之ニ取入ル

第二 水源、水路 (其一) 水 源

水道名	河又ハ湖沼	表面水、伏流水 地下水等ノ區別	季最大湯水時 (四小數以下) 毎リットル	取入方法	備考
大牟田市	遠賀川	地下	不明	唧筒揚水	
八幡市	遠賀川	表面	不明	唧筒揚水	
飯塚市	遠賀川	表面	不明	唧筒揚水	
大分市	大分川	伏流	11,000	自然流	
別府市	報見川支流 鮎返溪谷	表面	1,675 1,675	自然流	
中津町	山國川	伏流	1,250	唧筒揚水	山國川右岸湯水面以下二米水端ヨリ三〇 米ノ處ニ内徑六テシメートル集水管ヲ埋 設シ導水管ニヨリ伏流水ヲ引用ス
佐賀市		地下		唧筒揚水	
熊本市		地下		唧筒揚水	
鹿兒島市	鹿兒島郡吉野村 字堀切谷大字七	地下		自然流	
那覇市					
京城府	漢江本流	表面	5,653	唧筒揚水	
仁川府	漢江	表面		唧筒揚水	
群山市	新豐里溪谷	表面		自然流	
大邱府	新川支流 (第一號取水場) (第二號取水場)	表面	1,100	自然流	
釜山府	(聖知谷水源地) (高遠見水源地)	表面	3,300	自然流	溪谷下流ヲ締切取水場ヲ設ケ又雨水ヲ貯 溜スル貯水池ヲ土堤堰ヲ以テ築造ス
統營面	大田江	表面	2,700	唧筒揚水	
平壤府	貯水池	表面		自然流	
鎮南浦府	古津面溪流補助 水貯水池	表面		自然流	
新義州府	赤田川	伏流		重力式	
元山府	鈴谷川支流玉川	表面		自然流	
豐原町	大泊川支流露助	表面		自然流	
大泊町	仙到山溪谷	伏流及地下水		自然流	堤堰ヲ築造シ取水塔ヨリ取入ル
朝鮮總督府					
公州	溪谷貯水	表面	2,700	自然流	内徑一米八ノ圓形集水管ヲ河床以下ニ設 テ送水ス
江州	溪谷貯水	表面	2,700	自然流	
全州	溪谷貯水	表面	2,700	自然流	
木浦	溪谷貯水	表面	2,700	自然流	
光州	溪谷貯水	表面	2,700	自然流	
高州	溪谷貯水	表面	2,700	自然流	
浦項	溪谷貯水	表面	2,700	自然流	
金泉	溪谷貯水	表面	2,700	自然流	溜流水ヲ引入又ハ湧水ヲ利用ス 集水井ヲ設ケ下流ニ堰止堤ヲ築造シ取水

會員名	個數	口徑	井ノ深	最大晝夜水量	最少晝夜水量	備考
東京市						
京都市						
大阪市						
神戸市						
名古屋市						
函館市						
小樽市						
室蘭市						
釧路市						
八王子市						
目黒町						
澁谷町						
青梅町						
峰山町						
堺市						
横須賀市						

第二 水源、水路 (其二) 鑿井

第二、水源、水路 (其二) 鑿井

昭和二年度末現在

水道名	河又ハ湖沼	地下水、伏流水	最大湯水時 季水量 (小量以下 四割以下)	取入方法	備考
大石橋	海城川	地流		唧筒揚水	
海城	千川	地流		唧筒揚水	
鞍陽		地流		唧筒揚水	
遼陽		地流		唧筒揚水	
蘇家屯		地流		唧筒揚水	
奉天		地流		唧筒揚水	
鐵嶺		地流		唧筒揚水	
開原		地流		唧筒揚水	
四平街		地流		唧筒揚水	
公主嶺		地流		唧筒揚水	
長春	二道溝河伊通河	地表水		唧筒揚水	
本溪湖	太子河	地表水		唧筒揚水	
橋頭	細子河	地表水		唧筒揚水	
連山關	摩天嶺	地表水		唧筒揚水	
雞冠山	雞冠山	地表水		唧筒揚水	
安東	六道溝	地表水		唧筒揚水	
撫順	渾川	地表水		唧筒揚水	

第二 水源、水路 (其二) 鑿井

伊東町	熱海町	甲府町	谷村町	大津市	長野市	松本市	上野市	上野市	仙臺市	鹽釜市	福島市	若松市	郡山市	平野町	青森市	五所川原町	山形市	秋田市	福井市	金澤市	鳥取市	

川崎市	尼崎市	明石市	西宮市	高砂市	長崎市	佐世保市	新潟市	長岡市	高岡市	新發田市	前橋市	高崎市	沼田町	水戸市	宇都宮市	奈良市	津市	豊橋市	濱松市			
1	3									2	1											
3	3									1,000												
7.2	6.7	6.7	8.3	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2
4,633	4,633	4,633	4,633	4,633	4,633	4,633	4,633	4,633	4,633	4,633	4,633	4,633	4,633	4,633	4,633	4,633	4,633	4,633	4,633	4,633	4,633	4,633
3,608	3,608	3,608	3,608	3,608	3,608	3,608	3,608	3,608	3,608	3,608	3,608	3,608	3,608	3,608	3,608	3,608	3,608	3,608	3,608	3,608	3,608	3,608

第二 水源、水路 (其二) 鑿井

新義州府	鎮南浦府	平壤府	統營府	釜山府	大邱府	群山府	仁川府	京城府	那羅市	鹿兒島市	熊本市	佐賀市	中津町	別府市	大塚町	飯塚町	八幡市	大牟田市	若松市	小倉市

門司市	久留米市	福岡市	高知市	宇和島市	松山市	丸龜市	高松市	徳島市	和歌山市	宇部市	下關市	福山市	尾道市	吳市	廣島市	倉敷市	岡山市	松江市	米子市	

第二 水源、水路 (其二) 鑿井

會員名	個數	口	徑	井ノ深	最大水量夜	最少水量夜	備	考
旅順	1		三六〇	四・八	一〇〇〇	一〇〇〇		
荒玉組								
江村組								
町川組								
玉川組								
株川組								
株南水會								
株式南水會								
沙河	四		九〇〇	八・〇	一〇〇〇	一〇〇		
瓦房店	三		九〇〇	六・六	一〇〇〇	一〇〇		
熊岳城	三		八〇〇	五・五	一〇〇〇	一〇〇		
蓋平	三		一〇〇〇	八・〇	一〇〇〇	一〇〇		
大石橋	四	至自	九〇〇	一〇・〇	一〇〇〇	一〇〇		
海城	三		九〇〇	八・八	一〇〇〇	一〇〇		
鞍山	三		九〇〇	八・八	一〇〇〇	一〇〇		
遼陽	一		九〇〇	五・〇	一〇〇〇	一〇〇		
蘇家屯	一		六〇〇	一〇・〇	一〇〇〇	一〇〇		
奉天	三		九〇〇	九・六	一〇〇〇	一〇〇		
鐵嶺	一		七〇〇	七・七	一〇〇〇	一〇〇		

會員名	個數	口	徑	井ノ深	最大水量夜	最少水量夜	備	考
元山府								
豐原町								
大泊町								
朝鮮總督府	二		三三〇	四・五	九〇〇	五七八		
義州	一		一八八	三・〇	三〇〇	一五		
平康	一		一八八	二・七	七〇〇	六九		
咸興	三		三六六	五・七	一三〇	六五		
清津	三		四四五	七・〇	五五六	四七		
臺灣總督府	二		六〇〇	一三・〇	九八〇	六九		
彰化	四		一〇〇	四・八	一三〇	六〇		
關東	八		九〇〇	四・五	一〇〇〇	六〇		
大連			九〇〇	四・五	一〇〇〇	六〇		

水道名	個數	口	徑	井ノ深	最大晝夜	最少晝夜	備考
開原	一		九.100	二.500	二.500	一.500	
四平街	一八		三.000	七.800	一.050	三.500	
公主嶺	五	十五個(管井)	一.500	六.600	九.500	一.100	
長春	三	一個(管井)	九.000	一.100	一.000	六.000	
橋頭	三	至	九.000	七.000	六.000	三.000	
連山關	一		六.000	六.000	二.900	二.900	
雞冠山	一		八.700	八.000	六.000	五.000	
安東	一		九.000	八.000	一.000	一.000	
撫順	六		九.000	七.500	一.000	一.500	

1111

第二、水源、水路

(其三) 原水貯水池

昭和二年度末現在

【備考】 一、總高、總長、滿水面下ノ深ハ小數二位以下四捨五入ス
 二、總貯水量及總水面積ハ各貯水池ノ貯水量及水面積ノ合計ヲ記入シ四捨五入ス

會員名	池數	堰堤ノ體質	總高	總長	下滿ノ深	總貯水量	總水面積	備考
東京市	二	土堰	池一六六七 池三三三	一.四四五 一.〇〇九	有效一〇.〇 有效二五.〇	有效一.二三四 有效九.五五	約一.四三.七四	總容積 村山上貯水池 三六.三四三 村山下貯水池 九.三四三 立方米
京都市								
大阪市								
横濱市								
神戸市	三	粗石モルタル積	三六.三六 三三.三三 三三.三三	九.六七九 一〇.三三 一三.四三	二.〇〇 三.六六 三.〇〇	八.一三.四六	九.〇一.〇三	
名古屋市	一	鐵筋混凝土中空式	一八.七〇	一〇.三〇	一八.四六	六.〇六.五〇	七.六.三三	
小樽市	一	土(中心粘土及混凝土)堰堤	二二.八三	三三.六六	一八.七九	四.七.四五〇	六.八.三三	
室蘭市								
釧路市								
八王子市								
目黒町								
澁谷町								
青梅町								
蜂山町	二	粘土鋼土層混泥土	九.六六	四.五〇〇	七.二七	二.八.〇六六	二.五.天九	
堺市	三	混泥土製擬石	五.四五	四.五六	四.五五	一.五.一八二	三.五.九一	
横須賀市	一	コンクリート造	六.〇〇	三.七〇	三.〇〇	一.〇.〇〇	五.二五	

第二、水源、水路 (其三) 原水貯水池

1111

第二 水源、水路 (其三) 原水貯水池

岡山市	松江市	米子市	鳥取市	金澤市	福井市	秋田市	山形市	五所川原市	青森市	平野町	郡山市	若松市	福島市	鹽釜市	仙臺市	上諏訪市	上田市	松本市	長野市	大津市	谷村町	甲府市	
石造粗石混泥土	粗石モルタル積				玉石混泥土						粘土質内面石張			混凝土			壁部コンクリート造圓井	粘土及金入土堰堤					
13,400	2,712				2,104						3,904			6,000			5,133	3,000					
10,922	10,303				4,182						1,101.10			3,740			4,555	3,545.55					
7,566	有效一六、三六 有效一三、三三				六、三六						二、七三			五、三〇			二、七三	一六、〇六					
4,780.01	五、七九九				三〇、八八七						一五、七九			七、八八九			四、四	三、五五五					
111,088	八二、五六九				八、二六四						六、三六三			三、四四八			一六	五五、六〇〇					
					總貯水量及 水面積ハ高ハ 基礎面上						本池ハ淨水池 沈澄池兼用ナ リ			有效水深二米 二七									

熱海市	伊豆市	濱松市	豊橋市	津島市	奈良市	宇都宮市	水戸市	沼田市	高崎市	前橋市	新発田市	高田市	長岡市	新潟市	佐世保市	長崎市	高砂町	西宮市	明石市	尼崎市	川崎市	
土堰堤															三池	一池	土堰堤					
二、六四八															四〇〇〇	三、八三三	一、六六七	六、〇〇〇	七、〇〇〇			
1,562															1,555.6	二、九三九	二、二七八	1,000.00	1,100.00			
1,515															二〇、四	二、八三三	一、三三九	五、〇〇〇	六、〇〇〇			
11,211															四、三三三	五、五六八	七、五三〇	九、七三〇	1,710			
120,121															三、八八九	三、八八九	五、五五五	五、五五五	1,710			

會員名	池數	堰堤ノ體質	總高	總長	下滿ノ深	總貯水量	總水面積	備考
倉敷市								
廣島市								
尾道市	1	粗石モルタル積表面張石	三・三	七九・三九	一九・三九	七三六・六四	二四・七三	
福山市	1	土堰	二・八七	一八・七〇	二六・〇六	七二七・六二	九四・九三	總貯水量ノ内 立三〇七六 用水三〇七六
下關市	1	土堰	二・三	八五・二五	一〇・九二	一〇、四五二六	一八、〇六	
宇部市								
和歌山市								
徳島市								
高松市								
九龍市								
松山市								
宇和島市								
高知市								
福岡市	1	混凝土	三・三	三四・五四	三五・七五	一、四四、〇三	一四、〇四三	
久留米市								
門司市	2	1池土堰堤(中心粘土) 1池同(同)	三・四〇	二二・六四	有效一九・〇九	八六五・八九	七六、四四三	
小倉市	1	土堰	二・三	一一・〇三	有效一二・七	四七八、八四三	五六、〇五三	
若松市	1	土堰	二・九	一一・二七	有效一八・七六	二〇〇、〇〇〇	二六、四四六	
大牟田市	1	土堰	二・九	一四・三四	有效一五・二			

八幡市	飯塚市	大分市	別府市	中津市	佐賀市	熊本市	鹿兒島市	那覇市	京城府	仁川府	群山市	大邱府	釜山府	統營面	平壤府	鎮南浦府	新義州府	元山府	豊原町	大泊町
ウエクマン式粗石積混凝土										土	土	土	土	土堰堤(内部張石)	土堰堤煉成粘土及金入	土堰	土	土	土堰堤(中心下部混凝土) 中心上部粘土	
一六、四〇〇										二六、〇〇〇	二八、七八	二八、七八	二八、七八	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一五、九二	
六〇、六〇										一一、七〇〇	一三、六三六	一三、六三六	一三、六三六	一〇、九一〇	一〇、九一〇	一〇、九一〇	一〇、九一〇	一〇、九一〇	一四、五九	
二、四二〇										二、四〇〇	二、六〇六	二、六〇六	二、六〇六	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一四、五〇	
一七、六四										三、七〇〇	八、一三〇	八、一三〇	八、一三〇	一、六三三	一、六三三	一、六三三	一、六三三	一、六三三	一、五、〇〇〇	
二、六四										四、一三〇	五、四四三	五、四四三	五、四四三	二、〇三	二、〇三	二、〇三	二、〇三	二、〇三	三、八七七	
工事中																				

會員名	池數	堰堤ノ體質	總高	總長	下滿ノ深面	總貯水量	總水面積	備考
朝鮮總督府	一	土堰	一九五四	一〇七・七	一八・三	九四・七五	二九・九〇	
江公	二	土堰	一五三〇	一〇一・六	一三・九〇	一七三・三〇	一〇・五〇〇	
木浦	三	土堰	一八三七	三六・三九	六・五七	六四・四一	一五・七六	
光州	一	土堰	一八二五	一〇九・二	一三・六三	一三三・八三	一五・七六	
高州	一	土堰	一四四五	一〇・六五	一・七五	一〇・六五	一・〇六	
浦項	一	土堰	二六八	一〇・六五	一・七五	一〇・六五	一・〇六	
鎮海	一	土堰	一三〇〇	一〇・〇〇	一・〇〇	一〇・〇〇	一・〇六	
海州	一	土堰	一三〇〇	一〇・〇〇	一・〇〇	一〇・〇〇	一・〇六	
平康	一	土堰	一〇九	九・〇	一・〇	九・〇	一・〇六	
平海	一	土堰	一〇九	九・〇	一・〇	九・〇	一・〇六	
臺海	一	土堰	二六六	六・五五	一・〇	六・五五	一・〇六	
基隆	一	土堰	二六六	六・五五	一・〇	六・五五	一・〇六	
花連	一	土堰	二六六	六・五五	一・〇	六・五五	一・〇六	
大連	一	土堰	二六六	六・五五	一・〇	六・五五	一・〇六	
關東	一	土堰	二六六	六・五五	一・〇	六・五五	一・〇六	
金州	一	土堰	二六六	六・五五	一・〇	六・五五	一・〇六	
安東	一	土堰	二六六	六・五五	一・〇	六・五五	一・〇六	
長春	一	土堰	二六六	六・五五	一・〇	六・五五	一・〇六	

第二、水源、水路

(其四) 導水路

【備考】 小數二位以下四捨五入ス

昭和二年度末現在

會員名	鐵道、暗渠、開渠、水管、木管、鐵筋コンクリート管等ノ區別	總延長	上幅	下幅	水深	五百以上ノ水管延長内譯	備考
東京市	開渠、暗渠、鐵筋コンクリート管	六、四八四	三・〇三	二・九一	三・三三	一八五	八、〇五五米
京都市	開渠、暗渠、鐵筋コンクリート管	九、七〇三	最廣四・五五	最淺二・七三	三・三三	一八五	一、七〇二米
大阪市	鐵筋コンクリート管	五、一六三	三・三三	三・三三	三・三三	一八五	五、一七〇米
橫濱市	鐵筋コンクリート管	八、五五九	三・三三	三・三三	三・三三	一八五	八、八七四米
神戶市	鐵筋コンクリート管	四、五二一	三・三三	三・三三	三・三三	一八五	三、四六四米

第二、水源、水路 (其四) 導水路

第二 水源、水路 其四 導水路

會員名	鐵道、暗渠、開渠、 クリート管等ノ區別	總延長	上幅	下幅	水深	水管延長内課 以五百耗 四百耗以上 未四百耗	備考
尼崎市	鐵	八、一〇一					
明石市	暗		一、二六				
西宮市	暗		一、二六				
高砂町	暗	二、〇三〇					
長崎市	鐵開	六、三九六	一、〇六	一、〇六	〇	一、六八二	馬蹄形ナリ
佐世保市	鐵開	四、九	一、八三	一、八三	一、三六	三、四	
新潟市	鐵	一、三				三、四	
長岡市	鐵	四、九				三、四	
高岡市	鐵	一、三				三、四	
新發田町	鐵筋コンクリート管	二、七三	一、三		六	一、三	
前橋市	鐵筋コンクリート管	三、五五				三、五	
高崎市	鐵開 蓋暗 鐵筋コンクリート管	七、八六五	圓形 六、六	六、六	一、七四	四、六九三	鐵開暗渠 蓋暗渠 鐵筋コンクリート管
沼田町	鐵筋コンクリート管	六、四二				一、四二	
水戸市	鐵筋コンクリート管	三、九七				三、九七	
宇都宮市	鐵	一、八八				一、八八	土管延長 三、四、五、四、二、九、米
奈良市	鐵					七	

一三二

會員名	鐵道、暗渠、開渠、 クリート管等ノ區別	總延長	上幅	下幅	水深	水管延長内課 以五百耗 四百耗以上 未四百耗	備考
名古屋市	鐵開暗	二、四四三	一、八二	一、八二	一、〇六	八、四八	鐵開暗渠延長 八、四、八、〇、九、米
函館市	鐵開暗	一、四八	一、三九	一、三九	一、〇六	一、〇六	鐵開暗渠延長 一、〇、二、三、一、七、米
小樽市	鐵	三、三〇〇				八、三、八、米	
室蘭市	鐵	三、〇八				二、四、八、米	
釧路市	鐵筋 鐵筋 混凝土	三、〇八				二、四、八、米	株式會社日本製鋼所 省分受クルヲ以テ
八王子市	鐵筋 鐵筋 混凝土	三、〇八				二、四、八、米	
目黒町	鐵筋 鐵筋 混凝土	三、〇八				二、四、八、米	
澁谷町	鐵筋 鐵筋 混凝土	三、〇八				二、四、八、米	
青森町	鐵	三、七三				三、七三	
峰山町	鐵	六、四二				六、四二	
堺市	鐵開	五、三三	九	九	六	三、二〇	鐵開管延長 三、二〇、八、米
横須賀市	鐵	一、九〇				一、九〇	
川崎市	鐵木 鐵筋 コンクリート	一、四〇〇				一、三、七、七	鐵木管延長 六、八、六、八、米

一三〇

第二 水源、水路 (其四) 導水路

市名	材料	管渠	延長	上幅	下幅	水深	延路	備考
小倉市	鐵	管	三九七				四百七十八	
若松市	鐵	管	六四七				一六九	
大牟田市	鐵	管	五〇〇				四七二	
八幡市	鐵	管	五〇〇				一六九	
飯塚市	鐵	管	五〇〇				四七二	
大分市	鐵筋コンクリート	管渠	二八〇				一〇三	鐵筋コンクリート管渠延長二、五〇三米
別府市	鐵筋コンクリート	管渠	二〇〇				一〇三	鐵筋コンクリート管渠延長二、〇〇三米
中津町	鐵筋コンクリート	管渠	三三三				一〇三	鐵筋コンクリート管渠延長三、三三三米
佐賀市	鐵筋コンクリート	管渠	三三三				一〇三	鐵筋コンクリート管渠延長三、三三三米
熊本市	鐵筋コンクリート	管渠	三三三				一〇三	鐵筋コンクリート管渠延長三、三三三米
鹿兒島市	鐵筋コンクリート	管渠	三三三				一〇三	鐵筋コンクリート管渠延長三、三三三米
那覇市	鐵筋コンクリート	管渠	三三三				一〇三	鐵筋コンクリート管渠延長三、三三三米
京城市	鐵筋コンクリート	管渠	三三三				一〇三	鐵筋コンクリート管渠延長三、三三三米
仁川府	鐵筋コンクリート	管渠	三三三				一〇三	鐵筋コンクリート管渠延長三、三三三米
群山市	鐵筋コンクリート	管渠	三三三				一〇三	鐵筋コンクリート管渠延長三、三三三米
大邱府	鐵筋コンクリート	管渠	三三三				一〇三	鐵筋コンクリート管渠延長三、三三三米
釜山府	鐵筋コンクリート	管渠	三三三				一〇三	鐵筋コンクリート管渠延長三、三三三米
統營面	鐵筋コンクリート	管渠	三三三				一〇三	鐵筋コンクリート管渠延長三、三三三米
平壤府	鐵筋コンクリート	管渠	三三三				一〇三	鐵筋コンクリート管渠延長三、三三三米
鎮南府	鐵筋コンクリート	管渠	三三三				一〇三	鐵筋コンクリート管渠延長三、三三三米
新義州府	鐵筋コンクリート	管渠	三三三				一〇三	鐵筋コンクリート管渠延長三、三三三米

一三五

上下幅及深ハ一定セス

鐵筋コンクリート管渠延長二、四〇三米

鐵筋コンクリート管渠延長二、〇〇三米

市名	材料	管渠	延長	上幅	下幅	水深	延路	備考
會員名	鐵筋コンクリート	管渠	五〇〇				四百七十八	
倉敷市	鐵筋コンクリート	管渠	五〇〇				四百七十八	
廣島市	鐵筋コンクリート	管渠	五〇〇				四百七十八	
尾道市	鐵筋コンクリート	管渠	五〇〇				四百七十八	
福山市	鐵筋コンクリート	管渠	五〇〇				四百七十八	
下關市	鐵筋コンクリート	管渠	五〇〇				四百七十八	
宇部市	鐵筋コンクリート	管渠	五〇〇				四百七十八	
和歌山市	鐵筋コンクリート	管渠	五〇〇				四百七十八	
徳島市	鐵筋コンクリート	管渠	五〇〇				四百七十八	
高松市	鐵筋コンクリート	管渠	五〇〇				四百七十八	
丸亀市	鐵筋コンクリート	管渠	五〇〇				四百七十八	
松山市	鐵筋コンクリート	管渠	五〇〇				四百七十八	
宇和島市	鐵筋コンクリート	管渠	五〇〇				四百七十八	
高知市	鐵筋コンクリート	管渠	五〇〇				四百七十八	
福岡市	鐵筋コンクリート	管渠	五〇〇				四百七十八	
久留米市	鐵筋コンクリート	管渠	五〇〇				四百七十八	
門司市	鐵筋コンクリート	管渠	五〇〇				四百七十八	

一三四

鐵筋コンクリート管渠延長八、一八九米

鐵筋コンクリート管渠延長六、五〇〇米

鐵筋コンクリート管渠延長五、一五八米

鐵筋コンクリート管渠延長六、九一八米

鐵筋コンクリート管渠延長五、一五八米

鐵筋コンクリート管渠延長六、九一八米

鐵筋コンクリート管渠延長五、一五八米

鐵筋コンクリート管渠延長六、九一八米

第三淨水場

(其一) 沈澄池

昭和二年度末現在

【備考】

一、圓形沈澄池ニアリテハ長上部欄ニ上底直徑ヲ長下部欄ニ下底直徑ヲ記入ス
二、小數二位以下四捨五入

水道名	池數	總容積 立方米	池ノ長		池ノ幅		深サ	備考
			上部	下部	上部	下部		
東京市	四	三三,九二八	二八・二	二〇・一六四	一〇・三〇	八・六四九	六・〇	
京都市	一	九,四八八	六・五八四	六・五八四	三・六四一	三・六四一	三・六	
大阪市	一〇	二〇,一六一	一〇・一八三	九・九三	七・八二	七・〇	三・三	
横濱市	六	五,四八七	六・九四〇	六・七八三	二・七〇	二・七〇	三・〇	
神戸市	三	一,一〇九	五・七五八	五・七五八	一・八二八	一・八二八	二・〇	
名古屋市	五	一八,七〇八	一三・七三三	一三・三三三	七・七五九	七・〇九	五・〇	
名古屋市	二	一,四六三	二・七三三	二・六三一	三・三	三・三	二・三	
小樽市	二	四,一三三	四・一〇〇	四・一〇〇	二・八〇〇	二・八〇〇	四・八	
室蘭市	一	一,八二六	三・〇三〇	二・九五五	一・六九九	一・六三三	三・七	
釧路市	一	八,二二六	四・〇三〇	四・〇三〇	三・四三三	三・四三三	三・三	

水道名	池數	總容積 立方米	池ノ長		池ノ幅		深サ	備考
			上部	下部	上部	下部		
目黒町	一	一,五七九	一・五七九	一・四六七	七・七七九	六・七八八	五・五	
青谷町	一	一,五九四	一・五九四	一・四八二	二・七二七	二・七二七	三・四	
山梅町	一	五,八四四	二・四八二	二・八二八	二・四八二	二・四八二	三・四	
峰山町	一	七,〇〇〇	三・〇九〇	三・〇九〇	二・七〇〇	二・七〇〇	三・四	
横須賀市	二	三,七五三	三・〇九〇	三・〇九〇	二・六九九	二・六九九	三・三	
川崎市	三	五,九四三	二・四八二	二・八二八	二・四八二	二・四八二	三・四	
尼崎市	二	五,八四四	二・四八二	二・八二八	二・四八二	二・四八二	三・四	
明石市	二	七,〇〇〇	三・〇九〇	三・〇九〇	二・七〇〇	二・七〇〇	三・四	
西宮市	二	三,七五三	三・〇九〇	三・〇九〇	二・六九九	二・六九九	三・三	
高砂市	二	一,五七九	一・五七九	一・四六七	七・七七九	六・七八八	五・五	
長崎市	一	一,五九四	一・五九四	一・四八二	二・七二七	二・七二七	三・四	
佐保市	一	五,八四四	二・四八二	二・八二八	二・四八二	二・四八二	三・四	
新潟市	一	一,五七九	一・五七九	一・四六七	七・七七九	六・七八八	五・五	
長岡市	一	一,五九四	一・五九四	一・四八二	二・七二七	二・七二七	三・四	
高田市	一	五,八四四	二・四八二	二・八二八	二・四八二	二・四八二	三・四	
新発田市	一	一,五七九	一・五七九	一・四六七	七・七七九	六・七八八	五・五	
前橋市	一	一,五九四	一・五九四	一・四八二	二・七二七	二・七二七	三・四	
高崎市	一	八,七三三	三・五三一	四・〇三七	三・六三六	三・三三三	三・七	
沼田町	一	二,一〇〇	二・九〇一	二・〇三六	二・三六四	二・四六〇	二・六	
水戸市	一	一〇,〇一八	四・三〇九	三・三二九	四・三九四	三・三三三	三・九	
宇都宮市	一	一〇,〇一八	四・三〇九	三・三二九	四・三九四	三・三三三	三・九	
奈良市	一	一〇,〇一八	四・三〇九	三・三二九	四・三九四	三・三三三	三・九	

第三淨水場(其一) 沈澄池

第三 淨水場 (其一) 沈澄池

水道名	池數	總容積	上部長	下部長	上幅	下幅	總深	有效水深
秋田市	4	27,755	3,500	4,200	4,200	4,200	3,500	3,100
金澤市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
福井市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
鳥取市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
島根市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
松江市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
高松市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
徳島市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
和歌山市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
宇部市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
下関市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
尾道市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
吳市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
廣島市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
倉敷市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
岡山市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
松江市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
米子市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
鳥取市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
福井市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
高松市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
宇部市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
高松市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
福井市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
久留米市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300

水道名	池數	總容積	上部長	下部長	上幅	下幅	總深	有效水深
津島市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
豊橋市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
伊東市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
熱海市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
甲府市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
大谷町	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
長野市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
松本市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
上田市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
諏訪市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
仙臺市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
鹽釜市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
福島市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
若松市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
郡山市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
平塚市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
青森市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
五所川原市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
山形市	1	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300

沈澄池ニ類スル排砂池トス

第三 淨水場 (其一) 沈澱池

水道名	池數	總容積	上部長	下部長	上部幅	下部幅	總深	有效水深	備考
鎮南浦府	二	二六五二	三〇三〇	一六六七	二二七五	九〇九	四・五五	三・三三	圓形
新義州府	二	二六五二	三〇三〇	一六六七	二二七五	九〇九	四・五五	三・三三	圓形
元山府	二	二六五二	三〇三〇	一六六七	二二七五	九〇九	四・五五	三・三三	圓形
豐原町	二	二六五二	三〇三〇	一六六七	二二七五	九〇九	四・五五	三・三三	圓形
大泊町	二	二六五二	三〇三〇	一六六七	二二七五	九〇九	四・五五	三・三三	圓形
臺北府	二	二六五二	三〇三〇	一六六七	二二七五	九〇九	四・五五	三・三三	圓形
基隆	二	二六五二	三〇三〇	一六六七	二二七五	九〇九	四・五五	三・三三	圓形
臺南	二	二六五二	三〇三〇	一六六七	二二七五	九〇九	四・五五	三・三三	圓形
嘉義	二	二六五二	三〇三〇	一六六七	二二七五	九〇九	四・五五	三・三三	圓形
高雄	二	二六五二	三〇三〇	一六六七	二二七五	九〇九	四・五五	三・三三	圓形
花蓮港	二	二六五二	三〇三〇	一六六七	二二七五	九〇九	四・五五	三・三三	圓形
關東廳	二	二六五二	三〇三〇	一六六七	二二七五	九〇九	四・五五	三・三三	圓形
大連	二	二六五二	三〇三〇	一六六七	二二七五	九〇九	四・五五	三・三三	圓形
旅順	二	二六五二	三〇三〇	一六六七	二二七五	九〇九	四・五五	三・三三	圓形
荒川	二	二六五二	三〇三〇	一六六七	二二七五	九〇九	四・五五	三・三三	圓形
江村	二	二六五二	三〇三〇	一六六七	二二七五	九〇九	四・五五	三・三三	圓形
沙河口	二	二六五二	三〇三〇	一六六七	二二七五	九〇九	四・五五	三・三三	圓形
鞍山	二	二六五二	三〇三〇	一六六七	二二七五	九〇九	四・五五	三・三三	圓形
本溪湖	二	二六五二	三〇三〇	一六六七	二二七五	九〇九	四・五五	三・三三	圓形
安東	二	二六五二	三〇三〇	一六六七	二二七五	九〇九	四・五五	三・三三	圓形
撫順	二	二六五二	三〇三〇	一六六七	二二七五	九〇九	四・五五	三・三三	圓形

水道名	池數	總容積	上部長	下部長	上部幅	下部幅	總深	有效水深	備考
門司市	一	一六六六	七九二二	六九〇九	五五五八	四五四五	五・三〇	四・五五	
小倉市	一	一六六六	七九二二	六九〇九	五五五八	四五四五	五・三〇	四・五五	
若松市	一	一六六六	七九二二	六九〇九	五五五八	四五四五	五・三〇	四・五五	
大牟田市	一	一六六六	七九二二	六九〇九	五五五八	四五四五	五・三〇	四・五五	
八幡市	一	一六六六	七九二二	六九〇九	五五五八	四五四五	五・三〇	四・五五	
飯塚市	一	一六六六	七九二二	六九〇九	五五五八	四五四五	五・三〇	四・五五	
大塚市	一	一六六六	七九二二	六九〇九	五五五八	四五四五	五・三〇	四・五五	
別府市	一	一六六六	七九二二	六九〇九	五五五八	四五四五	五・三〇	四・五五	
中津市	一	一六六六	七九二二	六九〇九	五五五八	四五四五	五・三〇	四・五五	
佐賀市	一	一六六六	七九二二	六九〇九	五五五八	四五四五	五・三〇	四・五五	
熊本市	一	一六六六	七九二二	六九〇九	五五五八	四五四五	五・三〇	四・五五	
鹿兒島市	一	一六六六	七九二二	六九〇九	五五五八	四五四五	五・三〇	四・五五	
那霸市	一	一六六六	七九二二	六九〇九	五五五八	四五四五	五・三〇	四・五五	
京城府	一	一六六六	七九二二	六九〇九	五五五八	四五四五	五・三〇	四・五五	
仁川府	一	一六六六	七九二二	六九〇九	五五五八	四五四五	五・三〇	四・五五	
群山市	一	一六六六	七九二二	六九〇九	五五五八	四五四五	五・三〇	四・五五	
大邱府	一	一六六六	七九二二	六九〇九	五五五八	四五四五	五・三〇	四・五五	
釜山府	一	一六六六	七九二二	六九〇九	五五五八	四五四五	五・三〇	四・五五	
統營府	一	一六六六	七九二二	六九〇九	五五五八	四五四五	五・三〇	四・五五	
平壤府	一	一六六六	七九二二	六九〇九	五五五八	四五四五	五・三〇	四・五五	

〔自然ノ溪谷ヲ利用シ設置セ
ルヲ以テ長巾等一定ナラズ〕

第三淨水場(其二)濾過池

水道名	池數	總面積	上部	下部	上部	下部	總深	濾床厚	濾過速度	備考
大阪市	三	二六九四二	一四〇	七三三	七三三	七三三	三二八	一〇六	二二五	
横濱市	一〇	二四、三三三	八池	六、三五	四、五七五	一、七二	二、五八	九七	三六〇	
神戸市	二九	三三、三三三	七池	一、八八	一、七五八	一、七五八	二、四七	二六	二四三	
名古屋市	一四	四〇、〇六	八池	七、〇九	四、八二	二、二七	二、四九	一、五	三〇〇	
室蘭市	五	九、九九	一池	七、五五	三、五〇	三、五〇	二、七	一三	三六	高低區區
函館市	七	八、八八	三池	四、〇〇	三、七	三、七	二、七	一〇〇	三四七	
小樽市	七	八、八八	四池	四、〇〇	三、七	三、七	二、七	一〇〇	三四七	
鋼路市	四	三、九七	四池	四、〇〇	三、七	三、七	二、七	一〇〇	三四七	
八王子市	三	一、六〇	三池	二、七	二、七	二、七	一、九	三〇三	六〇六	
目黒町	三	五、〇五	三池	五、〇五	三、三	三、三	二、七	一五	四、五五	
青梅町	三	三、三	三池	一、五	一、五	一、五	二、八	一五	三〇三	
峰山町	二	一、八五	二池	一、三六	一、三六	一、三六	二、八	一五	三〇三	
横須賀市	六	三、一〇	三池	三、〇〇	一、八	一、八	二、五〇	一一	三〇三	
川崎市	四	三、〇〇	三池	三、〇〇	二、三	二、三	二、五	一一	三〇三	
尼崎市	八	三、〇〇	三池	三、〇〇	二、三	二、三	二、五	一一	三〇三	

第三淨水場
(其二)濾過池

水道名	池數	總面積	池ノ大サ		總深	濾床厚	濾過速度	備考
			上部	下部				
玉川水道	七	三、三〇	二、一八	一、三三	二、七	一、三	三〇三	
株式會社			二、一八	一、三三	二、七	一、三	三〇三	
湘南水道			二、一八	一、三三	二、七	一、三	三〇三	
株式會社			二、一八	一、三三	二、七	一、三	三〇三	
箱根登山鐵道			二、一八	一、三三	二、七	一、三	三〇三	
株式會社			二、一八	一、三三	二、七	一、三	三〇三	

【備考】一、圓形濾過池ニアリテハ長上部欄ニ上底直徑ヲ長下部欄ニ下底直徑ヲ記入シ、
備考欄ニ「圓形」ヲ附記ス
二、小數二位以下四捨五入ス
三、總面積ハ各濾過池面積ノ合計ヲ記入ス

昭和二年度末現在

第三 淨水場 (其二) 濾過池

水道名	池數	總面積	上部	下部	上部	下部	總深	濾床厚	濾過速度	備考
熱海市	4	5,376	3,667	3,288	3,667	3,288	2,391	113	3.00	
甲府市	4	7,433	3,273	3,273	1,636	1,636	2,391	113	3.00	
谷津市	3	11,164	2,404	3,333	1,588	1,588	2,391	113	3.00	
大津市	3	2,576	3,333	3,333	1,588	1,588	2,391	113	3.00	
長野市	3	2,576	3,333	3,333	1,588	1,588	2,391	113	3.00	
松本市	3	5,168	3,606	3,090	3,999	3,281	2,391	113	3.00	
上諏訪市	3	5,877	4,984	4,984	3,333	2,777	2,391	113	3.00	
仙臺市	4	8,811	4,984	4,984	3,333	2,777	2,391	113	3.00	
鹽釜市	2	4,811	4,984	4,984	3,333	2,777	2,391	113	3.00	
福島市	3	4,811	4,984	4,984	3,333	2,777	2,391	113	3.00	
郡山市	8	3,777	3,777	3,777	3,777	3,777	2,391	113	3.00	
若松市	3	1,800	3,777	3,777	3,777	3,777	2,391	113	3.00	
平山町	3	2,569	3,777	3,777	3,777	3,777	2,391	113	3.00	
青森市	3	1,588	3,777	3,777	3,777	3,777	2,391	113	3.00	
五所川原町	3	1,588	3,777	3,777	3,777	3,777	2,391	113	3.00	
山形市	3	1,588	3,777	3,777	3,777	3,777	2,391	113	3.00	
秋田市	3	1,588	3,777	3,777	3,777	3,777	2,391	113	3.00	
福井市	3	1,588	3,777	3,777	3,777	3,777	2,391	113	3.00	
金澤市	3	1,588	3,777	3,777	3,777	3,777	2,391	113	3.00	
鳥取市	3	1,588	3,777	3,777	3,777	3,777	2,391	113	3.00	
米子市	3	1,588	3,777	3,777	3,777	3,777	2,391	113	3.00	
松江市	3	1,588	3,777	3,777	3,777	3,777	2,391	113	3.00	

水道名	池數	總面積	上部	下部	上部	下部	總深	濾床厚	濾過速度	備考
伊東市	4	4,000	3,999	3,999	3,999	3,999	2,391	113	3.00	
濱松市	4	3,646	3,999	3,999	3,999	3,999	2,391	113	3.00	
津島市	3	2,544	3,999	3,999	3,999	3,999	2,391	113	3.00	
奈良市	2	2,544	3,999	3,999	3,999	3,999	2,391	113	3.00	
宇都宮市	3	2,544	3,999	3,999	3,999	3,999	2,391	113	3.00	
水戸市	2	2,544	3,999	3,999	3,999	3,999	2,391	113	3.00	
沼田市	4	6,796	3,999	3,999	3,999	3,999	2,391	113	3.00	
高崎市	3	4,796	3,999	3,999	3,999	3,999	2,391	113	3.00	
前橋市	3	6,796	3,999	3,999	3,999	3,999	2,391	113	3.00	
新發田市	3	6,796	3,999	3,999	3,999	3,999	2,391	113	3.00	
高田市	4	2,911	3,999	3,999	3,999	3,999	2,391	113	3.00	
長岡市	3	1,009	3,999	3,999	3,999	3,999	2,391	113	3.00	
新潟市	4	3,589	3,999	3,999	3,999	3,999	2,391	113	3.00	
佐世保市	5	3,589	3,999	3,999	3,999	3,999	2,391	113	3.00	
長崎市	2	11,650	3,999	3,999	3,999	3,999	2,391	113	3.00	
高砂市	2	8,266	3,999	3,999	3,999	3,999	2,391	113	3.00	
西宮市	2	2,479	3,999	3,999	3,999	3,999	2,391	113	3.00	
明石市	2	2,479	3,999	3,999	3,999	3,999	2,391	113	3.00	

〔底ヨリ笠石下鋪迄〕笠石高一尺

外一池豫備ヲ設ケキヤンデー式

第三 淨水場 (其二) 濾過池

水道名	池數	總面積	上部	下部	上部	下部	總深	濾床厚	濾過速度	備考
大牟田市	一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	九七・六	グラビティ式濾過機
八幡町	一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	急速濾過機
飯塚町	一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	急速濾過機
大分市	一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	急速濾過機
別府市	一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	急速濾過機
中津町	一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	急速濾過機
佐賀市	一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	急速濾過機
熊本市	一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	急速濾過機
鹿兒島市	一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	急速濾過機
那覇市	一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	急速濾過機
京城府	一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	急速濾過機
仁川府	一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	急速濾過機
群山市	一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	急速濾過機
大邱府	一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	急速濾過機
釜山府	一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	急速濾過機
統營面	一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	急速濾過機
平壤府	一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	急速濾過機
鎮南浦府	一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	急速濾過機
新義州府	一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	急速濾過機
元山府	一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	急速濾過機

水道名	池數	總面積	上部	下部	上部	下部	總深	濾床厚	濾過速度	備考
岡山市	一〇	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	圓形急速濾過池
倉敷市	七	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	圓形急速濾過池
廣島市	七	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	圓形急速濾過池
尾道市	七	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	圓形急速濾過池
福山市	七	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	圓形急速濾過池
下關市	七	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	圓形急速濾過池
宇都部市	七	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	圓形急速濾過池
和歌山市	七	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	圓形急速濾過池
徳島市	七	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	圓形急速濾過池
高松市	七	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	圓形急速濾過池
丸亀市	七	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	圓形急速濾過池
宇和島市	七	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	圓形急速濾過池
高知市	七	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	圓形急速濾過池
福岡市	七	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	圓形急速濾過池
久留米市	七	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	圓形急速濾過池
門司市	七	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	圓形急速濾過池
小倉市	七	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	圓形急速濾過池
若松市	七	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	圓形急速濾過池

第三淨水場(其二)濾過池

水道名	池數	總面積	上部	下部	上部	下部	總深	濾床厚	濾過速度	備考
道箱株湘株玉										
株式南會水	九	九六二	一池	二池	一池	二池	二・三	一五	三六四	
株式會水	八	三二	一池	七池	一池	六池	二・三	一四	三六四	
撫安本鞍沙	六	七	一池	五池	一池	四池	二・三	一四	三六四	
順東湖山口	五	七	一池	四池	一池	三池	二・三	一四	三六四	
社登山鐵	三	一四	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	
江町荒	八	二四九	一池	七池	一池	六池	二・三	一四	三六四	
町川組水	六	一六五	一池	五池	一池	四池	二・三	一四	三六四	
江村組水	三	一三	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	
荒玉水	三	一三	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	
旅順	一〇	三二八	一池	九池	一池	八池	二・三	一四	三六四	
關東	三	八	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	
花蓮	三	一〇	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	
高嘉臺彰基臺	三	一〇	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	
臺隆北	一	一	一池	一池	一池	一池	二・三	一四	三六四	
會寧津	八	九	一池	七池	一池	六池	二・三	一四	三六四	
城寧津	二	九	一池	一池	一池	一池	二・三	一四	三六四	

水道名	池數	總面積	上部	下部	上部	下部	總深	濾床厚	濾過速度	備考
豐原	三	一四七	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	
大泊町	三	一四七	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	
朝鮮總督府	三	一四七	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	
公州	三	一四七	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	
江州	三	一四七	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	
全州	三	一四七	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	
木浦	三	一四七	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	
光州	三	一四七	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	
高浦	三	一四七	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	
浦項	三	一四七	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	
金泉	三	一四七	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	
晉州	三	一四七	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	
鎮海	三	一四七	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	
義州	三	一四七	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	
春川	三	一四七	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	
平康	三	一四七	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	
咸興	三	一四七	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	
清津	三	一四七	一池	二池	一池	二池	二・三	一四	三六四	

第三、淨水場

(其三) 淨水池

昭和二年度末現在

【備考】一、圓形淨水池ニアリテハ長上部欄ニ上底直徑ヲ長下部欄ニ下底直徑ヲ記入ス
 二、小數二位以下四捨五入ス
 三、總容積ハ各淨水池容積ノ合計ヲ記入ス

水道名	池數	總容積 立方米	池ノ長		池ノ幅		有效水深 米	備考
			上部 米	下部 米	上部 米	下部 米		
東 京 市	四	一三五・二八	七六・七五	七六・三	一〇九・〇九	九三・〇〇	二・七	淀、本郷、和田、松崎上
京 都 市	三	二六・三三	七六・八	六五・九	六五・九	六五・九	七・七	松崎上
大 阪 市	九	一一〇・五九	七三・七	七三・三	七〇・〇	六八・六	三・三	
横 濱 市	五	六三・八四	七三・七	七三・三	七〇・〇	六八・六	三・三	
神 戸 市	一四	一四六・六	七三・七	七三・三	七〇・〇	六八・六	三・三	

第三、淨水場 (其三) 淨水池

水道名	池數	總容積 立方米	池ノ長		池ノ幅		有效水深 米	備考
			上部 米	下部 米	上部 米	下部 米		
名 古 屋 市	四	四六・七三	六二・五八	六二・四	五三・八	五三・八	四・七	第一高、第二低區
函 館 市	四	一五・〇	四四・二	四四・二	三三・〇	三三・〇	四・四	
室 蘭 市	三	一三・〇	三三・〇	三三・〇	二二・六	二二・六	四・四	
小 樽 市	六	一〇〇・八二	三三・〇	三三・〇	二二・六	二二・六	四・四	
室 蘭 市	三	一三・〇	三三・〇	三三・〇	二二・六	二二・六	四・四	
入 王 子 市	三	一三・〇	三三・〇	三三・〇	二二・六	二二・六	四・四	
目 黒 町	三	一三・〇	三三・〇	三三・〇	二二・六	二二・六	四・四	
澁 谷 町	三	一三・〇	三三・〇	三三・〇	二二・六	二二・六	四・四	
青 梅 町	三	一三・〇	三三・〇	三三・〇	二二・六	二二・六	四・四	
峰 山 町	一	二七・〇	二七・〇	二七・〇	一八・八	一八・八	一・八	圓筒形
堺 市	一	二七・〇	二七・〇	二七・〇	一八・八	一八・八	一・八	圓筒形
横 須 賀 市	三	二七・〇	二七・〇	二七・〇	一八・八	一八・八	一・八	圓筒形
川 崎 市	三	二七・〇	二七・〇	二七・〇	一八・八	一八・八	一・八	圓筒形
尼 崎 市	三	二七・〇	二七・〇	二七・〇	一八・八	一八・八	一・八	圓筒形
明 石 市	三	二七・〇	二七・〇	二七・〇	一八・八	一八・八	一・八	圓筒形
西 宮 市	三	二七・〇	二七・〇	二七・〇	一八・八	一八・八	一・八	圓筒形
高 砂 町	三	二七・〇	二七・〇	二七・〇	一八・八	一八・八	一・八	圓筒形
長 崎 市	六	一五・〇	三三・〇	三三・〇	二二・六	二二・六	四・四	圓形

上記ノ外集水井ハ直徑四尺深サ十尺ニシテ普通「コンクリート」ヲ以テ築造シ中央ニ調節機ヲ上下セシムルノ装置ナリ

第三 淨水場 (其三) 淨水池

水道名	池數	總容積 立方米	池ノ長		大サ		有效水深 米	備考
			上部	下部	上部	下部		
別府市	4	4,674	1,670	1,630	1,100	1,100	3.00	圓形
中津町	2	2,677	1,338	1,338	909	909	3.00	圓形
佐賀市	4	1,948	1,364	1,364	1,364	1,364	3.00	長方形
熊本市	2	538	339	339	284	284	4.2	配水池
鹿兒島市	2	3,999	1,970	1,970	1,848	1,848	3.00	圓形
那覇市	2	3,999	1,970	1,970	1,848	1,848	3.00	圓形
京城府	2	3,999	1,970	1,970	1,848	1,848	3.00	圓形
仁川府	2	3,999	1,970	1,970	1,848	1,848	3.00	圓形
群山府	2	3,999	1,970	1,970	1,848	1,848	3.00	圓形
大邱府	2	3,999	1,970	1,970	1,848	1,848	3.00	圓形
釜山府	6	8,355	1,412	1,412	918	918	3.65	圓形
統營面	1	1,177	1,091	1,091	1,091	1,091	3.64	圓形
平壤府	1	637	1,000	1,000	1,000	1,000	3.64	圓形
鎮南浦府	1	333	1,000	1,000	1,000	1,000	3.64	圓形
新義州府	1	278	1,000	1,000	1,000	1,000	3.64	圓形
元山府	1	1,818	1,000	1,000	1,000	1,000	3.64	圓形
豐原町	1	1,818	1,000	1,000	1,000	1,000	3.64	圓形
大泊町	1	1,818	1,000	1,000	1,000	1,000	3.64	圓形
朝鮮總督府	1	499	1,155	1,155	1,155	1,155	4.55	圓形
公海	1	230	1,155	1,155	1,155	1,155	4.55	圓形
鎮公所	1	230	1,155	1,155	1,155	1,155	4.55	圓形

水道名	池數	總容積 立方米	池ノ長		大サ		有效水深 米	備考
			上部	下部	上部	下部		
福山市	2	2,433	2,727	2,727	1,515	1,515	3.79	方形
下關市	2	1,039	2,727	2,727	1,515	1,515	3.79	方形
宇部市	2	1,351	2,727	2,727	1,515	1,515	3.79	方形
和歌山市	2	3,733	2,727	2,727	1,515	1,515	3.79	方形
德島市	2	770	2,727	2,727	1,515	1,515	3.79	方形
高松市	2	4,700	2,727	2,727	1,515	1,515	3.79	方形
九龍市	2	1,376	2,727	2,727	1,515	1,515	3.79	方形
松山市	2	1,875	2,727	2,727	1,515	1,515	3.79	方形
宇和島市	2	3,000	2,727	2,727	1,515	1,515	3.79	方形
高知市	2	730	2,727	2,727	1,515	1,515	3.79	方形
福岡市	2	5,798	2,727	2,727	1,515	1,515	3.79	方形
久留米市	2	3,733	2,727	2,727	1,515	1,515	3.79	方形
門司市	2	4,277	2,727	2,727	1,515	1,515	3.79	方形
小倉市	2	3,733	2,727	2,727	1,515	1,515	3.79	方形
若松市	2	3,733	2,727	2,727	1,515	1,515	3.79	方形
大牟田市	2	3,733	2,727	2,727	1,515	1,515	3.79	方形
八幡市	2	3,733	2,727	2,727	1,515	1,515	3.79	方形
飯塚市	2	3,733	2,727	2,727	1,515	1,515	3.79	方形
大分市	2	3,733	2,727	2,727	1,515	1,515	3.79	方形

第三 淨水場 (其三) 淨水池

水道名	池數	總容積	上部	下部	上部	下部	有效水深	備考
海城	1	300	內徑	10.00	10.00	10.00	4.50	給水塔
鞍山	1	400	內徑	10.00	10.00	10.00	5.00	圓形配水池
連陽	1	800	內徑	10.00	10.00	10.00	6.25	給水塔
蘇家屯	1	1,350	內徑	10.00	10.00	10.00	7.82	給水塔
奉天	1	450	內徑	10.00	10.00	10.00	4.50	給水塔
鐵嶺	1	300	內徑	10.00	10.00	10.00	4.50	給水塔
開原	1	370	內徑	10.00	10.00	10.00	5.77	給水塔
四平街	1	370	內徑	10.00	10.00	10.00	5.77	給水塔
公主嶺	1	675	內徑	10.00	10.00	10.00	7.10	給水塔
長春	1	450	內徑	10.00	10.00	10.00	4.50	給水塔
本溪湖	1	700	內徑	10.00	10.00	10.00	7.10	給水塔
橋頭	1	250	內徑	10.00	10.00	10.00	3.50	配水池
連山關	1	200	內徑	10.00	10.00	10.00	3.00	配水池
雞冠山	1	300	內徑	10.00	10.00	10.00	4.00	配水池
安東	1	1,500	內徑	10.00	10.00	10.00	4.00	配水池
撫順	1	1,500	內徑	10.00	10.00	10.00	4.00	配水池
玉川水道	5	1,000	二池	10.00	10.00	10.00	4.00	配水池
湖南水道	1	1,000	二池	10.00	10.00	10.00	4.00	配水池
株式會社	1	1,000	二池	10.00	10.00	10.00	4.00	配水池
株式會社	1	1,000	二池	10.00	10.00	10.00	4.00	配水池
株式會社	1	1,000	二池	10.00	10.00	10.00	4.00	配水池
株式會社	1	1,000	二池	10.00	10.00	10.00	4.00	配水池

水道名	池數	總容積	上部	下部	上部	下部	有效水深	備考
臺灣總督府	2	4,800	二池	10.00	10.00	10.00	3.60	二房二區劃トス
基隆	1	2,600	二池	10.00	10.00	10.00	3.60	配水池
臺中	1	1,400	二池	10.00	10.00	10.00	3.60	配水池
彰化	1	950	二池	10.00	10.00	10.00	3.60	配水池
嘉義	1	6,300	二池	10.00	10.00	10.00	3.60	配水池
臺南	1	1,300	二池	10.00	10.00	10.00	3.60	配水池
高雄	1	4,200	二池	10.00	10.00	10.00	3.60	配水池
花蓮	1	6,000	二池	10.00	10.00	10.00	3.60	配水池
關東廳	7	14,950	二池	10.00	10.00	10.00	3.60	圓形
大連	1	4,000	二池	10.00	10.00	10.00	3.60	配水池
金州	1	1,300	二池	10.00	10.00	10.00	3.60	配水池
荒村組合	1	5,950	二池	10.00	10.00	10.00	3.60	配水池
江川組合	1	1,500	二池	10.00	10.00	10.00	3.60	配水池
町村組合	1	700	二池	10.00	10.00	10.00	3.60	配水池
沙河口	1	1,000	二池	10.00	10.00	10.00	3.60	配水池
瓦房店	1	200	二池	10.00	10.00	10.00	3.60	配水池
熊岳城	1	200	二池	10.00	10.00	10.00	3.60	配水池
蓋平	1	200	二池	10.00	10.00	10.00	3.60	配水池
大石橋	1	1,000	二池	10.00	10.00	10.00	3.60	配水池

第四 唧筒 (其一) 取水唧筒

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工率ノ	最大揚水落差	一臺ノ最大揚水量	備考
上田市									
上諏訪町									
仙臺市									
鹽釜町									
福島市									
若松市									
郡山市									
平町									
青森市									
五所川原町									
山形市									
秋田市									
福島市									
金澤市									
鳥取市									
米子市									
松江市									
岡山市									
長岡市	四	渦巻唧筒	式井ノ口單段複吸水	電	荏原製作所	一〇	八	八二	
高田市	四	タービン唧筒	井ノ口式	電	荏原製作所 日本電氣鐵工株式會社	二七	一九	三三	
新發田町									
前橋市									
高崎市									
沼田町									
水戸市									
宇都宮市									
奈良市									
津市									
豊橋市									
濱松市									
伊東町									
熱海市									
甲府市									
谷村町									
大津市									
長野市									
松本市									
上田市									
上諏訪町									
仙臺市									
鹽釜町									
福島市									
若松市									
郡山市									
平町									
青森市									
五所川原町									
山形市									
秋田市									
福島市									
金澤市									
鳥取市									
米子市									
松江市									
岡山市									
長岡市									
高田市									
新發田町									
前橋市									
高崎市									
沼田町									
水戸市									
宇都宮市									
奈良市									
津市									
豊橋市									
濱松市									
伊東町									
熱海市									
甲府市									
谷村町									
大津市									
長野市									
松本市									
上田市									
上諏訪町									
仙臺市									
鹽釜町									
福島市									
若松市									
郡山市									
平町									
青森市									
五所川原町									
山形市									
秋田市									
福島市									
金澤市									
鳥取市									
米子市									
松江市									
岡山市									
長岡市									
高田市									
新發田町									
前橋市									
高崎市									
沼田町									
水戸市									
宇都宮市									
奈良市									
津市									
豊橋市									
濱松市									
伊東町									
熱海市									
甲府市									
谷村町									
大津市									
長野市									
松本市									
上田市									
上諏訪町									
仙臺市									
鹽釜町									
福島市									
若松市									
郡山市									
平町									
青森市									
五所川原町									
山形市									
秋田市									
福島市									
金澤市									
鳥取市									
米子市									
松江市									
岡山市									
長岡市									
高田市									
新發田町									
前橋市									
高崎市									
沼田町									
水戸市									
宇都宮市									
奈良市									
津市									
豊橋市									
濱松市									
伊東町									
熱海市									
甲府市									
谷村町									
大津市									
長野市									
松本市									
上田市									
上諏訪町									
仙臺市									
鹽釜町									
福島市									
若松市									
郡山市									
平町									
青森市									
五所川原町									
山形市									
秋田市									
福島市									
金澤市									
鳥取市									
米子市									
松江市									
岡山市									
長岡市									
高田市									
新發田町									
前橋市									
高崎市									
沼田町									
水戸市									
宇都宮市									
奈良市									
津市									
豊橋市									
濱松市									
伊東町									
熱海市									
甲府市									
谷村町									
大津市									
長野市									
松本市									
上田市									
上諏訪町									
仙臺市									
鹽釜町									
福島市									
若松市									
郡山市									
平町									
青森市									
五所川原町									
山形市									
秋田市									
福島市									
金澤市									
鳥取市									

第四 唧筒 (其一) 取水唧筒

水道名	臺數	名	稱	型	式	原動力	製造所名	工一臺ノ	水最大揚	揚水ノ最大	備	考
久留米市												
門司市												
小倉市												
若松市												
大牟田市												
八幡市												
飯塚町												
大分市												
別府市												
中津町												
佐賀市												
熊本市												
鹿兒島市												
那覇市												
京城市												
仁川府												
群山市												

水道名	臺數	名	稱	型	式	原動力	製造所名	工一臺ノ	水最大揚	揚水ノ最大	備	考
倉敷市												
廣島市												
尾道市												
福山市												
下關市												
宇部市												
和歌山市												
徳島市												
高松市												
九龍市												
松山市												
宇和島市												
高知市												
福岡市												

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工一臺ノ 率ノ	最大揚 水落差	一臺一晝 夜ノ最大 送水量	備考
長岡市	四	八時タービン唧筒	井ノ口式二段	電	荏原製作所	三二	四〇	六三三	
高田市	七	タービン唧筒 ブランシュターボン	三臺井ノ口式二段 四臺横置単働トリ ツブレツキス	電	荏原製作所 日本電氣鐵工株式 會社	三二 三〇	四五 四九	二五〇 四二六	
新發田町									
前橋市									
高崎市									
沼田町									
水戸市									
宇都宮市									
奈良市									
津市									
豊橋市									
濱松市									
伊東町									
熱海市									
甲府市									
谷村町									
大津市									
長野市									
松本市	四	高壓直結唧筒	三段タービン式	電	三臺關西工作所 氣日立製作所	七四	九二	三七七	外ニ豫備トシ テ三臺ヲ備フ
上田市									
仙臺町									
鹽釜町									
福島市	三	タービン唧筒	三段タービン式	電	瑞西ブルツエル社 兄弟會	三五	七〇	三四五	一臺ヲ豫備ト ス
若松市									
郡山市	四	三段タービン	電動機直結	電	瑞西ブルツエル社 兄弟會	二六	三四	一六三 三三六	
平町									
青森市									
五所川原町									
山形市									
秋田市									
福島市									
金澤市									
鳥取市									
米子市	三	電動機高壓ター ビン 一臺 重油機	開放式ラストン型	電	芝浦製作所 英國ラステン 社 ホーンスビー 會	四二	五三	三〇〇	電動機ノ内一 臺ハ豫備 重油機ハ停電 豫備
松江市	一	セントリフュー ガルポンプ	兩吸込型	電	氣進ポンプ製造所	四七	三三	九三	應急設備

第四 唧筒 (其二) 送水唧筒

第四 唧筒 (其二) 送水唧筒

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工率ノ	最大揚	一臺ノ	備考
高松市	一	電動機直結タービ	四臺一段	電	石川島造船所	二〇	四二	四一〇	油壓同型式直結唧筒一臺ヲ設備
九龜市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
松山市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
宇和島市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
高知市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
福岡市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
久留米市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
門司市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
小倉市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
若松市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
大牟田市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
入幡市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
飯塚市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
大分市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
別府市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
中津市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
佐賀市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
徳島市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
和歌山市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
宇部市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
下關市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
福山市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
尾道市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
吳市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
廣島市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
倉敷市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
岡山市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒
徳島市	一	タービン唧筒	二段歴送	電	西島製作所	二七	五〇	三三九	ガソリン唧筒

第四 筒 (其二) 送水唧筒

水道名	臺數	名	稱	型	式	原動力	製造所名	工一臺ノ	水最大揚	水落差	一臺ノ最大	備	考
平康	二	ウービン唧筒	井ノ口式渦巻唧筒	GMICH型	電	電	日立製作所	九	九二		10,000		
臺灣總督府	五	井ノ口式渦巻唧筒	井ノ口式渦巻唧筒	横置二段式	電	電	氣花原製作所	八	四二		10,000		
彰化	四	井ノ口式渦巻唧筒	井ノ口式渦巻唧筒	横置二段式	電	電	氣花原製作所	四	四二		10,000		
臺南	一	井ノ口式渦巻唧筒	井ノ口式渦巻唧筒	横置二段式	電	電	石川島造船所	四	四二		10,000		
高雄	三	ウービン唧筒	ウービン唧筒	横置式	電	電	氣花原製作所	七	八一		10,000		
高雄	二	遠心唧筒	遠心唧筒	単一吸込一段式	電	電	英國マンチエム	二	八三		8,000		本製入原水ヲ自來水ニ替テ取入ルモノ
高雄	二	アランゲヤ唧筒	アランゲヤ唧筒	直立三回側張高率直結式	蒸	蒸	長崎三菱造船所	二	七六		九,000		
大連	一〇	ウービン唧筒	ウービン唧筒	直立機關	重	蒸	瑞西ズルツエ	三	九七		10,000		
大連	一	ウービン唧筒	ウービン唧筒	直立機關	重	蒸	瑞西ズルツエ	三	九七		10,000		
大連	一	ウービン唧筒	ウービン唧筒	直立機關	重	蒸	瑞西ズルツエ	三	九七		10,000		
大連	一	ウービン唧筒	ウービン唧筒	直立機關	重	蒸	瑞西ズルツエ	三	九七		10,000		
大連	一	ウービン唧筒	ウービン唧筒	直立機關	重	蒸	瑞西ズルツエ	三	九七		10,000		
大連	一	ウービン唧筒	ウービン唧筒	直立機關	重	蒸	瑞西ズルツエ	三	九七		10,000		
大連	一	ウービン唧筒	ウービン唧筒	直立機關	重	蒸	瑞西ズルツエ	三	九七		10,000		
大連	一	ウービン唧筒	ウービン唧筒	直立機關	重	蒸	瑞西ズルツエ	三	九七		10,000		
大連	一	ウービン唧筒	ウービン唧筒	直立機關	重	蒸	瑞西ズルツエ	三	九七		10,000		
旅順	二	ウービン唧筒	ウービン唧筒	三段電動機直結井ノ口式	電	電	氣花原製作所	五	四七		4,000		取水兼用
旅順	二	ウービン唧筒	ウービン唧筒	三段電動機直結井ノ口式	電	電	氣花原製作所	五	四七		4,000		取水兼用

水道名	臺數	名	稱	型	式	原動力	製造所名	工一臺ノ	水最大揚	水落差	一臺ノ最大	備	考
熊本市						電	浦賀船渠株式會社	三	九二		11,000		
鹿兒島市						電	浦賀船渠株式會社	三	九二		11,000		
那覇市						電	浦賀船渠株式會社	三	九二		11,000		
京城府	四	二臺高揚唧筒	二臺高揚唧筒	ウービン式	電	蒸	英國ウオルシントン	七	八三		六,000		
京城府	一	一臺高揚唧筒	一臺高揚唧筒	ウービン式	電	蒸	英國ウオルシントン	七	八三		六,000		
仁川府	二	一臺高揚唧筒	一臺高揚唧筒	ウービン式	電	蒸	英國ウオルシントン	七	八三		六,000		
群山府	一	重油發動機關	重油發動機關	横置式	重	油	英國ラストン會社	二	八四		一五,000		
大邱府						電	日立製作所	二	八四		一五,000		
釜山府						電	日立製作所	二	八四		一五,000		
統營面	三	ウービン唧筒	ウービン唧筒	横置式三段	電	電	日立製作所	一	六二		一三,000		
平壤府						電	日立製作所	一	六二		一三,000		
鎮南浦府						電	日立製作所	一	六二		一三,000		
新義州府						電	日立製作所	一	六二		一三,000		
元山府						電	日立製作所	一	六二		一三,000		
豐原町	二	ウービン唧筒	ウービン唧筒	八吋二段	原	油	大阪松島鐵工所	三	七〇		四,000		
大泊町	二	ウービン唧筒	ウービン唧筒	八吋二段	原	油	大阪松島鐵工所	三	七〇		四,000		
朝鮮總督府	三	ウービン唧筒	ウービン唧筒	ウービン型	瓦	蒸	氣大阪高田商會	三	三六		六,000		
鎮海	三	ウービン唧筒	ウービン唧筒	ウービン型	瓦	蒸	氣大阪高田商會	三	三六		六,000		
春川	二	高壓ウービン唧筒	高壓ウービン唧筒	百鳥式	瓦	蒸	新西島製作所	二	二七		一五,000		

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工率	最大揚水落差	一臺一晝夜ノ最大送水量	備考
荒玉水道	六	二段タービン唧筒	電動機直結型	電	スルザイブラザス	二九	四五	二五〇〇〇	工事中ニ付計
町村組合	七	電動機直結タービン唧筒	一段型 二段型	電	日立製作所 瑞西ズルザイ兄弟	二九	四五	二六〇〇〇	
江戸川上水町村組合	七	タービン唧筒	二段型	電	日立製作所	二九	四五	二六〇〇〇	
沙河口	三	タービン唧筒	二段型	電	日立製作所	二九	四五	二六〇〇〇	
瓦房店	四	タービン唧筒	二段型	電	日立製作所	二九	四五	二六〇〇〇	
熊岳城	二	ウオシントン唧筒	二段型	蒸	日立製作所	二九	四五	二六〇〇〇	
蓋平	二	ウオシントン唧筒	二段型	蒸	日立製作所	二九	四五	二六〇〇〇	
大石橋	二	タービン唧筒	二段3M横型 井ノ口二段横型	重電	日立製作所	二九	四五	二六〇〇〇	
海城	二	ウオシントン唧筒	二段型	蒸	日立製作所	二九	四五	二六〇〇〇	
鞍山	二	タービン唧筒	二段型	電	日立製作所	二九	四五	二六〇〇〇	
遼陽	二	タービン唧筒	二段型	電	日立製作所	二九	四五	二六〇〇〇	

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工率	最大揚水落差	一臺一晝夜ノ最大送水量	備考
蘇家屯	二	ウオシントン唧筒	二段型	電	日立製作所	二九	四五	二六〇〇〇	
奉天	三	タービン唧筒	二段型	電	日立製作所	二九	四五	二六〇〇〇	
鐵嶺	二	タービン唧筒	二段型	電	日立製作所	二九	四五	二六〇〇〇	
開原	三	ウオシントン唧筒	二段型	電	日立製作所	二九	四五	二六〇〇〇	
四平街	四	ウオシントン唧筒	二段型	電	日立製作所	二九	四五	二六〇〇〇	
公主嶺	三	ウオシントン唧筒	二段型	電	日立製作所	二九	四五	二六〇〇〇	
長春	一〇	タービン唧筒	二段型	電	日立製作所	二九	四五	二六〇〇〇	
本溪湖	二	ウオシントン唧筒	二段型	電	日立製作所	二九	四五	二六〇〇〇	
橋頭	二	ウオシントン唧筒	二段型	電	日立製作所	二九	四五	二六〇〇〇	

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工一臺ノ 率ノ	水最大揚 落差	夜一臺一晝 送水最大量	備考
連山關	ニ	ウオシントン唧筒	横型	蒸	米國ウオシントン	二六	二七	三五	
鶏冠山	ニ	ウオシントン唧筒 フランザヤ唧筒	横型	蒸	米國ウオシントン 安治川鐵工所	五	二八	五八	
安東	ニ	タービン唧筒	横型	電	リスローダボ會社 三菱長崎造船所	八二	七九	七六	
撫順	ニ	タービン唧筒	電動機直結二聯及 一聯	電	氣撫順炭礦機械課	一九	八〇	七〇	
玉川水道	六	タービン唧筒	井ノ口式	電	氣荏原製作所	三三	八二	八〇	
湖南水道	一					三六	二六	八〇	
株根登山鐵道株式會社	一					三七	二六	八〇	

1:400

第六 經常收支 (其二) 收入

(備考) 單位未滿、四捨五入

備考

水道名	放 任 給 水 料		普 通 計 量		特 別 計 量		雜 收 入		合 計		備 考
	本年 算度	決前 年度	本年 算度	決前 年度	本年 算度	決前 年度	本年 算度	決前 年度	本年 算度	決前 年度	
東京市	1,234,567	1,200,000	1,000,000	950,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,200,000	1,150,000	昭和二年三月份水開始
大阪市	1,100,000	1,050,000	900,000	850,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	950,000	
名古屋市	800,000	750,000	700,000	650,000	100,000	100,000	100,000	100,000	800,000	750,000	昭和二年三月份水開始
京都市	700,000	650,000	600,000	550,000	100,000	100,000	100,000	100,000	700,000	650,000	
神戸市	600,000	550,000	500,000	450,000	100,000	100,000	100,000	100,000	600,000	550,000	昭和二年三月份水開始
横浜市	500,000	450,000	400,000	350,000	100,000	100,000	100,000	100,000	500,000	450,000	
仙台市	400,000	350,000	300,000	250,000	100,000	100,000	100,000	100,000	400,000	350,000	昭和二年三月份水開始
新潟市	300,000	250,000	200,000	150,000	100,000	100,000	100,000	100,000	300,000	250,000	
金沢市	200,000	150,000	100,000	50,000	100,000	100,000	100,000	100,000	200,000	150,000	昭和二年三月份水開始
富山県	100,000	50,000	50,000	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	
石川県	100,000	50,000	50,000	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	昭和二年三月份水開始
福井県	100,000	50,000	50,000	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	
滋賀県	100,000	50,000	50,000	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	昭和二年三月份水開始
岐阜県	100,000	50,000	50,000	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	
愛知県	100,000	50,000	50,000	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	昭和二年三月份水開始
静岡県	100,000	50,000	50,000	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	
徳島県	100,000	50,000	50,000	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	昭和二年三月份水開始
香川県	100,000	50,000	50,000	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	
高松市	100,000	50,000	50,000	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	昭和二年三月份水開始
愛媛県	100,000	50,000	50,000	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	
高知市	100,000	50,000	50,000	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	昭和二年三月份水開始
福岡県	100,000	50,000	50,000	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	
佐賀県	100,000	50,000	50,000	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	昭和二年三月份水開始
熊本県	100,000	50,000	50,000	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	
大分県	100,000	50,000	50,000	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	昭和二年三月份水開始
宮崎県	100,000	50,000	50,000	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	
鹿児島市	100,000	50,000	50,000	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	昭和二年三月份水開始
沖縄県	100,000	50,000	50,000	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	

大正十五年給水開始
計量給水料普通計量前年度決算ニハ共用計量ニ合

給水料年初ニ付決算ニ付
内訳記載省略

計量給水料其内訳区分ニシテ合計欄ニハ掲記ス

昭和二年三月份水開始

豫算編成上普通計量ト特別計量トノ區別セズ

昭和二年三月份水開始
其合計額ヲ掲グ

第六、經常收支

〔備考〕

支出ニハ水道事務費、水源水路費、諸池費、唧筒運轉費、鐵管維持費等水道經營ニ要スル經常費ノミヲ掲ケ各戸給水ニ要スル給水工事費及之ニ關聯スル事務費等ヲ除外シ雜支出中ニハ休退職並死亡給與金水質試驗費等ノ雜費ヲ計上ス

(其二) 支出

〔備考〕 圓位未満ハ四捨五入トス

昭和二年度

水道名	事務費		水源水路費		淨水場費		水管維持費		雜支出		合計		備考
	本年度 豫算	前年度 決算	本年度 豫算	前年度 決算	本年度 豫算	前年度 決算	本年度 豫算	前年度 決算	本年度 豫算	前年度 決算	本年度 豫算	前年度 決算	
東京市	1,012,333	932,500	1,270,000	1,110,000	3,294,975	3,511,000	1,870,000	1,870,000	3,511,000	3,511,000	3,511,000	3,511,000	本事務費中ニハ 六〇〇圓位 ニ至ル 事務費 九五〇圓 位 計上ス
京都市	1,278,975	1,511,775	—	—	1,770,000	1,770,000	1,110,000	1,110,000	1,770,000	1,770,000	1,770,000	1,770,000	
大阪市	801,134	854,075	700,000	700,000	1,010,000	1,010,000	1,110,000	1,110,000	1,010,000	1,010,000	1,010,000	1,010,000	
横濱市	1,298,000	1,298,000	630,000	710,000	2,180,000	2,180,000	870,000	870,000	2,180,000	2,180,000	2,180,000	2,180,000	
神戸市	3,380,000	3,380,000	2,670,000	2,670,000	3,380,000	3,380,000	3,380,000	3,380,000	3,380,000	3,380,000	3,380,000	3,380,000	
名古屋市	1,111,333	1,075,775	680,000	450,000	3,380,000	3,380,000	770,000	770,000	3,380,000	3,380,000	3,380,000	3,380,000	
函館市	840,000	840,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	840,000	840,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	
小樽市	1,490,000	1,490,000	1,110,000	1,110,000	770,000	770,000	1,490,000	1,490,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	
室蘭市	1,520,000	1,520,000	1,070,000	1,070,000	—	—	—	—	1,070,000	1,070,000	1,070,000	1,070,000	
釧路市	—	—	1,070,000	1,070,000	—	—	—	—	1,070,000	1,070,000	1,070,000	1,070,000	

第六 經常收支 (其二) 支出